

# オラニエ-ナッサウ軍制改革とリプシウスの『政治学 (*Politica*)』：絶対主義の再検討

鈴木朝生

- I. はじめに：分権国家ネーデルラントと絶対主義
- II. 「絶対主義」の二つの意味
  - (1) 権力の集中化
  - (2) 制約からの解放
- III. 絶対主義と常備軍
  - (1) マルクス主義による常備軍の定義
  - (2) 「軍事革命」論における常備軍
  - (3) 「財政=軍事国家」論と集権化
  - (4) 親衛隊～近衛兵としての常備軍
  - (5) 傭兵と常備軍
- IV. オラニエ-ナッサウ軍制改革と『政治学』
  - (1) 問題の所在
  - (2) オラニエ-ナッサウ軍制改革とその前提
    - a. 徴税制度～財政
    - b. ネーデルラント軍再編
    - c. 常備軍創設：兵士の終身化
  - (3) 『政治学』における政府と軍
    - a. 登録～監察制度
    - b. 募兵
    - c. 規律
- V. 結び：独立戦争期政治論におけるリプシウスの絶対主義

## I. はじめに：分権国家ネーデルラントと絶対主義

トマス・ホッブズと彼の同調者たちとの信条を「一風変わった絶対主義 [peculiar brand of absolutism]」と評したのは、Q・スキナーである<sup>1)</sup>。たしかに、あらためて確認するまでもなく、ホッブズに限らず、ジャン・ボダン、スピノザら、〈主権〉論を自らの理論構成の中心に据えた思想家たちは、こぞって〈主権〉の属性としてその《絶対性》に言及している<sup>2)</sup>。ところが彼らの著述活動の背景は、といえ、逆説的に《主権》など確立されてもいない騒乱の時期であった。これもまた、うたがいのない事実である。この点からすれば、それだからこそ彼らは、主権の《絶対》性を主張したのだ、との理解もまた、もはや共通のそれである。あえて触れるまでもなく、ここに

言う背景とは、ボダンについては、ユグノー戦争であり、ホッブズについては、イングランドの内乱、「ピューリタン革命」であり、スピノザについては、ネーデルラントにおける、いわゆる共和政時代、オラニエ・ナッサウ家対共和派「門閥市民 (Regent)」層の対立と確執の時期を指す。1651年頃からデ=ウィット兄弟虐殺の1672年までは、「総督 (Stadhouder) 不在」時期、いかえればオラニエ・ナッサウ家の君主政的要素が極限まで軽視された時期でもある。この時期、ネーデルラント国家は、ホラント州「法律顧問 (Raadpensionaris)」ほかの職にあったヨーハン (ヤン) ・デ=ウィット (Johan de Witt) のリーダーシップによって事実上国家が運営されていた<sup>3)</sup>。

16世紀から17世紀にかけてのネーデルラントにおける政治思想を専攻するE.H. コスマン (E.H. Kossman) とマーティン・ファン・ヘルデレン (Martin Van Gelderen) という、二人の自国史研究者によって、その説が〈絶対主義〉との間に有意な《関連性》を持つと評価される思想家に、イウストゥス・リプシウス (Justus Lipsius) がいる。二人はともに、リプシウス研究の先駆であるG・エストライヒ (Gerhard Oestreich) の著作に言及しながら、リプシウスと《絶対主義》との関連性を指摘している。

まず、コスマンは、まさにこの時期の17世紀ネーデルラント政治思想を概観した、自身の論文集の「序文」において、次のように述べている。「エストライヒは、リプシウスがその実践的有用性のおかげで絶対主義 [absolute] 国家の伸長を助長した、と見ている<sup>4)</sup>。また、ヘルデレンも、独立戦争期ネーデルラントの政治思想を扱った研究の中でエストライヒに言及しつつ、「17世紀を通して、リプシウスによるストアの諸観念の充当は、絶対主義 [absolutist] 諸理論の発展において非常に影響力あることが明らかとなった…」と述べている<sup>5)</sup>。

なるほど、もし、彼らの評価に従ってリプシウスの思想に〈絶対主義〉的な側面があるとして、リプシウスの思想活動にボダンらと同じような背景を探すならば、それは「八十年戦争」、ネーデルラント植民地の本国スペインに対する八十年にも及ぶ独立戦争に他ならない。よく知られているように、ネーデルラントは、「八十年戦争」の一部である「三十年戦争」の終結に当たる、1648年の「ウェストファリア (ミュンスター) 条約」によって、正式に独立国となった。これがいわゆる「ネーデルラント連邦共和国 (Republiek der Zeven Verenigde Nederlanden)」である。

しかし、ここで注意しなければならないのは、エストライヒは、けっしてリプシウスを積極的に「絶対主義の思想家である」とまで断言しているわけではない<sup>6)</sup>、それは、上記の二人の研究者も同じである、という点である。しかし、そうであるにもかかわらず、リプシウスの理論には、以下に検討するように、権力の《絶対》化の要素が明確に見て取れるのである<sup>7)</sup>。

それでは、かりにリプシウスの理論が権力の《絶対》性を強調したとして、独立戦争期の16世紀ネーデルラントという背景を重ねてそれを理解しようとしたとき、まことに奇妙な逆説に遭遇する。すなわち、「ネーデルラント連邦共和国」とは、「七つ (の州) が結合した (Zeven Verenigde)」という意味の上記の国名通り、スペインからの独立を果たしたヘルデルラント (Gelderland) ・ホラント (Holland) ・ゼーラント (Zeeland) ・ユトレヒト (Utrecht) ・フリースラント (Friesland) ・オーフェルアイセル (Overijssel) ・フローニンゲン (Groningen) の北部七州を中心とする《連邦》国家であり、そうである以上、いかなる《権力の集中》をも許さない《分権》国家であったはずである。

もちろん、リプシウスの理論構成の努力のために収集した材料や、目に入ってきた現実、なにもネーデルラント一国のそれに限ったことではなく、少なくとも、実際にリプシウスが活動したネーデルラントを中心とする北・西ヨーロッパの隣国にへも広がりを持っていただろう。それゆえリプ

シウスの著作の意図は、独立戦争を遂行中のネーデルラント一国に対する提言などではなかった、とする解釈も成り立つ。しかし、この点について、エストライヒは、独立戦争の立役者で、その軍事的天分を謳われたナッサウのマウリッツ (Maurits van Nassau) とリプシウスとの間のレイデン大学における師弟関係などから、リプシウスの『政治学 (*Politicorum sive Civilis Doctrinae libri sex.*)』がオラニエ-ナッサウの軍制改革書であった、と断言しているのである<sup>8)</sup>。

この問題については、IV.において詳論されるであろう。本稿の課題は、《分権》国家ネーデルラントにおいて、リプシウスが唱えた〈絶対主義〉理論とは、当時の〈政治論〉の中においてどのような含意を持ち、かつそのためにどのような位置を占めていたのか、を確認することにある。論点を先取りするならば、リプシウスの絶対主義理論とは、II.において詳論する「絶対主義 (absolutism)」の持つ二つの意味から生じる、次の二つの側面を持っていた。すなわち、まず

(1) の**権力の集中化**の意味に対応する、《権力集中化》の側面、いいかえれば、君主 (王) への《政府機能および軍事力の集中》という側面である。この側面は、より具体的には、君主を中心とし、官吏による〈政府〉および〈常備軍〉の形成の提唱という形を採って現れる。

次に、

(2) の**制約からの解放**の意味に対応する、王権・君主権力の独立・自立の側面、いいかえれば、ネーデルラント連邦議会・州議会・市を権力基盤とする「門閥市民」、富裕商人層からの独立・自立、彼らによる《抑制・制約からの解放》の側面である。

## II. 「絶対主義」の二つの意味

〈主権〉概念の属性としての《絶対》性を考えるうえで、まず、そもそも「絶対的である (absolute)」という語とはどのような意味かについて、とくにその語源に注意を払いつつ探ると、案の定、この語の持つ、特殊《政治》的な意味に遭遇する。しかも、以下に述べるように、さらに進んで、この《政治》的な意味に、今度は歴史的事実を重ね合わせるならば、権力の《絶対》化という現象において、二つの方向性を持つことに行き当たる。すなわち、一つは、内的な側面に及ぶもの、絶対化していこうとする〈王権〉・〈君主権〉における、権力・実力の《集中》の方向性である。いま一つは、そうした権力の対外的な側面から見た意味、身分制議会を中心とする封建勢力による抑制・制約からの《解放》の方向性である。しかもなお、この二つの意味は同じ事柄を、裏表のそれぞれの方向から言い表したにすぎず、それ故にこそそれらはあくまでも《同じ》方向を目指しているのである。

*Oxford Dictionary of English, Third Edition.* (以下では、*Oxford Dictionary of English, Third Edition.*をO.D.E.と略記する)によれば、‘absolute’とは、とくに「権力や権利について」使用される場合、と断りながら ‘(of powers or rights) not subject to any limitation; unconditional: (of a ruler) having unrestricted power:’ すなわち、「(権力について) いかなる制限にも服さない」、また「(支配者について) 無制約な権力を持つ」という意味である一。

では、この形容詞の元となる動詞 ‘ab-solve’ の意味は、たとえば、‘declare (someone) free from guilt, obligation, or punishment:’ さらに、この動詞はいうまでもなく、‘ab’ と ‘solve’ とから成っている。それでは、後述の接頭辞 ‘ab’ の機能を確認する予備作業として ‘solve’ とは何か、を見ておくと、それは ‘find an answer to, explanation for, or means of effectively dealing with (a problem or mystery):’ である、とされている。以上のいずれの意味も、かならずしも上記の形容詞 ‘absolute’ の「《政治》的な意味」とは直結していない。しかし、念のため、さらに遡って、こ

の両者のもととなる英語動詞 ‘ab-solve’ と ‘solve’ の、それぞれの「語源 [ORIGIN]」を確認しておく、興味深いことに気付く。

‘absolve, -ORIGIN, late Middle English: from Latin *absolvere* ‘set free, acquit’, ab - ‘from’+ *solvere* ‘loosen’. また、

‘solve, -ORIGIN, late Middle English (in the sense ‘loosen, dissolve, untie’): from Latin *solvere* ‘loosen, unfasten’.

以上の「解放する」・「解く」という意味の語源から派生して、前者は「罪・義務・罰から自由であると宣言する」、後者は「(問題や秘密)の答えや、それに対する説明、あるいはそれを有効の扱う方法を見つける」という語意に行き着くのである。しかも、それらは、いずれもの語源の英語 ‘loosen’ の意味に現れている。

だがここでさらに問題が生じる。というのは、そうしてみると、すくなくとも英語では、‘absolve’ と ‘solve’ の意味には違いはなく、したがって接頭辞 ‘ab-’ は、付されていても、またそうでなくとも、両者の意味に大差ない、ということになるからである。たしかに、‘ab-’ は ‘away from~’ であり、‘loosen’ ももともと「緩める」の意味であるから、この両方の語が《同じ》方向性を持つために、以上の現象が起こるのだという理解も、一応は可能である。しかし、ではそもそも ‘ab-solute’ と ‘solute’ とは同じ意味の語なのか、という問題については、「絶対的である (absolute)」という語《政治》的な意味との関連を念頭に置くとき、そこにはなお未確定な問題領域が残るのである。

### (1) 権力の集中化

はたして、この問題を解明する手がかりは、まさに、上記の、一見付いていても、あるいはいなくとも、変わりがなかに思えた(接頭辞) ‘ab-’ の果たす機能から生じる。この ‘ab-’ は、‘use’ と ‘ab-use’、また ‘normal’ と ‘ab-normal’ の関係という次の二つの事例から判断しても明らかのように、「~から (遠い)、~から (離れた)」の意味から発して、その後に着く〈語尾〉に対して、全く《逆方向》・《正反対》の意味を与える役割を果たす場合がある。一方、‘solute’ の動詞形 ‘solve’ は、‘loosen, dissolve, untie’ の意味を持つ。したがって、これらの意味のうち、‘un-tie’、‘un-fasten’ に対して《逆方向》・《正反対》の作用を持つ接頭辞 ‘ab-’ が付されたならば、‘ab-solute’ とは、元とは逆の ‘tie’、‘fasten’ の意味になるはずである。以上から総合的に判断すれば、‘ab-solute’ とは、「<sup>ほど</sup>解ける、解体・溶解する」とはあくまでも《逆方向》・《正反対》の作用、すなわち「中心へ向かって凝集・集中する」という作用を意味する場合もありうるのである<sup>1)</sup>。

以上の事情は、名詞形 ‘solution’ の意味を確認する作業を通じるとさらに明確になる。ODE は、形容詞 ‘solute’ の名詞形 ‘solution’ の意味について以下のように記している。‘a liquid mixture in which the minor component (the solute) is uniformly distributed within the major component (the solvent).’ これは、「より小さい構成要素 (the minor component)」が「より大きな構成要素 (the major component)」の内側に同一形式で置かれる、つまりそこに「吸収」、「統合」あるいは「集約」されるという方向性を持つ意味である。

この言葉を、絶対主義が現れた、16, 7世紀のヨーロッパという文脈の中に置くと、権力・実力が「絶対」化、すなわち凝集・集中していく中心に位置しているのは、いうまでもなく国王・君主である。(絶対王政 (君主政)) が登場してくるのは、同時に《地方分権的・地域防衛的》な制度としての封建

制が衰退していった時期でもあることを考え合わせると、封建制を構成する要素である、つまり上記の意味のうち、「より小さい構成要素」としての、複数の個別の〈領主権力〉が分散している状態から、それとは《逆方向》・《正反対》の作用を持って、「より大きな構成要素」である〈絶対王政 (君主政)〉へと吸収・併合されていく過程を指す。以上の事情から判断すれば、この「絶対的」の意味は、以下の文脈において理解可能である。すなわち、〈絶対王政 (君主政)〉が権力を中央に〈集中〉しようとする過程とは、同時に封建勢力が自ら衰退するか、あるいは〈王権〉によって意図的・強制的に没落させられる過程でもあり、この両方の過程は入れ替わるようにして進行する現象である、ということである。

この権力集中～集権化の意味は、ボダンの「混合政体」批判を検証することによって、より明確になる。ボダンは、「混合政体」を批判する際に、それを却下する最大の理由を、それがなによりも彼の中心概念である〈主権〉が「分割」状態に置かれている、具体的には主権者の職務が他の身分によって〈分有〉されている状態を指すことにあるとしている<sup>2)</sup>。ボダンが主権の「分割」を非難する以上、その場合の〈主権〉の属性は、逆に「不可分 (in-divisible)」性にあるはずである。もとより〈主権〉とは、ボダンにとって「絶対」的であることは動かしようがない以上、「不可分」性もまた同時に、〈主権〉の属性であるという事情については変わりがない。いうまでもなく、ポリュビオス、キケローが推奨した、単独の王政・貴族政・民主政それぞれの政体の利点を〈混合〉し、それゆえ〈安定〉していたはずの、以外の第四の政体、すなわち〈混合政体〉とは、ボダンにとっては、かえって本来《分割不可能》な〈主権〉が王政・貴族政・民主政間で《分割・分有》されている状態にすぎず、国家には三形態があるだけで、それ以外の形態は、主権がいずれかの形態に落ち着くまで、政治的反乱によって絶えず揺り動かされる墮落 (態) である<sup>3)</sup>、ということになる。ボダンによれば、もし、君主の権威が制限され、民衆による身分制議会、あるいは元老院に服従するようなことでもなれば、主権はいかなる確かな基礎をも持たないことになる。結果は、いかなる国家にとってもありうるかぎり最悪の状態、すなわち惨めな無政府状態である<sup>4)</sup>。混合政体を構成する王政・貴族政・民主政の含意する実体について、ボダンは、王政を体現する国王、貴族政を体現するパリの高等法院、民主政を体現する全国三部会である、としている<sup>5)</sup>。したがって、本来分割されるべきでない〈主権〉が、分割されている状態を指す混合政体とは、国王・高等法院・全国三部会の間での〈主権〉の分有状態を指し、ボダンの立場によるその否定とは、分有とは逆に、国王という一点への全権力の集中を意味していたのである。

## (2) 制約からの解放

第二の意味について、*O.D.E.* は ‘absolute’ の意味について、遡れば、その語源はほぼ同じ意味の形容詞 ‘absolutus’ 「解き放たれた、制約 (制約) されない」、さらに遡れば、それは動詞 ‘absolvere’ の過去分詞である、としている。‘-ORIGIN, late Middle English: from Latin absolutus ‘freed, unrestricted’, past participle of absolvere.’ したがって、この語は、ラテンの語源から、ほぼ正確にその意味を受け取っていることになる。‘absolutus’ の動詞形が ‘absoluo’ である。いうまでもなくこの語は、‘ab’ と ‘soluo’ という二つの要素から構成されている。ちなみに、*Oxford Latin Dictionary* によれば、‘ab’ とは ‘MOTION AWAY, DISTANCE, SEPARATION’、一方 ‘soluo’ は ‘loosen or untie’ の意であるとされているので、英語の語源となるラテン語においても、この語の意味は、当然のことながら変わらない。

この ‘absolute’ の第二の意味に関連してただちに思いつくのは、ボダンの〈主権〉論における

《法》の定義である。すなわち、ボダンにとって《法》とは、あくまでも〈主権〉者の自由な意志にのみ根拠を持つ一方的命令にすぎない<sup>1)</sup>。〈主権〉者は法によってその全臣民に義務を与えることができるが、しかし自らは法の制約を免れるのである。このボダンの言明は、ローマ法における伝統、中でも今日ウルピアヌス (Ulpianus) に帰せしめられている、「君主は法から解放される・法を免れる (*Princeps legibus solutus.*)」という法諺に起源を持つ<sup>2)</sup>。Oxford Latin Dictionaryによれば、この法諺の文言にある ‘solutus’ の動詞形 ‘soluo’ は ‘loosen or untie’ の意であり、この法諺は第二の意味を端的に言い表している事例である。

これは、(1) の権力の集中化の裏側の側面、すなわち、<sup>バルルマン</sup> 高等法院および全国三部会という国王を《掣肘する諸勢力》からの解放でもある。ボダンの著作活動の背景は絶対的〈主権〉の確立など望むべくもないユグノー戦争であったが、このとくに全国三部会による制約からの解放のモメントが、1614年以降、フランス革命まで二百年近くに及ぶ「全国三部会」の非・召集へとつながる。そして、この《無》議会政治こそが〈絶対王政 (君主政)〉の最大の特徴であるとされ、なおかつそれこそが〈絶対王政 (君主政)〉の要件とされた所以である。

たしかに、ボダンは、フランス語 ‘absoluë’ をラテン語では ‘…legibusque soluta…’ と言いかえてはいる<sup>3)</sup>。だが、この事例においてもっとも明確なように、〈法による制約からの解放・自由〉が「絶対的」であることの意味だとするならば、それが同時に、〈権力の集約・集中〉をも意味するのは当然である。というのは、ここでボダンの言う「法」とは、それが〈制定法〉ならば、しかるべき立法機関によって制定されていたであろうし、それが〈慣習法〉ならば、それを解釈する司法機関が存在したであろう。しかし、ボダンは、主権を構成する諸要素の筆頭として「立法権」を挙げ、それを主権者が一方的に法を与える権力という意味で定義することにより<sup>4)</sup>、いずれの場合もそれらの機関の権能を無視するか、あるいは立法権をそれらから主権者のもとへと奪取し、かつ独占することを宣言しているのである。筆者が本節冒頭において (1) と (2) とが結局《同じ》方向を目指すとして述べたのは、以上の意味においてである。

もとより「絶対主義 (absolut-ism)」とは、〈絶対王政 (君主政)〉が実際の〈統治形態〉を指すのに対して、その〈絶対王政 (君主政)〉が奉じる《イデオロギー》を指す。以上に検討した ‘absolute’ という語の二つの意味、すなわち〈王権〉による《権力の集中化》と、封建勢力の《制約からの解放》とを踏まえた上で、あらためてそれを近世のヨーロッパの歴史的背景の中に置いて、イデオロギーとしての絶対主義の持つ「絶対」性の《含意》について眺めてみると、実体としての絶対王政 (君主政) についての理解が、なお一層深まる。

一つの手がかりとして、スチュアート期イングランドに限って、ではあるが、この「絶対主義 (absolutism)」という用語に言及するのに、〈王権〉の拡大を促進した、相互に関連する諸発展として、マルコム・スマッツ (Malcolm Smuts) は次の四点を挙げている<sup>5)</sup>。

- ① あらゆる政治的牽制を超越して、王の権威を高める神学・法学・哲学論の大成
- ② 選挙制議会および他の君主政に対する諸制約を、抑制しまたは削減する試み
- ③ 恣意的重税
- ④ 王の意志を強制するための、より中央〈集権化〉された行政制度の発展

たしかに、①については、「神学」とはジェームズ1世の「〈王権〉神授説」や、ロバート・フィルマーが『パトリアーカ (*Patriarcha.*)』で展開した、聖書を根拠とする〈家父長制論〉もこれに入

るであろう。また、「法学」については、イングランドにおいても翻訳・移入された、ローマ法を根拠とするボダンの〈主権〉論がその典型であろう<sup>6)</sup>。さらに「哲学」については、いうまでもなくホッブズがその哲学体系中において構成した〈主権〉論を指す。

だが、これらがイデオロギーから見た「絶対主義」であるのに対し、②③④はその内容から判断して、実際の具体的《政策》である。もちろん、「絶対主義」とは、これらの諸《政策》の背後にあって、それらを実際に稼働させる「精神」であると理解すれば、決して不都合は生じない。だが、その一方で、これらの《政策》が相互に関連し合っている点については見落としてはならない。まず、②は国王による議会無視の専制的・専断的な統治を指す。とくに、長期にわたる《無》議会政治の実例は、ジェイムズ1世期の1614年から1621年までと、チャールズ1世期の1629年から内乱の起こる1640年まで《無》議会政治が行われ、後者は内乱を導く直接の原因ともなったのである<sup>7)</sup>。この②と関連するのが③である。いうまでもなく課税協賛機関たる議会の同意を無視して課せられた税を含め、極端な事例としては議会を開かずに課せられた、ジェイムズ1世期の新「関税」、チャールズ1世期の有名な「船舶税 [ship money]」や、「森林法違反に対する科料 (罰金) [forest fines]」などがこれに当たる<sup>8)</sup>。実際、この時期の〈王権〉は、いずれも戦費の支出を最大の理由とする財政的な逼迫を理由に重税を強行した。④については、スチュアート期において、③の重税の徴収に対する反対を畏れて議会と対立、中にはこれを解散して召集しない期間においてさえ、政策を恒常的かつ速やかに実行するための機関は当然のごとく必要となった。この機能を果たしたのが、テューダー期、とりわけ1530年前後以降、従来の「国王顧問会議 (King's Council)」が再編され、以前より国王との間の意思疎通を効率化した、より少数の構成員から成る諮問機関へと発展してきた「枢密顧問会議 (Privy Council)」である<sup>9)</sup>。

だが、イングランド以外にも視野を広げるならば、通例〈絶対王政 (君主政)〉は、西ヨーロッパの他の諸国にも看取できる現象である。冒頭の(1)の中央〈集権〉化の意味との対応を探れば、それは以上のうちの②であり、具体的現象としては、王権による身分制議会の非・召集または軽視である<sup>10)</sup>。

いうまでもなく、歴史上、長期にわたり身分制議会が召集されなかった典型的実例として、まず挙げられるべきは、1614年から革命の1789年に至る、全国三部会が召集されなかった〈絶対王政 (君主政)〉下のフランスである。これに加えて、カール11世期(1660-97年)からカール12世期(1697-711年)のスウェーデンが、国王の専制化により、身分制議会が召集されなくなるまではいかなくとも、王権の強化に反比例して弱体化、それゆえ軽視されていた事例として挙げられる<sup>11)</sup>。スウェーデンにおける、この前後の時期と比べた場合、この両者の治世を取り上げて、とくに〈絶対王政 (君主政)〉と呼ばれる<sup>12)</sup>。

また、カスティーリャにおいては、1538年、カルロス1世(在位1516-56年)期に身分制議会が課税同意権を手放して以来、貴族はそこには出席せず、フェリペ2世期(在位1556-98年)にはそれ以上に召集されなくなり、後の1665年のカルロス2世即位以降はまったく召集されなくなる。一方、アラゴンにおいては、身分制議会はたまにしか召集されなかった上に従順であり、さらに1592年以降かなりの特権を奪われた。カタルーニャ伯領は、しばらくの間は分離主義的傾向が残り、またバレンシア王国では封建的特権が保持されたが、18世紀になると、スペイン継承戦争を境に、カスティーリャ王フェリペ5世は、アラゴン、カタルーニャ伯領、バレンシア王国の伝統的特権をすべて無視し、結局アラゴンの身分制議会はカスティーリャの身分制議会に併合されることになった。これ以降、スペインでは、国王が命令を下し、身分制議会は唯々諾々とそれ

に従うだけになった。この、長い時期にわたる身分制議会の弱体化の施策こそ、スペインの王政の絶対主義的性格を表す一側面である<sup>13)</sup>。

一方、(2)の「(権力について)いかなる制限にも服さない」、また「(支配者について)無制約な権力を持つ」という意味との対応を探れば、それは以上のうちの④である。およそ絶対王政(君主政)と言われる国々における具体的事例としては、ルイ14世期フランスの「最高国務会議(Conseil d'en haut)」以外には、スウェーデンの国王の諮問機関である「王国参事会[riksråd]」がある。この下に、機能分化の過程に伴って、とりわけ〈財政〉と〈軍事〉との双方の機能が明確化してくるが、注意すべきは、上記のカール11世期、カール12世期という「スウェーデン絶対王政」と呼ばれる時期より以前においてすでに、絶対主義を支える〈財政〉と〈軍事〉との双方の機能の整備が開始されていた、という点である。「王国参事」には、軍事面で国王を補佐する「武官長[marsk]」がおり、さらに16世紀までには、海軍を指揮する「提督[amiral]」、徴税・財政を担当する「財務長[skattmästare]」が置かれたが、17世紀になると、それぞれ「陸軍大臣[riksmarsk]」、「海軍大臣[riksamiral]」、「財務大臣[rikskattmästare]」と機能分化し、また複数の「顧問会議[kollegium]」が導入されて、それぞれの下に「陸軍顧問会議[krigskollegium]」、「海軍顧問会議[amiralitetskollegium]」、「財務顧問会議[kammerkollegium]」が徐々に形成された<sup>14)</sup>。

また、スペイン(カスティーリヤ)において、〈国王諮問会議〉に相当する機関は、15世紀末、カトリック両王時代の「国王顧問会議(Consejo Real)」である。後に、これもまた、他国と同様、その機能・職務の多機能化が起き、カルロス1世期には、これを多元化して「国務会議(Consejo de Estado)」が設置された。とくに注意すべきは、後者において、後述のイングランド「枢密顧問会議」と同様の、構成員の選抜・少数化の現象が見られる点である<sup>15)</sup>。スペインにおける〈絶対主義〉の確立は、1521年における、カルロス1世による、ビリャラールで蜂起したカスティーリヤ諸都市の連合体「コムニダージェス」の粉砕がその契機とされているが<sup>16)</sup>、右の「国務会議」の担った機能の中でも、財政と軍事との機能を、カルロス1世期の1523年に設立された「財務会議」、およびフェリペ2世期の1586年までに実効あるものに改組された「国防会議」とが担っていたのである<sup>17)</sup>。

### Ⅲ. 絶対主義と常備軍

だが、以上の上でなお、通例理解されるかぎりでの〈絶対主義〉の理念型には、スマッツの挙げた特徴①～④を参照してもなお、〈いま一つの重要な要件〉が欠落している。すなわち、‘absolute’という語の二つの意味の内、Ⅱ.の(1)の意味における、具体的な要件としての《軍事力》の集約・独占である。絶対主義の中央〈集権化〉が、とく政治権力の独占過程を意味していたとするならば、それは、当然のことながら、〈官僚制〉を活用した〈王権〉による、地方に分権化された諸権力に対する統合と支配の徹底とを意味していたであろう。しかし他方で、絶対主義の中央〈集権化〉とは、〈実力〉や〈物理力〉、すなわち《軍事力》の集約・独占の過程でもあったことはまちがいない。この〈実力〉や〈物理力〉、《軍事力》の集約・独占過程とは、〈常備軍(standing army)〉という形態をとって現れる、とされている<sup>1)</sup>。いうまでもなく、この〈常備軍〉を重要な要件とする絶対王政(君主政)、絶対主義国家とは、ルイ14世期のフランスをモデルともしている。つまり、絶対主義的な統治形態をとる王政、すなわち絶対王政(君主政)は、その権力を集中する結果として、その軍制は必ず〈常備軍〉という形態をとる、とされているのである。

〈常備軍〉の最大の特徴とは、字義通り軍としての《常備》性にある。〈常備軍〉が封建(制上の)



軍の衰退と入れ替わるように登場・成立した以上、当然、〈常備軍〉が封建軍とは全く別の《原理》で召集され、構成されていたことを意味する。すなわち、〈常備軍〉とは、戦時の都度国王に召集される封建軍とはまったく異なり、いつ始まるかもしれない戦闘に対し、あるいは一旦終了したものの、いつまた再開されるかもしれない戦闘に対し、平時から臨戦態勢をとる軍隊、すなわち《平時》常備軍 (peacetime standing army) である。しかし、問題は、徴募方法から始まり、兵士に支払う給与、恒常的な兵站のコスト、兵士の教練、軍紀の徹底等を覚悟してまでも、いかなる理由によって、〈王権〉が平時に軍を召集する必要があったのか、である。それぞれの国家・時代によってその理由は様々ながら、ちょうどこの時期以降、各国は〈常備軍〉の整備に入るべき事情を抱えるようになっていった、という事情にはちがいはない。〈常備軍〉の〈常備軍〉たる所以、〈常備軍〉形成の原因についての有意な説明は、まず封建制内部に徐々に立ちおこったもの、と外的環境から発生して直接に崩壊に働きかけたものに大別される。

封建制の崩壊と、これを構成する封建勢力との衰退とについて、従来、それは主として経済・流通上の要因から説明されてきた。まず、中世末期からの商業と都市の発展、「商業の復活」・「商業ルネサンス」) によって〈貨幣経済〉が浸透した<sup>2)</sup>。そこで、荘園領主は〈貨幣〉を手に入れるため、自らの直営地を分割して農民に貸与するとともに封建制上の義務であった〈農民の賦役 (= 労働地代)〉をやめ、〈生産物地代〉へ、そしてその後さらには〈貨幣地代〉を納めさせるようになるようになった。逆に、農民は市場で余剰生産物を売り、地代を納めた残りの〈貨幣〉を蓄え、経済的に力をつけ社会的に上昇していった。ここでいう荘園領主の内、中小のそれとは、封建制上の軍制においては、騎馬 (乗) 戦士すなわち「騎士」層を指す。この過程の中で、時代に即応できない旧い戦の「花形」でもある「騎士」、領主層の窮乏はますます深刻化し、中小の領主である「騎士」身分の中には、国王や大諸侯に領地を没収されるものが多くいた。

ここで注意しなければならないのは、〈王権〉による〈集権化〉が可能となる前提とは、もともと分権的であった封建制において、中には〈王権〉と肩を並べる勢力にもなりうる地方領主にもなりえたこの社会層が、あるものは自ら没落し、またあるものは〈王権〉によって強制的に没落させられた、という点である。これが、II. の (1) の意味における、〈王権〉による実際の〈集権化〉の過程である。他方、都市の住民たちは、といえ、むしろ市場を統一する中央集権的な政治権力の出現を望み、〈王権〉の方とは言えば、彼らと協力関係を結ぶことで、諸侯を抑えて権力集中をより容易に図れるようになった。その挙句、力を失った諸侯や騎士は宮廷に仕えるだけの「廷臣」と化し、あるいは領地においては農民から地代を取り立てるだけの「地主」となった、云々。

しかし、以上は、封建制の構成要素の一つとしての〈恩貸地制〉に関わる義務上の変化、納税 (貢納) の形式・形態における変化を中心にした説明であり、所詮それは事柄の半分についての説明にとどまる。というのは、封建制とは、たしかにローマ帝政末期を起源とする〈恩貸地制〉に関わる納税義務からなる制度であったにはちがいないが、しかしそれと同時にゲルマンに起源をもつ〈従士制〉とから成り立つ、臣下の〈軍事的義務 (軍役)〉からも構成される制度であったからである。つまり、封建制の衰退は前者だけの衰退ではなく、後者、すなわち、封建制上の軍制の変化に始まったのである。

それは、たとえば1337年から1453年までの英仏百年戦争を典型とする、戦争の長期化による諸侯・騎士の疲弊によってもたらされた、とされている。さらに、封建制上の軍制、すなわち〈従士制〉の変化を象徴する出来事の一つが、1494年から1559年に至るイタリア戦争である。イタリア戦争における、フランス王シャルル8世の軍隊によるイタリア侵攻については、軍事史研究者たちによっ

て、それが、それ以前の軍制とその後とを期を画する事件という位置づけを与えられてきた。つまり、これを境に〈従士制〉を構成する要素、一方の当事者である封建「騎士」は徐々に姿を消し、〈騎士〉はあくまでも兵種の一つにすぎない〈騎兵〉に変化したのである。実際に、シャルルの軍隊は、主として〈騎兵〉に加えて〈歩兵〉・〈砲兵〉の三兵種から構成されていた<sup>3)</sup>。

その結果、当時の国際関係における変化すなわち、イタリア戦争を契機とし、中世からの対立関係を引き継いだ、フランスと神聖ローマ帝国との軋轢を軸に、たえず戦争開始の緊張に備え、そのために軍を《常備》制とする必要が、以前よりはるかに増大した。しかし、これでは、封建制内部に徐々に立ちおこった要因による、封建軍の衰退に対する説明は、相変わらず与えられずに放置されているのである。この問いに対する解答は、《傭兵制》についての説明を経由することによってはじめて可能である。すなわち、上記の、貨幣経済の浸透にともない、納税の義務が、封建制に基づく〈賦役〉から〈貨幣〉による形式に変化したということは、その反面で、軍制もまた、封建制上の無給による義務から、臣下の「軍役免除金 (scutage)」制度によって〈貨幣〉を手にした国王・君主により、契約を媒介して雇用される《傭兵》の必要性が顕在化し、〈貨幣〉の形式によって兵に給与が支給されるように変化していくことは忘れてはならない。この点は、本章(5)において再論されるであろう。

それにしても、〈絶対王政(君主政)〉による集権化を可能ならしめる二つの制度が、〈中央集権的官僚制〉と〈常備軍〉とである、と唱えられたのは、そもそも一体いつの、また誰の所説に始まるのか、そしていかなる動機によってなのか、という問いに対する答えは、後述の議論の前提として、なお突き止められる必要がある。

### (1) マルクス主義による常備軍の定義

〈絶対王政(君主政)〉を支える二制度が〈官僚制〉と〈常備軍〉である、という説については、今日、あえてその典拠を確かめようとすらされていないほど半ば常識化している。しかしながらその典拠のひとつと目されるのは、まちがいになくマルクス主義である。まず、マルクスは、『ルイ・ボナパルトのブリュメール十八日 (Der achtzehnte Brumaire des Louis Bonaparte.)』において、国家を支える二制度が〈官僚制〉と〈軍事組織(常備軍)〉である、と述べていた。このマルクスの認識は、『フランスの内乱 (Der Bürgerkrieg in Frankreich.)』において繰り返されている。一方、エンゲルスは、『家族・私有財産・国家の起源 (Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staats.)』において、「調停者」としての〈国家〉の起源が絶対王政(君主政)にある、としてはいるが、マルクスを踏襲して、絶対王政(君主政)を支える二制度が〈官僚制〉と〈常備軍〉である、とまでは述べていなかった。自らの実践的必要性からこの両者の認識を総合し、「調停者」としての〈国家〉を支える二制度が〈官僚制〉と〈常備軍〉であると見なしたのは、レーニンが『国家と革命 (Государство и революция.)』において、である。以下では、このレーニンによる総合の理由を軸に、マルクス主義における絶対王政(君主政)と官僚制・常備軍との関連についての認識を確認することとする。

『国家と革命』におけるレーニンの目的は明白である。レーニンが「マルクス主義国家論における基本ないし基礎である」と断言して憚らないのは、「国家機構 [государственную машину]」の「破壊」・「粉碎」である<sup>1)</sup>。レーニンは、また「官僚・軍事機構 [бюрократически-военную машину]」を粉碎することをも、その目的に挙げている<sup>2)</sup>。

ここで、「国家」と「官僚・軍事機構」との関係を問うならば、レーニンにとって、たしかに「国

家権力機構・「国家機構」あるいは「中央集権的国家権力」が「破壊」・「粉碎」・「廃絶」の対象である以上、その「特徴」である〈官僚制〉と〈常備軍〉ともまた同じように「破壊」・「粉碎」・「廃絶」の対象であるにはちがいない。〈官僚制〉と〈常備軍〉とは、「国家権力機構」・「国家機構」あるいは「中央集権的国家権力」の「弾圧」・「抑圧」のための具体的実行「道具」・「機関」・「装置」である<sup>3)</sup>。もちろん、いうまでもなく、この認識がすでにマルクスの『ルイ・ボナパルトのブリュメール十八日』の一節に見出されるのは以下の引用文通りである。マルクスのドイツ語(『フランスの内乱』については英語版をも併せて)原著に立ち返って確認するならば、

「革命は、自分の破壊力のすべてを執行権力〔Exekutivgewalt〕に集中するために、執行権力を完成させ、そして、それを最も純粋な表現に還元させ、孤立させ、唯一の主題として自らに對置する。…〔中略〕…膨大な官僚制組織と軍事組織〔bureaukratischen und militärischen Organisation〕を持ち、重層的で大げさな国家機構〔Staatsmaschinerie〕を持つこの執行権力、五〇万の軍隊〔einer Armee〕と並ぶ五〇万の巨大な官僚機構〔ein Beamtenheer〕、…〔中略〕…この恐ろしい寄生体は、絶対君主政〔der absoluten Monarchie〕の時代に、封建制が衰退しているときに生成したものであり、それがその衰退の加速を助けた。…〔中略〕…第一次フランス革命は、…〔中略〕…絶対君主政〔die absolute Monarchie〕が開始したもの、つまり中央集権化を発展させなければならなかったが、同時に統治権力〔Regierungsgewalt〕の範囲、属性、手先〔Handlanger〕を発展させなければならなかった。ナポレオンがこの国家機構を完成させた。正統王朝の王政と七月王政とは、…〔中略〕…なにも付け加えなかった。…〔中略〕…最後に、議会制共和国〔Die parlamentarische Republik〕は、革命との闘争の中で、抑圧装置〔Repressivmaßregeln〕とともに統治権力の手段〔die Mittel〕と集中化を強化せざるをえなかった。…」<sup>4)</sup>

また、以上の一節に続けて、

「絶対君主政〔der absoluten Monarchie〕下でも、第一次革命の間でも、ナポレオン治下でも、官僚制はブルジョワジーの階級支配を準備する手段にすぎなかった。復古王政下でも、ルイ=フィリップ治下でも、議会制共和国の下でも、官僚制は…〔中略〕…支配階級の道具〔das Instrument〕だった。」<sup>5)</sup>

さらに、『フランスの内乱』では「軍事組織」はより明確に「常備軍」と言い換えられた上で、それと官僚制の起源が絶対王政(君主政)の時代にあるという認識が繰り返し示されている<sup>6)</sup>。

「常備軍〔stehende Armee, standing army〕、警察、官僚制〔Bürokratie, bureaucracy〕、聖職者および裁判官という、遍在する諸機関…〔中略〕…を持つ中央集権的国家権力〔Die zentralisierte Staatsmacht, The centralized State power〕は、絶対君主政〔der absoluten Monarchie, absolute monarchy〕の時代からはじまるものであり、…」<sup>7)</sup>

我々は、このマルクスの言の中に、官僚制と常備軍とは絶対王政(君主政)の時代にその起源がある、という命題を見出すのである。また、レーニンもこのマルクスの言を自らの認識として追認し

てもいるのである。

『ルイ・ボナパルトのブリュメール十八日』に述べられた「議会制共和国〔Die parlamentarische Republik〕」がフランス二月革命後の第二共和政の「臨時政府」を指すことはいうまでもないが、マルクスの歴史認識によれば、中央集権化および中央集権的国家機構、ならびに官僚制と常備軍とは、フランスでは、絶対君主政以来、フランス革命、復古王政、七月王政、二月革命という政治権力交代の度に着実に強化されてきた、というのである。だが、とりわけレーニンの観点からすれば、このマルクスによる認識には、なお不明な問題が残されていた。すなわち、フランス革命後の政治権力、国家の主体は、いずれも「ブルジョワジー」であろう。しかし、「絶対王政（君主政）」に限っては、抑圧されていたのが「ブルジョワジー」であるとするならば、それ以前の状態を担う階級であるはずの「封建勢力」となるのが順当である。ところが、「絶対王政（君主政）」の場合についてみると、歴史上、「絶対王政（君主政）」とは、「封建勢力」が衰退するか、あるいはそれらを強制的に排除して、つまりは封建制の崩壊ないし衰退と入れ替わるようにして登場してきたのであるから、レーニンにしてみれば、国家の権力主体をめぐるこの問題に対するマルクスの処理が曖昧なために、その取り扱いに乗り上げてしまうのである。さらに、これに加えて、レーニンにとっては、以下に述べるように、処理すべきより実践的な問題が突きつけられていた。

レーニンにとって、「ブルジョア革命」はすでに1905年になされているという認識は、レーニン自身によって披歴されていた<sup>8)</sup>。そこで、近い将来の「プロレタリア革命」を展望すると以下の問題が生じる。ケレンスキーらによる「臨時政府」とは「プロレタリアート」による政権だと認めるわけにはいかないし、実際に閣僚の顔ぶれを見れば、お世辞にもそうとは言えない。だからと言って、「ブルジョア革命」がすでに終了している以上、それは「ブルジョワジー」による政権ではない。それでは、いまだ「プロレタリア革命」が成就されていない段階で、ボルシェヴィキによるその成就を展望した時に、ケレンスキーらによる臨時政府を、何による政権と位置づけるか、という問題である。しかもその上、レーニンには、「臨時政府」を打倒さない限り、「プロレタリア革命」は成し遂げられないという実践的使命も課せられていた<sup>9)</sup>。

そこで、この二重の問題を解消するためにレーニンが見出したのは、エンゲルスの『家族・私有財産・国家の起源』における認識に依拠しつつ、マルクスの認識を補完するという方策であった。つまり、レーニンは、ケレンスキー政権を、ブルジョワジーとプロレタリアートという、相対立する二階級の「調停者」と見なしたのである。エンゲルスのいう「国家」とは、エンゲルスの言う「通例」では、「経済的に支配する階級の国家」であるが、しかしそれが「例外的に」、相対立する二階級の「調停者」となって現れる場合がある。その「調停者」としての国家の事例こそ、絶対王政（君主政）・第一帝政・第二帝政そしてビスマルクの帝国である、というのである。

もちろん、このエンゲルスの定義にも、レーニンにとってみれば、やや難点がある。それは、そもそもエンゲルスの国家の定義には、「通例」にせよ、「例外的」にせよ、肝心の官僚制と常備軍がその〈抑圧の道具〉であるとは位置づけられていない点である。ここに、レーニンが、あくまでもマルクスを基礎に置きながら、しかしエンゲルスをも引用し、最終的に両者の言を併用して、それを自説の根拠とする必要が生じたのである。

以下では、レーニンの著作において引用されたものではなくて、エンゲルスのドイツ語原著に立ち返って確認する。まず、エンゲルスの言う「国家」とは、「社会が融和しがたい対立物に分裂し、…〔中略〕…抗争しあう経済的利害を持つ諸階級が、…〔中略〕…自分自身と社会とを消尽させないために、外見上社会の上に立ってこの抗争を和らげ、これを秩序の枠内に保つべき権力」が「国

家」である<sup>10)</sup>。さらにこの「国家」は、「通例 [in der Regel]、もっとも有力な、経済的に支配する階級の国家である。この階級は… [中略] …被抑圧階級を抑制し搾取するための新しい手段を獲得する」<sup>11)</sup> しかしながら、エンゲルスは、上記の「通例」に対して「例外」があるという。国家が相対立する階級の「調停者」として現れる場合である。レーニンも、まさにこのエンゲルスの「調停者」としての国家の起源は「絶対君主政 [die absolute Monarchie]」にあるという歴史認識に従っているのである。

「近代の代議制国家は、資本家による賃労働の搾取の道具である。しかし、例外的 [Ausnahmeweise] には、あい闘争する階級が相互にほぼ均衡 [Gleichgewicht] を保っているため、国家権力が外見上の調停者 [Vermittlerin] として一時的に両者にたいしてある程度の自立性を持つ時期がある。十七世紀、十八世紀の絶対君主政 [die absolute Monarchie] がそうであり、これは貴族と市民層 [die Adel und Bürgertum] とを互いに均衡させた [balanciert] し、またフランスの第一帝国と第二帝国のボナパルティズムがそうであり、これは、ブルジョワジーに対してプロレタリアートを、プロレタリアートに対してはブルジョワジーをけしかけて、漁夫の利をせしめた [ausspielte]。この種の最近の演技で、… [中略] …一様にこっけいなのは、ビスマルク的国民の新ドイツ帝国である。」<sup>12)</sup>

レーニンは、「調停者」としての「国家」の内、エンゲルスの言う「ブルジョワジーに対してプロレタリアートを、プロレタリアートに対してはブルジョワジーをけしかけて漁夫の利をせしめた」事例として、とくに1917年二月革命後の「共和制ロシアのケレンスキー政権」を名指した上で、自らの直接的目的を表明している。

「ロシアの [例外的にあい闘争する階級が相互にほぼ均衡を保っているため、国家権力が外見上の調停者として一時的に両者にたいしてある程度の自立性を持つ] 例を付け加えるならば、革命側プロレタリアートを弾圧し始めた後の、共和制ロシアのケレンスキー政権が挙げられる。この時、プチブル民主主義者の指導によりソヴィエトがすでに弱体化したのに、ブルジョワジーも依然としてソヴィエトをただちに解散に追い込むほどには強くなかった。」<sup>13)</sup>

もとより、いうまでもなく、レーニンにとっては、ケレンスキー臨時政府は、エンゲルスの言う「調停者」であると同時に、マルクスの言うように、抑圧・弾圧の道具としての官僚制と常備軍とを擁しているのである。ただ、彼の目的が、眼前の、それらに対する攻撃であった以上、その起源が絶対王政 (君主政) にあるという認識については、当面彼の直接的な政治的・実践的関心からは遠いものであつただろう。その理由とは、いうまでもなくケレンスキーの政府が「調停者」であるとしても、相互に相手にけしかけ合わせて漁夫の利をせしめるための対立する二階級とは、絶対王政 (君主政) 下の「貴族と市民層」ではなくて、「フランス革命」、「第一帝政」以降発生した「ブルジョワジー」と「プロレタリアート」であつたからである。

しかし、マルクス主義内部では、この弾圧・抑圧の道具としての「官僚制と常備軍」とが絶対王政 (君主政) にその起源を持つ、というテーゼが、いわば (一人歩き) する形で語り継がれて生き残り、その源泉がマルクス主義、中でも『国家と革命』であつたという出典については人々の記憶から薄れたとしても、なお今日も相変わらず歴史学の片隅に常識として残つたのであろう。そのた

め、あたかも史実として、およそ〈近世〉と呼ばれる時代に出現した、西ヨーロッパの絶対王政（君主政）（君主政）は、必ず実態として「官僚制と常備軍」を擁していたのだ、と受け取られ、そしてこれがさらに単純化されて、「官僚制と常備軍」とが絶対王政（君主政）を支える要件である、という先入見となったのだ、との推測もまた十分可能である。まさに、これはイデオロギーとは〈虚偽意識〉を意味するという、典型的事例を示している。しかしながら、こうした歴史に関する用語法の通例として、それでは、「官僚制と常備軍」とが階級弾圧・抑圧のための道具であるという命題を別にすれば、絶対王政（君主政）を支える要件である、とする見方がまったくの見当はずれか、というと、必ずしもそうともいえない。つまり、権力の《絶対》化のためには、国々においてその程度こそ違え、必ず《絶対》化のための装置として、それなくしては《絶対》化をなしえない〈政治〉と〈軍事〉双方の手段が必要となる。それが《官僚制》と《常備軍》である。

だが、実践的関心からするレーニンの説明とは別の、そして、おそらくはマルクス主義の歴史学に対する《修正》を意図した、より客観的・学術的なそれがあってしかるべきである。その一つが、以下の（2）において論じる、軍事史のアプローチによる《常備軍》についての説明である。

## （2）「軍事革命」論における常備軍<sup>1)</sup>

「軍事革命 (The Military Revolution)」の概念は、スウェーデン史家マイケル・ロバーツ (Michael Roberts) の論文において提唱され、軍事史上の概念にまで発展し、その後の論争が沈静化したように見える今日でもなお、一般的に使用されている。ここに言う「軍事革命」とは〈軍事における《革命》〉を意味し、とくに〈革命〉という語があえて適用された理由は以下にある、とされている。すなわち、16世紀後半から17世紀前半にかけての西ヨーロッパ、具体的には、独立戦争期のネーデルラントと、それに続く三十年戦争期において、それ以前の体制と比べ、短時間の間に急激に軍事上の《転換・変換》が起きた。具体的には、〈戦術における革命〉を発端として〈戦略における革命〉が起き、それは火器の大量使用によって〈動員兵力の革命〉、常備軍の形成へとつながった。そして、以上の総決算として、戦争の遂行主体は〈国家〉へと行き着くのである。その後、ロバーツの論文に対しては、独立戦争期ネーデルラントやスペインのフランドル派遣軍を専門とするジェフリー・パーカー (Geoffrey Parker) が修正を加えることによって、これを皮切りに、多くの軍事史家たちの間に一連の論争を巻き起こした<sup>2)</sup>。

以下では、一つは本章の〈常備軍〉の形成に関する説明という点、いまひとつは、本稿の主題である、独立戦争期ネーデルラントにおけるオラニエ=ナッサウ軍制改革というテーマとの直接的関連性という点とから、ロバーツ論文の諸論点を検討することによって、次章IV.における問題整理のための材料とする<sup>3)</sup>。

常備軍形成への過程に焦点を絞ると、ロバーツによる主張の論点は、以下に集約される。まず、マウリッツが古代の戦術家たちから受けたインスピレーションによって、〈部隊の小規模化〉という戦術の変化が起こる。次にそれは、上意下達の徹底によって軍の再編を可能にし、とくにスウェーデンにおける、国民レヴェルでの軍隊の再編、常備軍の編制へとつながる。その最大の動機は、国家への財政的負担の軽減であった。しかし、軍規模は、三十年戦争を境にした、グスタフ=アドルフによる戦略の転換によって拡大し、成功もする。かくして拡大を余儀なくされた戦時財政によって、戦争は〈国家〉のみにしか担いえないものとなり、終局的に各国は〈財政〉への統制へと乗り出すのである。

以上の〈常備軍〉の形成をめぐるロバーツの説に関して、注意しなければならないのは次の点で

ある。兵に対する給与の支払い恒常化は、あくまでも財政的負担の《軽減》を狙って導入されたのであり、国王・君主が、財政逼迫を誘発するような軍事費の増大を、ことさらに意図するはずはないのは当然である。しかし、国王・君主の意図に反して、財政的負担は増大するのである。というのは、ロバーツによれば、それは一にかかって、三十年戦争を契機とした〈戦争範囲の拡大〉と、これまた〈戦術の複雑化〉の要請による。そこで、国王・君主は、そのために必要に迫られて、やむをえず〈常備軍〉維持のための、さらなる収入確保の策に出るのである。したがって、ロバーツの説においては、以上の現象は最終的には徴税機構の整備へと行き着いたという結論においては、同じところに行き着くかもしれないが、国際関係の軋轢・緊張からやむをえず平時も軍が常備されたという従来の見解については、そこに国内的動機と対外的要因との間を結びつける論理に強引な簡略化を見出す点で、パーカー以降のロバーツ批判にもかかわらず、今なお異議申し立てとしての有効性を失ってはいない。

以上にも増して、なによりもまず〈常備軍〉の形成に関する通説に対するロバーツの批判は、〈常備軍〉とはもっぱら戦術的・財政的理由によって形成されたのであり、政治的・国制的理由によるものではない、という点にある。つまり、それは、狡猾な君主が騒動を起こす貴族たちを使役するためでもなく、さりとて君主に特有の〈権力の発展を求める衝動 (*Drang nach Machtentfaltung*)〉の徴候でもなく、また、支配者たちが法と慣習による制約や国制上の制限から〈主権〉を解放するためでもなかった。(p. 17.) とくに、最後の論点においては、前章Ⅱ.の(2)における‘absolute-ism’の第二の意味、すなわち「制約からの解放」について、常備軍の形成を絶対主義との関連から断ち切ろうとする意図が明らかである。それは、純粋な要請への対応であり、〈常備軍〉とは、政治的企図よりも軍事上の論理の産物である。〈戦術〉上の変化こそが中世封建軍から近世的軍隊への変化、いいかえれば〈常備軍〉の形成の発端である。つまり、「軍事革命」とは、なによりも〈戦術〉上の問題—「飛び道具 [*missile weapon*]<sup>4)</sup>を接近戦にどう結合するか、また打撃力、機動力と防御力をいかに結合させるか—に対する解答の試みである。(p. 18.)

また、ロバーツは三十年戦争に至る時期のスウェーデン王グスタフ=アドルフ (*Gustav II, Adolf*) による改革と、それ以前にグスタフの軍制改革に先鞭をつけ、また実際にも直接に影響を与えた、オラニエのマウリッツによる軍制改革とを一連の施策と見なす。(p. 13.)<sup>5)</sup>

マウリッツが開始した軍制改革の起点はなによりもまず部隊の《小規模》化である。これをマウリッツは、もっぱら古代ローマからインスピレーションを得た。古代ローマの戦術の源泉は、以下に掲げる〈戦術書〉にある。中世を通じてマキアヴェッリもそれに多くを依拠していたといわれる、4世紀末、ローマ帝政後期のウェゲティウス (*Flavius Vegetius Renatus*) の『軍事の概要 (*Epitoma Rei Militaris*.)]<sup>6)</sup>、2世紀のローマ時代のギリシア人アエリアヌス (*Aelianus Tacticus* (*Αιλιανός ὁ Τακτικός*)) の『ギリシア人の軍事制度について (*Περὶ Στρατηγικῶν Τάξεων Ἑλληνικῶν*.)]<sup>7)</sup>、古代ローマの戦術を採用した、9世紀末から10世紀にかけてのビザンチン皇帝レオン6世 (賢帝) (*Λέων ΣΤ' ὁ Σοφός*) の『戦術 (*Τακτικά*)]<sup>8)</sup> である。これらから、《大規模》編制を採るスペインの「テルシオ (*Tercio*)」の弱点を補うべく、編制は、それとは対照的な《小規模》部隊による編制、二列ないし三列から成る「線状隊形 (編隊) (*linear formations*)」へと回帰したのである。マウリッツが防御にしか使わなかった新隊形を攻撃に使ったのは、グスタフ=アドルフである。グスタフ=アドルフは、歩兵と軍馬の重量の衝撃力の有効性に対して信頼を置いた。結論として、グスタフ=アドルフは、彼による銃砲製造の実験の結果としての、歩兵・騎兵への砲兵による支援が可能な軽量・移動可能な野砲によって、その部隊を武装できたのである。(p. 14.)

これらの基本的には戦術的变化から、他のはるかに含意のある施策が派生する。部隊の《小規模》化は、兵士一人一人の没個性化・画一化から（軍事）教練の〈合理化・軽量化〉をもたらす。マウリッツの改革は、これによってより多数の〈将校と下士官〉とを必要とするようになった。（p. 14.）将校は、兵士の指導者であるだけでなく、その訓練者ともなり、平時とくに冬季において勤勉に実践することは不可欠となる。〈教練〉は近代において初めて軍事的成功の条件となる。これもまた軍《常備》の重要な前提条件となる。《小規模》化は、それ以前に比べはるかに下位の兵士まで命令の徹底をもたらしたが、それは、逆に言えば上官の命令への服従の徹底である。以上の施策によって軍は、それまでとちがひ、各部分が〈上位〉からの刺激に即応する、連結型有機的組織となる。（p. 15.）<sup>9)</sup>

これが兵の〈補充〉に波及する。（p. 15.）この17世紀前半の西ヨーロッパ各国では、軍隊といえは〈傭兵〉によるそれが一般的であった。しかし、ザクセン、ブランデンブルク、バイエルンでは地域〈民兵〉の実験が開始されていた。マウリッツ改革の基礎となった古代の〈戦術書〉の著述家たちはすべて、ローマ軍がもはや市民軍でなくなった時期における人々であることは忘れてはならない。つまり、訓練不足の〈民兵〉では近代戦を支配できないことが分かったのである。ドイツにおけるスウェーデン軍の勝利により、〈徴兵〉による国民的〈民兵〉、最初の、真の意味でのヨーロッパ軍はスウェーデン軍であって、それ以前よりはるかに複雑な軍事技術を修得したことが明らかになった。グスタフ＝アドルフによる「軍事革命」の第二段階は、高度の技術を持つ〈職業軍人〉ではなくて〈徴兵された農民〉によって開始された。（p. 16.）この〈徴兵〉制度を、スウェーデン以外に、一部だけでも実施したのはスペインだけである。スウェーデン、スペインを除けば、この世紀において軍隊といえは〈傭兵〉によるものであったが、違いはそれもまた〈常備軍〉になっていった、ということである。（p. 17.）

この軍《常備》の必要性について、ロバーツは、それがかえって国家への財政的負担の《軽減》をもたらす点を指摘している。というのは、以下の理由による。作戦時期の終了期における解散・給与の支払い、翌春季の再召集は不経済である。すなわち、兵籍編入・徴用には莫大な金がかかり、くわえて解散に当たってはすべての〈未払い金〉を完済しなければならないからである。しかも、兵には、召集されている時期にも、給与支払いは不規則で、かつ満額ではなかった。もし、秋季も軍が解散されず、毎年継続されるならば、そのことによって国庫への負担は目に見えて軽減され、かつ反抗的兵士による一般国民への迷惑は除かれる。さらには、冬季を〈教練〉に使うこともできる。これらの考察により、君主たちはこぞって冬季も傭兵を保有し、それはおそらくルドルフ2世が最初だが、マウリッツもほどなくこれに続いた。ここから近代〈常備軍〉が発生したのである。（p. 17.）<sup>10)</sup>

軍の常備のみならず、軍隊の数が急速に増大する。それは、〈三十年戦争〉を機に戦術的範囲が拡大したためである。それは《戦略》の革命であり、ロバーツによればグスタフ＝アドルフがそのもっとも顕著な唱道者である。二つ以上の戦線に跨る作戦が鉄則となり、包囲する側と包囲される側の区別が難しくなったのにくわえて、〈水陸両生の戦争（Amphibious Warfare）〉<sup>11)</sup>が始まった。グスタフ＝アドルフの認識は、ヨーロッパのすべての戦争は一つに混ざり合った、とするものであったが、（p. 18.）それは攻撃・防御の両戦略の合体という戦略的思考を反映し、実際に成功もした。理性の時代と数学的論理は、戦争を〈計算可能性〉の領域へもたらし、それが列強の軍隊の通常規模増大に一致するのである。（p. 19.）<sup>12)</sup>

封建時代の戦争とはちがって、《国家》のみが行政的・技術的・財政的資源を供給することができ、



軍事的独占を絶対的なものとする。この発展と新たな戦闘形態は、新たな〈行政〉方法と基準を要請する。新たな戦時行政は最初から〈中央集権化〉されており、かつそれは王権に属していた。「軍事国务会議〔Secretaries of state for war〕」が生まれ、複数の「軍事部局〔war offices〕」が増加する。戦争遂行のための、新たな、よりよい機関の設置である。この官吏たちは〈補給 (兵站)〉問題の処理に時間を割かれざるをなかった。(p. 20.)

戦費すなわち、拡大する陸海軍・資金のかかる軍備・教練時間の長期化・行政官吏数の増大・物価の高騰の帰結は《財政》の領域に及ぶ。(p. 21.) これが〈国家〉大の問題に転化する。三十年戦争・イングランドの反乱・フロンドの乱・スペイン領の反乱の背後には、〈王権〉の財政的逼迫があった。概して君主たちは優勢で、〈常備軍〉維持のための収入を諸身分(身分制議会)から取りあげた。ブランデンブルクのように、軍事財政を通常の歳入から分離したところもある。また、ドイツでは、結局〈諸身分 (貴族たち)〉は国政上の原理を犠牲にして、〈常備軍〉による安全を手にした。こうして君主たちは、軍に対する統制を有効なものとしていくのである。(p. 22.)

ロバーツの「軍事革命」論について、最近の諸研究は次のように評価している。A.バルベロ(A. Barbero)は、「軍事革命」とは、本来は15, 6世紀に先取りされていた二つの「革命」であるとし、そのうち、第一の「革命」は、戦場における歩兵の優位を確立することで重装騎兵の没落を決定づけた、と位置づけている<sup>13)</sup>。また、科学史家パート・S・ホール(Bert S. Hall)は、ロバーツの提唱した「軍事革命」を以下のように評価している。ロバーツの「軍事革命」は、依拠している限られた枠内ではあまり問題はないように思われる。マウリッツの改革とグスタフ=アドルフによるその実行が、すでに14世紀から始まっていた軍事技術の変容の決定的段階を表していたことは明らかである<sup>14)</sup>。しかし、その一方で、彼は、一連の「軍事革命」論を総括する中で、おそらくはパーカーらの研究をまず念頭に置きつつ、火薬の歴史の中に火薬が何らかの理由で軍隊の増大を促したという結論を正当化するものはほとんどない、とも言い切っている<sup>15)</sup>。この点は、ガーヴェス・フィリップス(Gervase Phillips)にも踏襲され、彼は、火器が戦闘を革命化させたのではなくて、それは既存の戦術制度に巧妙に割り込んだにすぎない、としている<sup>16)</sup>。また、R.I.フロスト(R. I. Frost)は、スウェーデン、ロシア、デンマーク、ブランデンブルク=プロイセンまで視野を広げて、実際に起こったのは個別の「軍事革命」の連続であり、単一の「軍事革命」ではなかった、とも結論づけている<sup>17)</sup>。

### (3) 「財政=軍事国家」論と集権化

(2)の「軍事革命」論と関連する議論として取り上げておかなければならないのは、ジョン・ブリュア(John Brewer)によって唱えられた「財政=軍事国家(The Fiscal-Military State)」論である<sup>1)</sup>。その関連とは、イングランドに「絶対主義」が存在したとするならば、それがたとえばフランスの絶対主義と比べ如何に脆弱であったろうと、財政と軍事との双方の機能において、どれほどの《集権化》がなされたのか、という問題である。この問題が生じるのは以下の理由による。ロバーツによれば、戦争を担う主体は、いまや《国家》のみであった、という。本節(1)のマルクス主義による定義に従うと、この「国家」とは、官僚制と常備軍とを「弾圧・抑圧」のための支えとしていた。他方、ロバーツの説では、この「官僚制」に相当する機関は、〈戦時行政を担う諸機関〉である、とされていた。従来の説明では、《国家》が主体となって、イタリア戦争以降〈常態〉化していく戦争に対応する必要上、徴税機能を整備していった、とされている。その結果として戦争の〈常態〉化という要請に対応する必要上、軍編制の方式もまた〈常態〉化され、したがって《常備軍》という方式をとることになるのであった。ジョン・ブリュアは、正面から常備軍の問題を

論じてはいないものの、右の型の《国家》の一事例を、名誉革命期以降のイングランドに求め、それを「財政=軍事国家」と呼んだのである<sup>2)</sup>。

「財政=軍事国家」とは、とりわけ対外的要因によって、〈財政〉と〈軍事〉との双方の機能が、なによりもまず、近世の「国家」に対して否応なく要請されてくる結果、姿を現す国家を指している。しかし、そもそもここに使われている「国家」という用語とは、もっとも概括的な意味におけるそれであって、対外的緊張関係を念頭に置き、その上で〈領土〉と〈国境〉を意識した場合に、はじめて意味の通じる言葉である。しかし、〈財政〉と〈軍事〉との両機能を担う国家機関とは、より厳密に、かつより狭く限定した場合の概念としては、通常はそれを「国家」ではなくて、その内部に形成される「(行) 政府」と呼んでいる。今日、マルクス主義に言われる「官僚制」にせよ、ロバートの言う戦争遂行のための「諸機関」にせよ、官僚制を統括する国家内の権力装置は「政府」である。この原初形態としての「政府」こそが、時代の前後こそあれ、いずれも各国の〈王権〉・〈君主権〉の周囲に、戦費調達のための徴税機能を中心に形成されてくる、というのである。この「政府」の原初形態とは、Ⅱ.の(2)において触れたように、それ以前に各国に存在した既設の〈国王(顧問) 会議〉から発達し、さらに内側(内輪)に属する〈少数の側近たち〉によって構成される〈会議〉である。

繰り返しを厭わずに述べれば、本来封建制とは、財政制度に結びつく恩貸地制と、軍事制度としての従士制とから合成された制度であった。そして、それが全体として構成される国家は、末端から恩貸地制と従士制とによって積み上げられていく形をとる以上、〈地方分権〉的かつ〈地域防衛〉的にならざるをえない。封建制に基づく国家が衰退し、そしてそれに代わって出現した国家が絶対王政(君主政)である。したがって、絶対王政(君主政)が〈地方分権〉的かつ〈地域防衛〉的な封建国家を乗り越えて出現したからには、それは当然のこととして、反対に〈中央集権〉的たらざるえず、また国家が〈中央集権〉的であるならば、国家機能たる〈財政〉と〈軍事〉とは、当然〈中央集権〉化されざるをえない。王権にとっては、まずこれこそが最優先すべき政策課題であった。当然のごとく、絶対王政(君主政)の出現を見た後でも、全体の構造こそ変われ、国家に不可欠な機能とは〈財政〉と〈軍事〉の二機能であるという事情には、変わりがないどころか、それはさらに強化されたのである。

したがって、イングランドにおいては、たとえ強力であろうと弱体であろうと、国家の中核機能としての財政と軍事を司る《政府》の形成は、少なくとも「絶対王政(君主政)」と呼ばれ、集権化の試みが、曲がりなりにも実行されようとしていた時期以降、徐々に進んでいったのではないか。問題は、とりわけ封建制からの国家の連続性を考慮に入れるのが当然であるとすれば、〈政府〉機能なるものは、当該国家が、それ以前と比べたとえば「大規模な大陸派兵」のような一切迫した重要かつ困難な課題を遂行可能なまでの規模にまで飛躍的に増大した軍事力・兵力を持つかどうかという基準によって測定されるか否かではなくて、それよりもいかにそれが原初的であろうと、まず〈財政〉と〈軍事〉との機能を備えているか否か、について確認され、そしてその上で初めて、備えているとすれば、それがどの程度・水準のものなのか、にある。以下に見る通り、イングランドでは〈財政〉と〈軍事〉との機能をいささかでも集権化しようとする動きの原初形態が、テューダー期にすでによくその姿を現しつつあった。その中心となった機関こそ、いうまでもなく〈政府〉機能を担うべき「枢密顧問会議」である。それは、かりに大陸の絶対王政(君主政)国家における絶対主義とは違って脆弱なものであったとしても、問題は、いずれの国も、国内的・対外的要請から、やむをえず〈絶対主義化〉を目指していた時期に、その程度がどれほどのものであったのか、

その違いにすぎないという点である。歴史家は、しばしばその結果がはかばかしくないことをもって、当初からその意志もまた薄弱であったかのように説明しがちだが、当事者の意図や意志は結果とは別であり、それをもつてもともとそうであったかのように解釈するのは、歴史の「後知恵」である。

実際、その対象があくまでも名誉革命期以降に限られていたブリュアの研究以降、たとえば、ジェイムズ・ウィーラー (James Wheeler) は、名誉革命期から遡った「内乱期」のイングランドに、戦術および戦略、〈常備軍〉の編制のみならず、その裏付けとなるべき資金確保のための徴税機構の確立・整備をも併せた制度の確立をも含めて、これを総合して「軍事革命」と呼んでいる<sup>3)</sup>。また、ジェイムズ・レイモンド (James Raymond) は、さらに遡ってヘンリー8世期イングランドに「軍事革命」の諸現象を見出している<sup>4)</sup>。以下に見るように、政府への〈集権化〉は、テューダー期においてすでに、対外的軍事を契機とする軍事力の集中、および官僚機構のさらなる組織化と合理化という現象となって現れる。

イングランドにおける「財政=軍事国家」論の前提の一つは、イングランドが「大陸派遣」可能な軍隊を擁するに至った、という点にあった。たしかに、後述するように、テューダー期イングランドの〈軍事〉機能とは、基本的に〈防衛 (国防) 的〉なそれであり、それは実際には民兵を中心として担われていたことはまちがいない。しかし、テューダー朝のイングランド政府が国防のみに専念していたという印象を与えるとすれば、それは正確な理解に基づくものとは言えない。ヘンリー8世 (在位1509-47年) の治世において、1511年、12年、13年、22年、23年、43年、45年 (ブローニュ、スコットランド) の攻撃と、1513年、2回の44年の防衛において、募兵に成功している。このことからすれば、この時期の陸上戦力と海上戦力との間に、ある協働関係が成立していたことは、想像に難くない<sup>5)</sup>。また、エリザベス1世期には、1572年から92年にかけてネーデルラント独立戦争に関与・介入した。また、これを継続しながら、1589年にはポルトガルにも遠征している。さらにまた、1589年から91年には、直接フランスに派兵している。これに、対スコットランド戦役、またアイルランド遠征を含めれば、イングランドは絶えず戦争を意識した体制をとり続けていたと言ってよい<sup>6)</sup>。

しかしながら、陸続きであるブリテン島内部の戦役ならともかくとして、「大陸派遣」を可能とするか否か、という観点からすると、肝要なのは、海上戦闘機能、海軍力である。対フランス戦役の終わり、1514年においてすでに「常備海軍」は20隻を数えたが、ヘンリーの死にまでに53隻に増え、エリザベス1世期には、24隻に固定された<sup>7)</sup>。〈政府〉という観点からする、官僚機構のさらなる組織化と合理化は、艦隊を実際に指揮する「海軍提督 [Lord High Admiral]」による体制から、より拡大された組織へと変化する。ヘンリー8世のヨーロッパ大陸への野心による、強力な海軍力と戦艦建造への要求に従い、「海軍提督」に服して海軍軍事を扱う「海軍部 [Navy Board]」が設立された。イングランドは、この機関の設立によって、海軍関係業務遂行の〈委員会 (制度)〉を選択、開始したのである<sup>8)</sup>。

テューダー期海軍史の研究者であるディヴィッド・ローズ (Devid Roudes) によれば、以下のようには評価される。1545年までに「海軍会議 [the Council of Marine]」が構成されたが、これらはのちに 'Admiralty Board' として知られるようになる。この機関は「副提督 [the vice admiral]」・「監査官 [the controller]」・「検査官 [the surveyor]」・「兵器検査官 [the surveyor of ordnance]」・「財務官 [the treasurer]」から成り、1550年には、「食糧監査官 [a controller of victuals]」が加えられた。この経験ある高給の将校たちの一団の創出によって、ヨーロッパにおいてもっとも専門

的かつ有効な海軍行政が完成された。以下の二つの理由により、ここに言われる「海軍会議」と上記の「海軍部 [Navy Board]」とは同じ組織を指すと判断される。というのは、まず、この同じ時期に、政府内部に同じ業務を担当する部局が、二つ以上あったとは考えにくい。次に、上記の「兵器部」に所属する官吏たちの役職名は、「海軍会議」のそれと対照させたとき、ほぼ同じ構成であることは、マーク・チャールズ・フィッセル (Mark Charles Fissel) の指摘どおりである<sup>9)</sup>。

また、フィッセルは、16世紀を通じて次第に密接に結合した海軍力と砲兵科とは成熟した官僚制的制度を求めたと述べて、とくに1569年以降、エリザベス1世の下における、「ロンドン塔」を通じた、〈海軍力〉と〈砲兵科〉との連携による統合と官僚制化の現象を指摘している。イングランドが戦争遂行のための手段を用意する「兵器部 [Ordnance Office]」は、明らかに、テューダー朝の下で出現した、イングランドにおける最初の永続的軍事施設であった。はやくも百年戦争の時期には、王権の軍事化の徴候として、「王室家政 [the Household]」から独立して制度化されている<sup>10)</sup>。1540年代におけるヘンリー8世の政府は、委員会(制度)を十全に活用し、集团的リーダーシップによる権限委任は、より永続的な軍事的施設へと移し替えられた。すなわち、「管理官 (the Master)・「副官 [Lieutenant]・「財務官 [Treasurer]・「査定官 [Surveyor]・「事務官 [Clerk]」を擁する「兵器部」の本質的構造は、上記の「海軍部 [Navy Board]」の制度化を正確に反映させていたのである<sup>11)</sup>。

海軍の要請と「兵器部」の実施計画案との〈同期化〉は次第に複雑化し、1540年代の大量派兵後の時期以降、1589年のポルトガル派兵に至るまで、海軍は連絡係、すなわち「海軍部」と「兵器部」とを繋ぐ「海軍兵器部監理官 [the Master of the Naval Ordnance]」を擁していた。1546年から1589年まで、海軍は、銃砲と弾薬との獲得については、より大きな自主権限を行使したものの、集権的制度は、海軍を「ロンドン塔」に由来する行政へと引き戻した。すなわち、中央の基礎は、武器補給所や造船所のような、地域の前哨地点を可能なものとさせたのである<sup>12)</sup>。この「ロンドン塔」とは、イングランドの戦役の広範性の象徴であり、ローマ時代・ノルマン時代から伝えられた「ロンドン塔」の遺産は、「ロンドン塔」をイングランドの軍事製造業・貯蔵所・意識の基点にしたのである<sup>13)</sup>。

一方、陸上戦闘機能、陸軍力に関しては、とくに国防の機能から「民兵」に対する〈統制強化〉という形で現れる。テューダー朝の君主たちは、この時期、当然のこととして、軍事力は、なお〈封建制上の兵召集〉にも、また他方で〈傭兵の雇用〉にも依存していた。レイモンドによれば、ヘンリー8世は、イングランドの貴族に対する準・封建的募兵と旧式の民兵との混成によって、幾度となく大陸とブリテン諸島とにおいて、有効に競合するだけの武装せる国民としてイングランドを創り出した。この制度の成功は、とりわけ1513年における対フランスと対スコットランド作戦において顕著である<sup>14)</sup>。アングロ=サクソン時代から「州の民兵 [county militia]」は、特別の「令状」を受けて、政府のために部隊を召集した。エリザベス1世期までに、民兵はテューダー期陸軍の主要な構成要素となったのである<sup>15)</sup>。

メアリ1世期の1558年における二つの「制定法」によって、本格的な民兵の再編が始まっている。それは、俗人市民に対し、財産に従って軍事装備を収めることを求め、そのことによって民兵を賄う州の義務を確立させ、また、時期ごとの兵の召集点呼と、その間の地方当局による人員・軍馬・軍装の出動・点検を規制した。「州統監 [the lord lieutenants]」をはじめとする地方政府は、この兵の召集点呼を監督したが、その職務遂行に当たる地方政府には、当然のことながら「治安判事 [Justices of the Peace]」が含まれていた。

また、1558年以前のイングランド軍は、大陸の陸軍に比べて火器では劣っていたが、火器の使用の増加とともに、民兵の中から「特別訓練部隊 [trained bands]」が創設され、1573年以降、「枢密顧問会議」は「民兵」の一角に対して集約的に火器と軍馬の訓練を行うプログラムを開始した。さらに、二種類の「軍事行政官」の導入によって民兵〈改良〉の試みが行われた。その二種類とは、すなわち民兵への火器の教練、武器と甲冑の監督、様々な義務に適する人材の選抜、部隊の監察を行う「検閲官 (兵員簿管理官 [muster-masters])」と、地方における軍法の執行、とりわけ海外から帰還した退役兵の取り締まりを行う「憲兵司令官 [provost-martials]」である。前者は元来王権によって選抜、給与を支給され、また後者は王権によって任命された。

さらにエリザベス1世期の1580年代には、「枢密顧問会議」の監督下において、一定の《軍制改革》、対外的軍事を契機とする軍編制の合理化が見られる。補充・財政・軍備において地方分権的であった、1544年のヘンリー8世によるフランス侵攻までの大規模かつ機能不全の「守備隊 (wards)」は、さらに基礎的軍事単位としての「部隊 [companies]」へと分割された。「大尉 [captain]」は、これに命令を下し、武装・軍服・食料から給与の支出まで責任を負っていたが、数個の「部隊」から成る「連隊 [the regiment]」という中間規模の単位が導入され、「大佐 [colonel]」が命令を下すようになった。この制度により、大佐・連隊・そして全軍を指揮する将軍の間の意思の疎通がそれ以前より向上することで、指揮命令系統が改善された<sup>16)</sup>。これは、その時期から判断して、まさにIV.の(2)のb.に述べるオラニエーナッサウ軍制改革の開始から終了までの時期と重複する。したがって、部隊の「小規模化」については、イングランドの軍人たちがそれを学習して、本国へと移入した可能性も大いに考えられる。

以上の軍事力の集中の他方で、II.に掲げた二つの意味のうちの(1)の「権力の集中化」の意味、いいかえれば、王権による権力の集約化は、「枢密顧問会議」の構成員の少数化の過程に現れる。一方で、権力の中核の職務の多様化と業務総量の拡大に伴って、構成員・人員の増員は避けられないものの、しかし他方で、スピードアップのためと機密保持のため、気脈の相通じる少数者の間だけで意志決定を行い、さらには決定事項の徹底を図るために、内側へ内側へと会議を小規模化し、構成員を少数化していくのは、時代の前後こそあれ、頻繁に繰り返される、権力《集中》のための〈常套手段〉である。しかも、それが上記のような、「王室家政」を含む〈私的〉な領域と、国家という〈公的〉な領域との境界がなお不分明な時代であれば、それはなおさらのことである<sup>17)</sup>。この一旦は拡大し、それが肥大化し、組織が複雑化して、おそらくは統制困難になると、あらためてまたそこから少数化するという現象が、テューダー期、とくにヘンリー7世(在位1485-1509年)からヘンリー8世、エリザベス1世の治世に起きている。

「枢密顧問会議」の職務に関しては、総じてテューダー期の「枢密顧問官」たちは、①政策に関するあらゆる問題についての主権者への助言②政策の実行、国家・王室の官吏としての能力による王国の運営③仲裁・調停の評議員会としての論争の裁決、法運用活動の実行、という、およそ〈国家〉の《中核》となる三機能を、一団体の構成員に結びつけた。フランス・神聖ローマ帝国・カスティーリヤの国王顧問官でさえ、テューダー期「枢密顧問官」ほどの権力の十全性を示さず、また責任を履行しなかったと言われている<sup>18)</sup>。

ヘンリー8世以降には、政府《中核》としての「枢密顧問会議 (Privy Council)」は、それ以前の「顧問会議 (council)」と比べ、その性格と位置づけとを極端に変え、1540年以降、永続的機関となった。この時期に、財政機構の改革が行われ、それまで財政を扱ってきた「国王私室 (Privy Chamber)」から、新たな諸部局が分離した<sup>19)</sup>。さらに、エリザベス1世のもとでは、「顧問官」

たちの職務はそれまでより細分化され、明確になる。すなわち、王国《防衛》の（地方への指示）命令から始まり、《財政》の運営、産業・価格・貿易の統制、「州長官（sheriff）」・判事および「治安判事」の職務の監督などを職務とした。エリザベス朝「枢密顧問会議」は、近世ヨーロッパにおいては、相対的に最も強力、柔軟、有効な、国王による統治の手段であった、とさえも評価されている<sup>20</sup>。

《集権化》は、王権による《地方の掌握》の徹底となって具体化される。政府の《財政》機能の具体化に当たり、王権の《手足》となって重要な役割を演じるのが、「治安判事」である。もとより、「治安判事」は、地方のジェントリがその基盤となる社会層である<sup>21</sup>、という意味では、イングランドは、フランスの「地方監察官（intendant de province）」による「国王直轄の行政制度」のように<sup>22</sup>、国王から直接派遣された官吏による地方統治とは違い、王権の意志の徹底という面では、脆弱な機構ではあったかもしれないが<sup>23</sup>、それでも、中央の王権は、これに権限を委譲し<sup>24</sup>、依存することで図ろうとした意図は、まちがいに集権化のそれである。

「治安判事」は、公式には国王によって任命された無給の執政官であったにもかかわらず、しばしば「顧問会議」から課せられた過重な義務の下で勤務した<sup>25</sup>。根本的な制定法変革がヘンリー7世期に始まり、それによって「治安判事」の職務が、従来の《司法・警察》機能に加え、《徴税》にまで広がった<sup>26</sup>。また、国王の特権としての「徴発権〔purveyance〕」による購入は、王室のための品物であろうと、陸・海軍の必要品であろうと、その請負人は「治安判事」であった<sup>27</sup>。

時代が降り、スチュアート初期の「枢密顧問会議」の職務にまで視野を広げると、その基本的機能が、まずもって《軍事》とりわけ《国防》と、《財政・徴税》とにあったことは明らかである。まず、「枢密顧問会議」は君主に助言し、君主のために指令を発した。議会制定法・枢密顧問会議指令・国王声明はイングランド法の核心を形成したが、「枢密顧問会議」はそれを執行・強制した。「枢密顧問会議」の権威は、自らの代行を許容する国王の権威に発していた。「枢密顧問会議」の基本的義務は、外敵と国内の叛乱とからの、イングランドの《防衛》にあり、この仕事は、「州統監」に、《要塞の維持》と《民兵の統制》とを命令することで完遂した。この「枢密顧問会議」は《海軍》監督の職務を擁していたし、また「国防軍事会議〔councils of war〕」は「枢密顧問会議」に従属する小委員会であった。

また一方、「枢密顧問会議」は、議会が認可した諸税—特別徴収税（subsidies）、「トン税」・「ポンド税」—を実施するとともに、脱税犯を処罰した。このうち、平時における王室の家産収入によって組まれる予算とは別に、戦時においては特別徴収税により戦争費用を賄っていたのである<sup>28</sup>。また、とくに注意を要すべきこととして、戦争により、また議会休会中に必要が生じれば、歳入を捻出するため、「輸出入税〔Imposition〕」・強制貸付金、そして「船舶税」のような封建的税、を徴収する権限を与えられて実行したのである。つまり、この事実から明らかなのは、「枢密顧問会議」は、とりわけ財政に関するかぎり、たとえ議会が休会しようとも、たとえ部分的にはあれ、間断なく政府中枢として機能したのである。これが、Ⅱ. の（2）の「制約からの解放」の方向性を示している。一方、地方の掌握としては、「州長官」と「治安判事」とによる治安維持の義務は、「枢密顧問会議」により指揮された。また、「枢密顧問会議」は《民兵》を召集し、あるいは「武装護衛官〔sergeant-at-arms〕」などを派遣、極端あるいは広汎にわたる騒乱の鎮圧のため、地方と都市自治体の当局を支援した<sup>29</sup>。

今日、政府機能のうち、社会保障に大きく予算を割かざるをえない型の政府論を「大きな政府」論と呼んでいる。これに対し、そうした型の政府を、予算の肥大化の観点から批判して、予算・組

織・人員をスリム化させた型の政府論を「小さな政府」論と呼んでいる。社会保障をできる限り自己責任の負担とし、政府機能を、どうしても政府しかに担うことのできない機能だけに限定するのである。この場合の、最小の政府機能とは、とくに秘密保持の必要性から国家機密を要するという点では「民間委託」が不可能な機能、すなわち、〈外交〉と〈国防〉である、とされている。なるほど、ジョン・ロックを引き合いに出すまでもなく、政府設立の目的が国民の〈生命・自由・財産の保護・保全〉にあるとすれば、とりわけ〈外なる敵〉と〈内なる敵〉とへの対応としての、〈国防〉と〈警察機能〉とが政府の最小必要機能であることにまちがいはない。まして、国民国家が曲りなりも独り立ちしてくる以前の国家、それはとりあえず主権国家あるいは王朝国家と呼ぶにせよ、においては、〈外なる敵〉と〈内なる敵〉との境目は截然と〈線引き〉できるものではないだけでなく、また〈外交〉と〈国防〉とは本来表裏一体、政府の担当部署もまた別箇のものではなかった上、その局面ごとにめまぐるしく入れ替わって機能し、これまた政策としては渾然一体となっていたであろうこと、したがって、平和裏に行われる〈外交〉が軍事機能の中から次第に自立してくるであろうこともまた、想像に難くない。

この点は、スチュアート後期にかけて、「枢密顧問会議」の中に「外務委員会 [the Committee for Foreign Affairs]」が姿を現す事実にも明確に現われている。「外務委員会」は当初から上席委員会と認識され、一般法則から、他の諸委員会に対して、「枢密顧問会議」によって指示されない問題の議論を禁じることを期待された。また、必然的に「外務」だけに限定されなかった。すなわち、「王国の趨勢」に関する、国王の官吏と「治安判事」との間の往復書簡の監督を教示され、他の高度の諸問題—議会議長の指名や判事の解任などを扱った、とされている。これこそ、その原初形態において、政府の最小必要機能が外交と軍事にあった歴史的事例を提供している<sup>30)</sup>。この、いかに原初的であれ、財政と軍事の機能を遂行する〈政府〉については、次章IV.におけるネーデルラントの事例によって、再び論じられるであろう。

#### (4) 親衛隊～近衛兵としての常備軍

しかし、ロバーツが示した型の〈常備軍〉に対し、フィリップ・コンタミーヌ (Philippe Contamine) は、「最初の常備軍 [The First Permanent Army]」とは、1350年以降に顕著となった、国王・教皇その他の「親衛隊 [bodyguard]」であると主張して、全く相異なる〈常備軍〉像を提示している。以下の諸事例のいずれからも見て取れるのは、したがって、「親衛隊～近衛兵」型〈常備軍〉こそ、これを《核》に物理力・実力を集約して行こうとする、皇帝・国王・君主による〈集権化〉の原初形態となる現象を呈している。コンタミーヌの主張する「親衛隊～近衛兵」型〈常備軍〉の出現は、「軍事革命」とは無関係であるのはもちろんのこと、それどころか「軍事革命」を遡る百年戦争と相前後する時期、すなわち「中世末期」に当たる。コンタミーヌの挙げる「常備軍」の特徴とは、以下の四点である。

- ① 確固とした正規の構造、すなわち軍事的編制単位 (部隊) の存在
- ② 平時・戦時ともに有給の常備軍は優位に立つ、という認識を伴う、軍を維持する権力者側の意志
- ③ 若者の人口のうち、軍歴を当て込んでいる部分の存在
- ④ 常備軍を維持するための恒常的かつ十分な歳入の確立

コンタミーヌは、以上の特徴を指標として、この型の〈常備軍〉について、以下の事例を列挙し、とくに15世紀以降にこの傾向が進んだと指摘している<sup>1)</sup>。

- ① アヴィニオンにあったローマ教皇、少なくともベネディクトゥス12世 (Benedict XII, Benedictus XII, 在位1334-42年) 以降
- ② フォワ伯ガストン3世 (Gaston Fébus, comut of Foix, Gaston III de Foix-Béarn, 在位1331-39年)
- ③ リチャード2世 (Richard II, 在位1377-99年)
- ④ ミラノ公フィリッポ・マリア・ヴィスコンティ (Filippo Maria Visconti, 在位1412-47年)
- ⑤ ヴァロワ朝国王シャルル5世 (Charles V, Charles V le Sage, 在位1364-80年) とシャルル6世 (Charles VI, Charles VI le Bien-Aimé, 在位1380-422年)
- ⑥ バルおよびロレーヌ公 (duke of Bar and Lorraine, Duc de Lotharingie, 在位1473-508年, Duc de Bar, 在位1483-508年) ルネ2世 (René II)
- ⑦ ブルゴーニュ公シャルル豪胆公 (Charles the Bold, Charles le Téméraire, 在位1467-77年)
- ⑧ カスティーリャ王国の「王室の衛兵 (*guardas reales*)」(1481年, 1496年)
- ⑨ テューダー朝国王ヘンリー7世 (Henry Tudor, 在位1485-509年) の「国王衛士 (Yeomen of the Guard)」、国王ヘンリー8世 (Henry VIII, 在位1509-47年) これに加えて「国王槍兵 (King's Spears)」

コンタミーヌの説に従えば、中世末期に形を整える〈常備軍〉とは、のちの〈絶対王政 (君主政)〉下の〈常備軍〉の《核》となる国王「親衛隊」～「近衛兵」であった。しかしながら、西ヨーロッパ以外の地域に目を移せば、そこにもまたこの型の〈常備軍〉を見出すことができる。その事例が、14世紀後半、オスマン帝国スルタン、ムラト1世 (I. Murat Hüdavendigâr) 時の皇帝直属部隊の「イエニチェリ (Yeniçeri)」—16世期中葉で1万人前後—であり<sup>2)</sup>、さらに、16世紀半ば、「イエニチェリ」に範をとった、オスマン帝国の支配地域と同じ東方教会圏に属するロシア・ツァーリ国のイヴァン4世 (雷帝) (Иван IV, Васильевич) 時における皇帝直属の近衛 (火縄) 銃兵隊「ストレリツィ (Стрельцы, Strel'tsy)」である<sup>3)</sup>。これは、通常五軍から成るロシア軍の中でも「大軍」と呼ばれる主力軍の中に、すでに存在した火器を携帯する部隊から、さらに3000人が選抜されて編制された常備軍である<sup>4)</sup>。

また、コンタミーヌ説に従いつつ、さらに中世末期から遡るならば、この型の〈親衛隊〉は古代にも存在した。たとえば、ビザンツ帝国皇帝コンスタンティノス5世 (Κωνσταντῖνος Ε΄ ὁ Κοπρώνυμος, 718-75) の時代に、コンスタンティノスは古代以来の首都の儀仗部隊の流れを汲む連隊を再編して、皇帝直属の騎兵部隊を編制、8世紀末には皇帝の身辺警護の騎兵部隊を新設した。これら1500～4000人のから成る皇帝直属の中央軍は「タグマタ (τάγματα)」と総称され、その将兵は国庫から俸給を得る職業軍人によって構成される〈常備軍〉であった<sup>5)</sup>。これより遡るならば、ディオクレティアヌス (Diocletianus, 244-311) の「ドミナートゥス」制下の軍隊がそれに当たる。あらゆる篡奪の試みを防ぐために、皇帝は居住する都市に駐屯する部隊への直接指揮権を持っていた。のちに、コンスタンティヌス1世 (Flavius Valerius Aurelius Constantinus Augustus, 306-37年) の軍制改革によってアウグストゥス (Augustus, B.C.63-14) 以来の「親衛隊 (Praetoriani)」を解散し編制することになる、「野戦機動軍 (comitatenses)」の萌芽としての「機動軍 (comitatus)」は、軍団最精鋭の歩兵・ローマ市の基地から派遣された近衛兵・騎兵大隊によって構成され、元首の単なる随行者にとどまらない数を有していた<sup>6)</sup>。さらに遡るならば、まさにそのアウグストゥスの「親衛隊」もまたそれに当たる。2世紀以来、皇帝たちの求めに応じて、軍団中の一部の戦力がローマないシタリアに置かれ、これが「親衛隊」の編制につながっていった。アウグストゥスは、



内乱後もこれを保持したが、その規模は1個480名の歩兵隊9個から成り、それは1個軍団よりわずかに小さいほどの規模であった<sup>7)</sup>。

以上から判断すると、「軍事革命」テーゼから、〈火器の大量使用〉と〈常備軍〉形成との関連性は切り離される。ただし、IV.において詳論することになる〈常備軍〉形成の観点から注意すべきは以下の点である。ネーデルラント軍の編制過程におけるナッサウのマウリッツの関与・貢献とは、もっぱら戦術上の改革についてであるという点については、ロバーツに限らず、それ以前のH・デルブリュック (Hans Delbrück) の研究においても、また、M・ハワード (Michael Howard) 他<sup>8)</sup>の研究においても、すでに一致して指摘されていた<sup>8)</sup>。これをロバーツは、あえて「革命」と呼んだのである。では、とりわけネーデルラント軍の再編すなわち、〈常備軍〉の形成はどのような過程で行われたのか、との問いに対しては、少なくともロバーツの研究においてはさらに詳細な検討を施されないまま放置され、直接には、グスタフ=アドルフによる軍事革命の第二段階、すなわち〈徴兵〉による国民的〈民兵〉、最初の、真の意味でのヨーロッパ軍すなわち、〈常備軍〉はスウェーデン軍である、との答え以外には与えられていないのである<sup>9)</sup>。

#### (5) 傭兵と常備軍

IV.における議論の前提として押さえておかなければならないのは、封建軍とも、さりとて絶対王政 (君主政) 下の常備軍ともつかない軍隊、《傭兵》の位置づけについての検証である。これまで、以下のような、単純な〈二分法〉による先入見が生じたとしても不思議ではない。すなわち、〈絶対王 (君主) 政〉が、封建制の持つ地方分権・地域防衛の枠組みを破壊し、封建勢力を一掃して、国内の集権化・統一化を推し進めるべく登場した以上、〈常備軍〉とは、封建領主が封建制に基づいて領主の持つ軍の召集権を失った後、それに代わって王権が〈全国民・全国土〉を掌握した結果として、国民に対して独占的に行使する〈徴兵権〉によって編制された、〈全国民からなる軍隊〉である。その根拠の一つは、〈常備軍〉とは、なによりも平時においても常時召集状態にあり、したがって絶えず臨戦態勢にある軍を意味するのだが、しかし、これに対して、封建軍とは随時召集されるにすぎない以上、〈常備軍〉とは相いれないのだという〈二分法〉である。

それゆえ、以上の先入見に従えば、傭兵とは封建制が成立・維持されていて、封建軍が召集可能であった時期にはまだ姿を現さず、一方〈絶対王政 (君主政)〉下において〈常備軍〉が出現してのちは、必要とはされなくなっていったことになる。逆に考えれば、傭兵隊とは、あくまで封建時代と絶対王政 (君主政) 期の間の《端境期》に突如として現れたにすぎず<sup>1)</sup>、したがって、各国が常備軍への準備を始めるきっかけともなった三十年戦争を境にしてその姿を消したのである。さらに、絶対王政 (君主政) 下の常備軍にも終止符を打ったのが、フランス革命期の徴兵制による「革命軍」である。したがって、これ以降、傭兵はまったくいかなる軍制にも現れなくなった。したがって、マキアヴェッリが非難した「傭兵隊長 (Condotiero)」率いる傭兵隊とは、まさにその封建制の形成がもっとも未熟であった地域の一つである、とりわけ北イタリアに登場し、その後西ヨーロッパへと広がっていったのだが、その傭兵隊長の典型的実例となる人物こそ、三十年戦争期に神聖ローマ皇帝に雇われた傭兵隊長、ワレンシュタイン (Albrecht Wenzel Eusebius von Wallenstein) だ、というのである。

しかしながら、結論を先取りすれば、以上の先入見を交えた通説とはまったく逆に、傭兵制とは、封建制とも絶対王政 (君主政) ともけっして矛盾しない制度であった。言いかえれば、〈封建軍〉は意外にも〈傭兵〉をもその構成要素の一部としていたし、逆に絶対王政 (君主政) 下の〈常備軍〉

もまた〈傭兵〉を抱えていたのである。すなわち、権力の絶対化を目指す王権が、それまでの封建制上の軍制を常備軍へと再編するに際して、当然、ルイ14世下の軍のように、その一要素として傭兵に依拠せざるをないことも当然ありえたとし、場合によっては、その全兵力を傭兵に依拠して常備軍を編制しなければならない国もあったのである。その中で、曲がりなりにも、徴兵制の原初形態を整備し始めるのはスウェーデンであるが<sup>2)</sup>、しかしながら、ヨーロッパのほとんどの国々が、いまだ傭兵に頼って戦争を行わざるをえなかったであろう。次章に述べるように、ネーデルラントはそのほとんどすべてを傭兵に依拠しつつ、しかし自前の軍を編制しようと動き始めた国の一つであった。

たしかに〈封建軍〉と傭兵はともに、常時臨戦態勢にある〈常備軍〉とちがひ、あくまでも随時召集・募兵される軍隊であるという点に限れば同等である。しかし、前者は封建制上の義務に基づいて出仕するのに対して、傭兵はあくまで《契約》への同意に基づいて雇用されるという点が大きく異なる。また、傭兵と常備軍とを給与の支払いの面において比較すると、傭兵には、作戦にあたっての前払いの「徴募資金〔*Laufgeld*〕」、手付金と、作戦完了後の除隊金の双方を含め、《契約》期間中に限り給与が支給されるにすぎないのに対して<sup>3)</sup>、〈常備軍〉とは、その名称に従って、兵への給与が恒常的に支給される軍隊であるという点が大きく違っている。

臣下による軍役義務が履行されていて、したがって一見傭兵など必要とされないかのように見える封建制下においてすでに、傭兵は存在していた<sup>4)</sup>。その確たる資料の一つが、『マグナ・カルタ (*GRNDE CHARTE DE JEAN SANS TERRE*, 15 juin 1215.)』である。その「第51条」には、*‘51. Et statim post pacis reformacionem amovebimus de regno omnes alienigenas milites, balistarios, servientes, stipendiarios, qui venerint cum equis et armis ad nocumentum regni.’*<sup>5)</sup>との文言が見えるが、「傭兵」に相当する語は、*‘mercennarius’*ではなくて、あくまでも*‘stipendiarios’*である<sup>6)</sup>。この事実は、ジョン失地王時代に、イングランド軍にも金で雇われた兵士の存在があったことを裏付けている。

また、傭兵が中世封建制下で存在していた証拠となる制度、すなわち、封建制下において、封建制を内部から掘り崩すような、〈抜け道〉となる制度が存在してもいたことは、封建制と傭兵制とが相いれない制度であるとする説明への反証となる。イングランドにおいては、ヘンリー2世期（在位1154・89年）の段階ですでに、臣下による軍役義務の免除と引き換えに供出させる「軍役免除金 (*Scutage*)」の制度が存在していた<sup>7)</sup>。その背景について、ハワードは以下のように述べている。1066年のノルマン征服以降、征服王朝と、ヘンリー2世以降のその後継者たちが、スコットランド、ウェールズの征服軍のみならず、大陸における権利、すなわち「アンジュー帝国」の維持のために大陸に送り出した軍隊は、60日間義務的出仕する封建軍だけでは足りず、彼らは、大陸から「自由契約者 (*free lances*)」を雇うのみならず、奉仕の責任を負う者に対して、傭兵を雇うための現金支払いをもってその義務に代えることを許した<sup>8)</sup>。当然、この「軍役免除金」の制度は、イングランドのみならずフランスにも存在した。封建制下のフランスでは、世襲かつ實際上独立した封土に定住する「伯 (*Comites*)」が、自らを強制する能力のない王に対して負っている義務を無視するようになったため、王は、直属の騎士のみならず、有給の軍隊、すなわち土地も定職もない「騎士」たち、傭兵に頼らなければならなかった<sup>9)</sup>。13世紀はじめまでに、カペーから出てアンジュー（プランタジネット）に勝利し、その大陸の権益のほとんどを失わせしめたフランス王フィリップ2世（オーギュスト）は、この「軍役免除金」制度により、イングランド王ジョン（失地王）に対して、かなりの常備軍を展開した<sup>10)</sup>。ハワードは、イングランド王とフランス王とは、14世紀はじめまで

に、その全軍を実質的に俸給の基礎の上に置いていた、と断言している<sup>11)</sup>。

もちろん、もともと〈王権〉の側には、臣下の軍役義務を免除しても現金を手にした動機と理由があったのだろう。そして、それが満たされるならば、この制度によって得た現金によって〈傭兵〉を雇用すれば、戦争遂行には支障はなかったのであろう。いずれにしても、これらの事実から判断すれば、〈傭兵〉はすでに以上に述べた時期にはすでに存在していたと考えるのが自然である。

他方で、同じ意味において、傭兵制と〈常備軍〉とが、水と油のように弾き合う、お互い相いれない制度である、とする解釈もまた成り立たない。こうした先入見の生じる原因の一つは、おそらく、フランス陸軍の歴史に連続性を求める解釈にあるのではないか。それは、フランス革命期の1793年公安委員会が出した「国家総動員 (levée en masse)」によって、国家防衛のために全フランス人が動員された「革命軍」を〈常備軍〉のモデルと見た上で<sup>12)</sup>、なおかつそこから遡った時代にその先駆的形態を探することで、それこそ〈絶対王政 (君主政)〉期の軍隊であると見なして、そこで両者は同じ《常備軍》なのだから、革命を経ながらも、〈常備軍〉としての形態は何ら変わるところがない、とする解釈である。この解釈の一つの根源がマルクス主義にあることについては、すでに(1)において詳論した。

たしかに、フランス「革命軍」は歴史上初の、徴兵制・国民皆兵原理によって召集された〈常備軍〉であることはまちがいない<sup>13)</sup>。ところが、〈絶対王政 (君主政)〉の典型とされ、したがって〈常備軍〉のモデルとされる、ルイ14世期のフランス陸軍でさえ、兵士はフランス人と、それ以外の外国人とによる〈混成〉であり、しかも、戦闘終了から次の戦闘開始までの間は、すべての部隊ではないものの、兵の大半は解散させられていた。したがって、純粋に自国人のみから召集された軍でもなければ、ましてや《徴兵》された軍であったとも言い切れないのである。しかも、その中には、明らかに〈傭兵〉の存在が見出せるのである。すなわち、ルイ14世期のフランス陸軍の内訳は、絶対数の多い順に、フランス人志願兵・外国人志願兵・国王民兵 (ただし、1690年以降)・軍役義務召集兵であった<sup>14)</sup>。ここに言う「外国人志願兵」こそ、まちがいに〈傭兵〉である。さらに驚くべきは、封建制上義務に基づいて召集された「軍役義務召集兵」さえ、封建制衰退後の絶対王政 (君主政) 下の軍隊の中に、いまだに相当の割合を占めていた、という事実である。したがって、この二点からしてすでに、ルイ14世期のフランス陸軍は、《国民皆兵》原理によって召集されたフランス「革命軍」とは、その実態を全く異にしていたと判断できる。

では、一体〈傭兵〉とはどのような形態で出現したのか、という問題については、いくつかの研究が、それぞれの角度から説明している。まずA.コルヴィジエ (A. Covisier) は、その背景について以下のように述べている。ローマ軍がゲルマン人によって補充され、次第に彼らを軍役に使うようになり、実際彼らは帝国をフン族の侵攻から救った。戦争職業が土地の授与によって報酬を受けられるようになったという理由により、ゲルマン人の侵入が傭兵を衰退させた。傭兵使用の復活は百年戦争の間である。彼らは、平和が回復してからも、懸命に自らのために戦争継続しようとした<sup>15)</sup>。

また、ハワードは、傭兵が出現した理由の一つを、あくまでも〈封建制〉と関連付けて、次のように述べている。12世紀以来、ヨーロッパが外敵にさらされなくなって、人口増加にともなって利用できる〈封土〉の数が激減した。ドイツのような地域では土地が際限なく細分化された結果、それらが経済的支えにはならなくなった。他方、イングランドのように長子相続制による国では、次男以下は〈傭兵〉となる以外は選択肢がなくなった結果、〈軍事階級〉は中世後期には巨大化し、自らのために戦争を始める傾向にあった<sup>16)</sup>。この後、貴族すなわち、騎士であれ、卑賤な出身であれ、それまででない傭兵の集中を生み出したのは、1339～1453年にわたる英仏百年戦争である<sup>17)</sup>。

他方で、傭兵が出現する実際の様態について、ラインハルト・バウマン (Reinhard Baumann) は、主としてドイツ地域の「ランツクネヒト (傭兵)」の形成の観点から、封建制との関連において、封建軍という制度の枠外にはみ出した兵士たちの存在に言及し、それを〈傭兵〉の原型と見なしている。封建制を構成するのは〈騎士〉と〈従者〉である。しかし、実際に攻城戦等、戦闘において投入されたのは、騎士見習い・家来として騎士に奉公する従者《以外》に、弓兵や弩兵、投石器砲手、攻城突撃兵等、騎士の理想像を求める貴族のイデオロギーでは蔑視・無視されていた、夥しい数の兵卒であり、これらの兵卒の大量投入こそ中世盛期における傭兵隊の出現を裏付ける事実には他ならない。傭兵の原初形態とはこのような者たちである<sup>18)</sup>。さらに、バウマンによれば、封建制上の軍事制度を傭兵制に置き換えるには、無数の「傭兵団 [Söldnerverbände]」が必要であった。それには、中世盛期において、封建社会の変化、すなわち家人・市民・農民の流動化が起こり、彼らは傭兵の資金提供者となり、あるいは彼らの自衛組織が装備や戦闘方式で傭兵軍に影響を与え、さらには彼らの中からも傭兵が募兵された<sup>19)</sup>。しかし、それだけではない。貴族の間では、主君《以外》への傭兵奉仕も了解事項であった。国王・諸侯に属し、その家内役職に従事する不自由民としての「家士 [die Ministerialität]」層の、中でも最下層の者たちが、小規模な農役土地保有という劣悪な経済状態ゆえに、やむなく身分相応の傭兵軍務に就き、それが「傭兵団 [Soldgesellschaft]」となって、その首領は高い俸給を受けていた者の中から選ばれ、「家士」貴族の代表者が〈ランツクネヒト〉部隊の隊長となる<sup>20)</sup>。

また、ドゥッチョ・バレストラッチ (Duccio Balestracci) は、主としてイタリア地域の「傭兵隊長」の形成という観点から、傭兵の雇用者である国王・君主の存在に着目し、傭兵はすでに11～13世紀には現れたと推定している。傭兵制が中世後期に初めて出現したのではないことは確かであり、中世盛期に目を向けただけで、兵士を生業とする者が、主要な軍隊のすべて、主要な戦争のすべてに見出される<sup>21)</sup>。バレストラッチは、傭兵が社会に欠かせない職業となっていった理由について、戦争が日常化していたイタリアでは、〈市民〉軍を補完し、〈市民〉軍では負うことのできない任務をすべて傭兵が引き受けたという事情から、もっとも初期の傭兵軍は、コムーネの役人で構成された警察団や警護団として生まれた場合が多かった、とも指摘している<sup>22)</sup>。

さらに、バルベーロは、傭兵制の発生理由について以下のように説明している。すなわち、大規模な戦役維持のために有用な軍隊を召集する、封建制に代わる「いまひとつの新たな軍事システム」としての傭兵制とは、封建制下の兵士たちが義務の満了とともに自身の故郷に舞い戻ってしまうために、この離散の危険を回避し兵を戦場にとどまらせるための解決策として生まれた〈契約〉型の動員関係であった<sup>23)</sup>。

#### IV. オラニエ-ナッサウ軍制改革と『政治学』<sup>1)</sup>

##### (1) 問題の所在

以下では、問題整理のために、以下の①～③の三点にわたり、I. に掲げたG・エストライヒの論文におけるリプシウス研究の論点と、それらに対する批判の作業を通じて、(3)におけるオラニエ-ナッサウ軍制改革と『政治学』における軍事論との関係を明らかにする前提とする。

①まず、エストライヒは、リプシウスとマウリッツとの関係から、『政治学』がオラニエ-ナッサウの軍制改革書であった、と説明している<sup>1)</sup>。しかしながら、最新のものの一つと目される、M・ツ・

ハート (Marjolein 't Hart) によるネーデルラント独立戦争研究によれば、オラニエ-ナッサウ家による軍制改革は、マウリッツの父、ウィレム1世 (沈黙公) の時代、1572年段階からすでに始まり、そして『政治学』公刊の1589年の前年、1588年にはネーデルラントにおける〈常備軍〉の整備は完了していた<sup>2)</sup>。つまり、オラニエ-ナッサウ軍制改革は、『政治学』公刊の1589年を遡る、すでにかなり早い段階から始まっていたのだから、リプシウスが『政治学』をさせることによって何かの案の形でアイデアを提供し、そのことにより、オラニエ-ナッサウ軍制改革に対して影響を与えたとは考えにくい。とはいうものの、逆に結果として、『政治学』の内容に、オラニエ-ナッサウ家の軍制改革案が理論化された上で反映していることは、以下に示すとおりである。では、その案は『政治学』の中にどのように読み取ることができるのか、その理論に託されたリプシウスの〈意図〉とはいかなるものであったのか。それは、オラニエ-ナッサウ軍制改革の正当化にとどまるのか。否、そもそも、『政治学』は、オラニエ-ナッサウ軍制改革だけを念頭に置いたテキストであったのか、というのが本稿全体を貫く問題意識であり、その検討課題である。

②次に、『政治学』の意図に関する問題である。上記①において述べたように、『政治学』とオラニエ-ナッサウ軍制改革との間に《有意な関連性》を見るならば、当然の結果として、『政治学』の意図は、エストライヒの主張するように、「キリスト教的君主鑑」の枠組みを捨て去るところか、それにとどまらず、マキアヴェッリに従った「君主への格言 (訓戒)」すら、リプシウスの意図の本旨からは後退する。実際、具体的に、それは『政治学』は第4巻の末尾における「徴税」論から実質的議論が始まり、主として第5巻における政府論を中心とした、リプシウスの「財政=軍事国家」像に現れる。

まず、エストライヒは、『政治学』の意図を性格付けて、以下のように評価している。

「リプシウスは、このように軍事力を肯定することによって、キリスト教的君主鑑の枠組みを捨て去ったのである。なぜなら、この枠組みは殆どの場合中世的であって、初期近代ヨーロッパの諸国家体系の闘争下に展開された君主政的・政治的推進力の現実を含むことがなかったからである。平時においても研ぎ澄まされた武器が絶対に必要であるとの確信を、彼ほどはつきりと言ったのけたものはいない。」<sup>3)</sup>

しかし、この評価はいかにも奇妙かつ不用意な印象を与える。まず、エストライヒの言う「キリスト教的君主鑑」の提唱者が誰を指すのかについては定かでないにしても、たとえば、トマスは『君主の統治について (De Regimine Principum.)』第2巻第4章において、オラニエのマウリッツがその戦術を依拠したことでも知られる、ローマの戦術家ウエゲティウスの著作に言及し、これ引用して、国を滅ぼす原因として「懦弱」を挙げ、次のように述べているからである。

「…戦争の際に快樂は最も害となる。ウエゲティウスは『軍事論 [de re militari]』のなかで『わが人生に快樂少なし、と悟っている者ほど死を恐れない』と述べているのはこのためである。」<sup>4)</sup>

つまり、キリスト教的〈君主鑑〉の代表的提唱者であるトマスにおいてすでに、「軍事力の肯定」こそないものの、〈戦争〉を当然想定されるものとして強く意識した、都市の市民の〈徳〉について明言されているのである。これについては、以下のような仮説が立論可能である。オールマンドによ

る、〈中世におけるウェゲティウス受容〉研究によれば、中世を通じてウェゲティウスは、たとえ部分的ではあれ、多くの著述家・思想家たちに引用され続け、また各国語に翻訳され、ウェゲティウスのテキスト自体も印刷され続けた<sup>5)</sup>。そうであるとすれば、ウェゲティウスに限らず、フロンティヌス、フロールス、ポリュピオスに至るまで、ローマ時代の戦術・軍事論は、キリスト教的君主鑑の伝統とは別系統の、もっぱら戦術・軍事に関する書物として独立して、中世を通じ読まれ続けたとの推測は十分成り立つ。そして、まさにキリスト教的君主鑑とウェゲティウス戦術論の接点の一つこそが、上記のトマスによる言及である。また、他ならぬリプシウス自身が、自らの軍事論の中心について、

「君主の義務は、国家の福利のために、新しいものを考え、古いものを復活させることである。それゆえ、君主は二つの実践を回復させなければならない。それは、募兵〔*Dilectum*〕と規律〔*Disciplinam*〕である」(pp. 566, 7.)

と述べて、募兵と規律とが、古典古代のそれを模範としたものであることを示唆している。という事は、言外の意味として、リプシウス自身がそれ以前の募兵と規律では不十分だと認識していたことになる。それが後述するリプシウス軍事論の中心をなす、〈規律〉の中でもさらにもっとも重要な要素である「隊形」～「分隊」論である。これに加えて、リプシウスは、ウェゲティウスを含め、多くの古典古代の著述家たちの著作を実際に引用しているが、彼らの名前に言及しない箇所においてさえ、登録～監察制度、募兵、部隊の小規模化(分隊)そして将校の職名、兵の召集等、ローマの政治・軍事制度に着想を得て構想したと判断できる言及が多く存在することは(3)以下に示す通りである。また、実際、リプシウス自身が、いまひとつの著作『ローマの市民兵について(*De Militia Romana*)』においてもポリュピオスの『歴史(*Ἱστορίαι*)』第6巻19以降における、ローマの軍制についてのコンメンタールの形式をとりつつ、ローマの軍制の利点を列挙している<sup>6)</sup>。

また、いうまでもなく『政治学』第5巻以前の、第1巻から第4巻へかけてのリプシウスの叙述スタイルは、〈キリスト教的君主鑑〉どころか、それとは似ても似つかない、マキアヴェッリ流の《君主への格言(訓戒)》である。そもそも、マキアヴェッリにおいてすでに、善悪の判断を度外視するキリスト教倫理の棄却については、これまで言い尽くされてきたことである。マキアヴェッリ流の《君主への格言(訓戒)》は、まずマキアヴェッリと同じ、「熟慮(*prudentia*)」、「必要(*necessitas*)」、「徳(*uirtus*)」、「欺瞞(*fraus*)」等を駆使する際の、リプシウスの用語法において明らかである。しかし、マキアヴェッリと手法において異なるのは、リプシウスが、この自説補強の作業を、夥しい数古典古代の著述家たちによる、これまた夥しい種類の著作からの引用によって実行しているという点である。たしかにこれまで、ストアを中心とする古典古代に傾倒・依拠する著述方法こそが、リプシウスの思想を理解する上で、それを、古典的ストア主義とは一線を画する、ルネサンス人文主義の要素を加えた「ネオ・ストア主義」と性格づける根拠の一つとされてきた。しかしながら『政治学』第1巻から第4巻に至る、ストア派哲学を中心とする《古典》に対するルネサンス人文主義の教養、およびマキアヴェッリ流の「君主への格言(訓戒)」との関連において論じるのが、リプシウス研究の正攻法であったとしても、本稿ではあえて逆説的に、『政治学』第5巻・第6巻における、君主(王)を中心とする〈国家〉像および〈政府〉論、そして軍隊ないし〈軍事〉論を中心に、それとオラニエーナッサウ軍制改革との関連を探ることとする。

③最後に、『政治学』の第5巻第13章における「規律 [Disciplina]」(pp. 588, 9.) が、どの範囲で適用されるのか、という問題がある。これについてのエストライヒの解釈は以下のようなものである。すなわち、リプシウスは傭兵を、その〈行状の悪さ (不道德・不品行)〉ゆえに嫌悪・忌避していた。しかし、同時に「外国人」の徴募を認めている。この「外国人」とは「傭兵」を指す。以上の「系」として、リプシウスの言う「規律」は、「外国人傭兵」にのみ適用されることになる。ところが、他ならぬリプシウス自身の言に従うと、彼は「規律」の中でも「分隊」をもっとも重要視している。もとより、当然のことながら、この「分隊」は全軍に対し敷衍して適用される。そうになると、他の「規律」も同じく全軍に対し敷衍して適用されることになる。したがって、当然そこから、「規律」は「外国人傭兵」のみならず「正規兵」にもまた同等に適用されることになる。では、なぜ「外国人」以外の自国民から成ると見られ、ここから〈行状の悪さ〉を免れているはずの「正規兵」にも、「規律」が適用される必要があるのか、という問題が生じるのである。

この問題は、まず、エストライヒによる、次のような説明に淵源している。

「良質な兵士を得る手段は二つある。募兵の際の選抜と訓練の際の規律 [Disziplin] である。このレイデン大学の教授は、当時の状況に全く絶望し、いわば将来の正規軍の諸原則を展開せんとしている。彼は、一般に行われていたような外国人傭兵 [fremder Kriegsvölker] の徴募に反対し、自国の臣民の選抜を勧め、その根拠を詳細に論ずる。しばしば不誠実で反抗的であり、服従せず反乱を起こしやすく、祖国を荒廃させる。兵士が君主の下にあるものたちであれば、事態は全く変わる。外国人傭兵 [Auswärtige Soldaten] は、たとえ時として必要であるとしても、ただ、『補充 [Hilfe]』としてのみ利用されねばならない。」<sup>7)</sup>

まずここで、指摘しておかなければならないのは、「傭兵」という訳語の問題である。日本語の「傭兵」に相当するドイツ語には‘Söldner’がある以上、上記引用文中の「軍人」、「兵士 (隊)」に当たる‘Kriegsvölker’にせよ、‘Soldaten’にせよ、これらを「傭兵」とまで訳出するのが適当か否か、である。しかしながら、まず、この時代に封建制の制度の枠外から外国人を兵として徴募するとすれば、それは実体として「傭兵」以外にない。しかも、エストライヒが「しばしば不誠実で反抗的であり、服従せず反乱を起こしやすく、祖国を荒廃させる」と描いた兵士の像は、いかにも「行状の悪さ」をもって一般人からは嫌悪・忌避されていた「傭兵」の姿を彷彿とさせるには十分な様相を呈している<sup>8)</sup>。したがって、エストライヒによれば、リプシウスが「外国人傭兵」を却下した、との説明は、それなりの〈蓋然性〉を持つ。だが、問題はまだある。それでは、「傭兵」と言えば、ただちにそれは「外国人」だけを指すのであろうか。「自国民」には「傭兵」は存在しないのか。というのは、そもそも「傭兵」とは、「外国人」か「自国民」かとは無関係に、〈契約〉を媒介に徴募された、いわば「戦争請負人」を指すのではないのか。さらに逆に「自国民」から兵を徴募すれば、「傭兵」に根差す「行状の悪さ」は払拭できるのか。これはいかにも奇妙である。そもそもそれは〈国民 (民族) 性〉と〈関連性〉のある問題なのか。またそれでは、リプシウスは、たとえ「補充」のためにであるにせよ、そこまで「外国人 (傭) 兵」を忌み嫌いながら、例外的にはあれ、不承不承やむを得ず徴募する、と主張しているのか。逆に、リプシウスは、自国民ならば、無前提かつ無条件に兵としての徴募の対象とする、と主張しているのか。

もし、リプシウスが、当時一般的に行われていた「外国人 (傭) 兵」の徴募を却下して、「自国民」による正規軍の選抜を主張したのだすれば、エストライヒ自身が「外国人 (傭) 兵」却下の根拠と

した〈行状の悪さ〉は如何ともしがたい以上、いかに「補充」のみに限る例外とはいえ、「外国人（傭兵）」の徴募を認めるはずはない。というのは、そうなれば「外国人（傭兵）」という不良分子が、相変わらず軍内部に潜在し続けることになるからである。したがって、「外国人（傭兵）」をその〈行状の悪さ〉故に忌み嫌いつつ、しかし例外的にはあれ、徴募するという、この両論併記はいかにも奇妙である。もし仮に、エストライヒのこの両論併記を、あえて整合的に解釈しようとするれば、それは以下のようになる。すなわち、リプシウスは「規律」を軍編成の中心に置いているが、この「規律」とは行状の悪い「外国人（傭兵）」にのみ適用され、「外国人（傭兵）」に規律が適用された暁には、少なくとも「補充」としては、動員可能なまでにその「資質」を担保された兵にまで仕上がるのだろう、という解釈がそれである。しかし、次々節（3）において詳論するように、「規律」が「外国人（傭兵）」のみに適用される、とする解釈はリプシウスのテキストそのものにおける、次の根拠によって覆される。

すなわち、リプシウスの言う「規律」の中心的制度の一つは、「隊形 [Ordinem]」（pp. 590, 1.）、すなわち「軍隊を軍団 [legiones]・中隊 [cohortes]・百人隊 [centurias]・十人隊 [decurias] に分隊（する） [digerendis]」（pp. 594, 5.）ことを指す。当然のごとく、リプシウスによって「規律」が軍編成の原理として提示されている以上、「分隊」もまた、当然例外なく全軍に対して一律に敷衍して適用されるのである。そこから以下の諸問題が派生する。すなわち、そもそもリプシウスは、軍の一部につき、例外的にはあれ「外国人（傭兵）」の雇用を認容しているのであろうか。もしそうであるとしたら、「補充」として徴募される「外国人（傭兵）」以外の「正規兵 [ORDINARIOS milites]」（pp. 414, 5.）とは、フランス革命時のような、国民から一律に《徴兵制》によって編制された兵であるということになるのか。もし、エストライヒの解釈するとおり、リプシウスは「外国人（傭兵）」をその〈行状の悪さ〉故に忌み嫌い、かつその他方で、兵士が「自国民」であれば、「外国人（傭兵）」の有しているような〈行状の悪さ〉を全く免れいていると言い切れるならば、逆に「自国民」による「正規兵」の「行状の《良さ》」は一体何によって〈担保〉されるのか。考えられる限りでは、それは、唯一それらが「自国民」であるが故である、ということになる。これらの諸問題については、エストライヒ論文では依然として答えを与えられぬまま放置されているのである。

エストライヒは、あたかもマキアヴェッリとリプシウスが、ともに「外国人（傭兵）」の却下を断言したかのように説明している<sup>9)</sup>。たしかに、マキアヴェッリは、自らの現実認識に基づいて、『ローマ史論 (Discorsi)』を含む著作において一貫して傭兵隊長と、したがって傭兵制とを非難し、とくに『戦術論 (Dell'arte della Guerra)』においてこれを却下する一方で、フィレンツェ「市民軍」創設を提唱している<sup>10)</sup>。しかし、マキアヴェッリが却下したのは、あくまで〈傭兵隊長〉率いる傭兵〈隊〉である。それは、この当時の常として、自ら兵士となるほどの人口の余裕を持たないフィレンツェ市民が、その国防・軍事を自らは免れつつ、そのためにあくまで集団としての傭兵隊長と傭兵隊とに全面的に依存せざるをえなかったがために、ひとたびそれらの抵抗やサボタージュに遭遇するや、諸勢力が相争うイタリア半島において、たちまち当該都市国家にとっての軍事戦略が成り立たないどころか、もっとも恐れるべきことに、自らもまた無防備と化してしまうからであった。そこでマキアヴェッリは、傭兵隊長に自国の命運を託しておく途をあえて棄てて、国防・軍事の責務を市民に取り戻すべく「市民軍」を提唱したのである<sup>11)</sup>。

だが、エストライヒは、リプシウスをマキアヴェッリに引き寄せすぎて解釈するのがわざわざいして、この問題についても同様にエストライヒ論文では解答を与えられないまま放置されているのである。エストライヒによる、こうした論旨の粗さが生じる第一の原因は、彼が、リプシウスの言う、



例外的に君主が「隣人 (隣国の国民) [finitimos]」(pp. 570, 1.) に「増援」を依頼する「外部の者たち」とは、ただちに「外国人 (傭) 兵」を意味し、その他方で、「(君主に) 依存する者たち」からなる「正規兵」とは、あたかもフランス革命期における、〈国民皆兵〉原理に従って「徴兵」された兵士であるかのように速断したことにある。したがって、エストライヒに忠実に従えば、リプシウスは「傭兵の不正、弱さ、破廉恥を嘆き悲し」がゆえに、「規律」は当然、これまた例外的に採用されるべき「外国人 (傭) 兵」に対してのみ適用され、その系<sup>コロラリー</sup>として「未来の正規軍の諸原則を展開せんとしている」がゆえに、いうまでもなく、「正規軍」はこの「規律」の適用が必要のないほどにまで「良き歩兵」、「少数の良質な兵士」、道徳的で品行方正な軍である、ということになる<sup>12)</sup>。

しかしながら、この「規律」という語から連想されるのは、傭兵の不品行・不道徳、乱暴狼藉に対する「締め上げ」・「懲戒」あるいは「処罰」のニュアンスである。だが、〈君主への訓戒〉についてのマキアヴェッリの援用とはまったく裏腹に、殊この「傭兵」雇用の問題に限っては、全く異なる動機と意図に発する以上当然とはいえ、リプシウスはマキアヴェッリに対して、いささかをも負っていない。そうである以上、たとえ「補充」を目的とすることを含め、いかなる例外的ケースについてであれ、リプシウスは、「外国人 (傭) 兵」を採用すべきであるなどとは一言も発していない。では、リプシウスはどのように主張しているのか、その意図とは何か、という問題である。

そもそも、*Oxford Latin Dictionary*によれば、この‘disciplina’という名詞の意味は、1. 教育、指 (訓) 令、訓練 2. a. 研究分野 b. 哲学上の学派 3. 制度、実践、方法 4. a. 道徳的訓練に基礎を持つ秩序立った行ない・品行 b. 命令の下にある一団の人々によって維持される秩序、を指すとある。これに従うならば、上記の4つの意味のうち、‘disciplina’に対して、とくにエストライヒが用いたような意味において「規律」という訳語を当てるのが妥当と思われる根拠となるのは、あえて探せば4.である。しかし、それは、上記の通りこの語の意味の一部にすぎない。しかも、その上で、見落としてはならないのは、他ならぬリプシウス自身が、この‘disciplina’の語を、兵に対する処罰を含み、上記の1.から4.すべてを包括する、《より広い》意味で使用している点である。この事情は、以下の点に顕著に示されている。すなわち、実際『政治学』第5巻第13章における、「真の厳格な規律 [Disciplina]」を構成するのは、①教練 [Exercitium]・②隊形 [Ordinem]・③強制 [Coercionem]・④模範 [Exempla]である。(pp. 590, 1.) この内、④は、さらに「報奨 [Praemia]」と「処罰 [Poenas]」とに分かれる。(pp. 602-5.) それゆえエストライヒの適用した意味での「処罰」を指示するのは、④の内の後者だけである。したがって、「処罰」らしき制度を探すとすれば、それは、リプシウスにおいてもまた、①から④の「規律」の内の、さらにほんの一部を構成するにすぎないのである<sup>13)</sup>。

以上の上で、リプシウスの言う軍隊とは「あなた (君主) の下にある者たち」を意味する ‘TUIS, tuis’ の中から (pp. 566, 7, 74, 5.)、「正規兵 [Ordinarios]」と「予備役兵 [Subsidiarios]」とによって編制される。(pp. 574, 5.) しかし、それはあくまで原則であり、例外として、君主がなにかある大きな暴力や緊急時の圧力の下に至った場合、あくまでも臨時に隣国に依頼する「増援兵 [auxilia]」(pp. 570, 1.) がある<sup>14)</sup>。一方、「傭兵」とはそもそも何か、をあえて定義すれば、それはもっぱら「給与のためにのみ働く兵士」であり<sup>15)</sup>、その背景には、封建制下における臣従義務の希薄化がある<sup>16)</sup>。その結果、高い給料を払う側に〈寝返り〉もするのである。当然、こうして、マキアヴェッリが揶揄した傭兵隊とは、その行動が当該国家、政治権力にとって全くあてにならない、という状況が現出する。しかし、それも、先述のように、傭兵隊という集団に、国防の機能を全面的に依存していればなおさらのこと、その危険性はさらに深刻化するのである。ところが、これに

対して、リプシウスが「傭兵」の語を使って言及しているのは、あくまで「予備役兵」の雇用期間が限定されたものである、という任務形態において、「傭兵〔Mercenarii〕」と類似する (pp. 576, 7.) と述べている箇所と、「他国の傭兵〔alienos mercede〕」を雇用した場合の費用がかさむため、これを避ける、としている (pp. 578, 9.) 二箇所においてにすぎない<sup>17)</sup>。

たしかに、リプシウスは、「外部の者たちは、往々にして不誠実、また同時に頑固、加えて、地方の住民にとって負担となる。というのは、彼らは、焼き払い、略奪し、凌辱を行う。」 (pp. 568, 9.) と述べて、「外部の者たち」を雇用する際の問題点を列挙している。しかし、そもそも、ここに描かれた「外部の者たち」の〈行状〉について、その〈悪さ〉は、その人物をただちに「外部の者たち」であるが故であると判断するとすれば、それは判断の根拠としては、まことをもって脆弱である。当然のことながら、「外部の者たち」の中には、〈行状の悪い〉者もいれば、〈行状の良い〉者もいるのである。まして、その者たちが「外部」から来たからといって、そのことをもってただちに「行状の悪い」者たち、と非難するわけにはいかない。つまり、「外部の者たち」の出身地である「外部」と「行状の悪さ」との間には、何の《関連性》もない、という意味において、ここでの「外部の者たち」と「行状の悪さ」とについては、それを直結して鵜呑みにするわけにはいかないのである。

また、リプシウスのいう「軍」には、「(君主に) 依存する者たち〔Domesticum〕」と、例外的に「外部の者たち〔Externo〕」とが存在するだけで、後者が「傭兵」であるとも、また前者が「傭兵」でないとも、明言されていないのである。(pp. 568, 9.) したがって、マキアヴェッリが立てたのと同じ「傭兵」を却下するか否かという問題は、リプシウスにおいては立てられようはずもない。そもそもリプシウスにおいて、「傭兵」と《国民(民族)性》との関連は、もともと切り離されていて存在しない。いいかえれば、リプシウスは、この「傭兵」雇用の問題を真っ向うから論じているわけでは、けっしてないのである。後述するように、リプシウスにとって兵の雇用は、あくまで「終身」であるか、任期(臨時・随時)であるか、の違いだけであって、しかも「外部の者たち」についても、これはあくまで隣国に「増援」を依頼する「増援兵」であって、「傭兵」とは、その編制上の形態と位置づけがまったく異なっているのである。

しかし、そうであるからと言って、以下の問題を見過ごしてはならない。この時期、当然のこととして、他のヨーロッパ諸国も同様であったが、ほとんどすべての国が、軍編制に際しては、あくまで実態として〈傭兵〉に依存せざるをえなかったことはよく知られている。しかしながら、リプシウスが「傭兵」の問題を真っ向うから論じなかったという事実と、リプシウスが傭兵をどう扱うか、という課題を意識していなかったか、という問題とは全く別である。というのは、リプシウスが「傭兵」徴募を正面から論じていないのは、マキアヴェッリ時代のフィレンツェのように、「傭兵隊」を「傭兵隊」として《丸抱え》で採用することがないことが、大きな理由の一つだからである。その証拠に以下がある。この当時の常識に従って、かりに、傭兵を雇用するのだとすれば、それは、「傭兵隊」のままである。「傭兵隊」は部隊としてそのまま軍に編入されるのだから、それを指揮するのは、相変わらず「傭兵隊長」である。実際、(5) に述べたように、この当時傭兵は傭兵隊という〈共同体〉の性格を保持したまま、ある国王・君主の軍隊に編入されるのが通例であった。しかし、『政治学』の中には傭兵隊を指揮すべき〈(傭兵)隊長〉への言及などは一言もなされていない。「規律」の中心的制度は、あくまで「分隊」であった点を忘れてはならない。この「規律」適用の後傭兵隊の〈隊〉としての共同性が打破されてはじめて、「分隊」され《再編成》された軍に、それぞれあらためて、「百人隊長〔centurioni〕」、「軍団司令官〔tribuno〕」(pp. 594, 5.) などの、ローマ軍からの着想を強く匂わせる名称を付けられた指揮官たちが配置されるのである。

ここでなお、さらに注意を払わなければならない問題がある。リプシウスにおいては、「(君主に) 依存する者たち」という呼称によって想定されているのは、課税の対象が「諸州 [Provinciae]・都市 [urbes]・民衆 [gentes (que)] とされていた (pp. 474, 5, 82, 3.) ことから窺えるように、(地方としての) ネーデルラントである、と見てまちがいない。いま、傭兵と〈国民 (民族) 性〉の問題が切り離された以上、逆に考えると、リプシウスの発想に「(君主に) 依存する者たち」に傭兵が存在したという前提、すなわち、ネーデルラント人の中に傭兵が存在する可能性は、なかったのであろうか、という問題である。後述するように、たしかに、リプシウスは、軍編制の際に「規律」を適用する、それどころか、リプシウスの言う「規律」とは、軍編制の原理そのものさである。では、そもそも、リプシウスの言う「規律」の適用を必要と力説する以上、適用以前の状態として想定される軍隊とは、いかなる編制によるものであったのか。もし、「(君主に) 依存する者たち」が「外部の者たち」に比べて、元来から「自国民」であるという、ただそれだけの理由によって無前提に「よりよい兵」であり、したがって、指揮・命令に対して従順であり、統制しやすいと言い切れるのならば、なぜ、リプシウスが全軍に「規律」を適用する必要があるのか、この問題は、エストライヒの説明では、どうしても解けない謎のままである。

先にも触れたとおり、以上に列挙した諸問題を解く手がかりは、実際に『政治学』の第5巻第13章において、リプシウスが「規律」の構成要素の一つに「隊形」置き、それを「分隊 (する)」といいかせているところにある。(pp. 594, 5.)<sup>18)</sup> この点については、IV. の (3) の c. において詳論する。リプシウスにとって、あくまで「分隊」は「規律」に欠くべからざる要素として認識されている。というよりも、「分隊」は「規律」の内容そのものでさえある。ということは、裏を返せば、ここに含意されているのは、リプシウスの言う君主の擁する〈軍〉とは、それが原則として「(君主に) 依存する者たち」で編制されるのは前提条件にすぎず、それが満たされてもなお、「規律」の適用を必要としていた軍隊である、ということになる。つまり、繰り返せば、傭兵の宿命としての不品行・不道徳を正すために、軍に対して「規律」の適用が必要とされ、かつ他方で、傭兵に依存しなければ、軍が成り立たないという事情は、当時のネーデルラントを含め、もはや如何ともしがたいのであれば、その傭兵が君主の下にあるものたちか他国民かという、国民 (民族) 性・国籍とは関係がなく、「規律」は適用されなければならなかったのである。これこそ、リプシウスが「規律」を全軍一律に適用する最大の理由である。

これは、『政治学』のテキスト内部の論理のみならず、実際、当時のネーデルラント軍を含めたヨーロッパ各国の軍隊が圧倒的に傭兵に依存していた、という事情を反映している。であるとすれば、軍に対する「規律」の適用は、なおさらのこと、必要であった。「規律」の適用が、傭兵を正規兵に編入することを目的とするためであれば、傭兵制の持つ固有の〈制度〉を打破しなければならないのは当然であっただろう。実際、傭兵なる兵士が統制困難な集団であることについては周知の事実であった。それは、(2) の b. に述べるように、一にかかってその〈共同体〉的性格に起因していた。したがって、一部ではなくて全軍をその対象としなければ、軍の再編制、軍制改革はその目的を達成できないのもまた、当然であった。これに加えて、オラニエーナッサウ家の軍制改革とは、白紙状態からまったく新規に軍を編制することを目的とするのではなくて、あくまで、それ以前の既存の軍隊、しかしそれは国家の統制が徹底していない、つまりそのままでは国家による掌握が儘ならない軍隊、すなわち傭兵に対して、国家すなわち、君主自らが乗り出す再編制事業であった。この点については、IV. の (3) の b. および c. において論じる通りである。

すでに論じたように、その兵が「傭兵」であることと、その兵の「国民 (民族) 性」とは、直接

の《関連性》はない。「傭兵」は、「外国人」である場合もあれば、「自国民」である場合もあるのである。したがって、かりにその兵が「傭兵」であるとしても、それと、君主がその兵を《終身》で雇うか、契約を媒介した《任期（臨時・随時）》で雇うかという問題とは、これまた必ずしも《関連性》がない。しかも、リプシウスはそのいずれをも「自国」に配属し、君主自らの軍として編制すると説いていて、むしろ忌み嫌っているのは「外部の者たち」に対してであり、それすら例外的に雇用されうると述べている。ところが、エストライヒは、「外部の者たち」がただちに「外国人傭兵」を指すと誤解したために、あたかもリプシウスが「外部の者たち」を忌み嫌っていることとは、ただちに「傭兵」を却下したこと指すのだと速断しながら、しかしその一方で、隣人（国）に「増援」を依頼する兵についての、リプシウス自身の言への解釈に苦慮して、例外的に「傭兵」を採用すると言わざるを得ず、挙句この両方の言明を整合的に解釈する作業を放棄するに至ったのである。

念のため、ここから派生する問題として、なお押さえておくべき問題がある。そもそも国家による〈主権〉の確立が未だ儘ならないこの時期において、兵に限らず、その者の「国民（民族）性」とは、一体何によって確定されるのか、という問題がある。リプシウスの念頭にあった軍の母体として想定されていたのは、先述の「州」・「都市」・「民衆」という構成要素の名称から判断して、まちがいなくネーデルラントそのものである。しかし、では、それはいま独立を果たそうとする北部7州なのか、それとも南部10州を含めた旧スペイン領ネーデルラント17州全体なのか<sup>19)</sup>。実際、リプシウスが「君主の下にあるものたち」と呼ぶ者、すなわちネーデルラント人の中に、傭兵が存在したことは、すでに（2）の b. において述べた通りである<sup>20)</sup>。

マキアヴェッリの時代のイタリアにおいて、傭兵が給与（手当）で働く軍人である以上、その忠誠心はまことをもって薄弱である事実については、すでによく知られていたが、バウマンは、ドイツ地域の〈ランツクネヒト〉の持つ、自らが生まれた「国」への帰属《意識》を含め、以下のように述べている。

「…国家概念など、当時のランツクネヒトには何のこともだかさっぱりわからず、したがって国家意識など全く持ち合わせていなかったからである。それゆえ、国家意識など一つも持たずに外国の旗の下でも勇敢に闘った不誠実で義務感のないランツクネヒト…」<sup>21)</sup>

傭兵とは、『マグナ・カルタ』の文言にあるように、実際にも、字義通り給与（手当）のために働く者（兵士）であった。つまり、その者たちにとっては、金銭の取得こそが最優先課題であったのである。傭兵にとっては、それに比べれば、自らの国家への帰属の意識など問題とはならないばかりか、彼らはそれを意識してすらいなかったか、かりに持っていたとしても非常に希薄であったとしても、何の不思議もない。したがって、この問題においても同じように、傭兵と《国民（民族）性》とは、切り離される。したがって、エストライヒの説明では、リプシウスの「（君主に）依存する者たち」、「外部の者たち」という呼称に関し、これをそれぞれ「自国民」、「外国人」と受け取り、その上で、なお一体その境界はどこにあるのか、という問題への解答をまことに曖昧にしたまま、放置しているのである。では、その境界はどこにあるのであろうか。この問題については、IV. の（3）の b. において論じることとする。

## （2）オラニエ-ナッサウ軍制改革とその前提

ここで、オラニエ-ナッサウ家軍制改革を中心にネーデルラント独立戦争を概観すると、1568年、

オラニエ公弟ナッサウのローデウエイク (Lodewijk van Nassau, 1538-74.) による、ハイリヘルレー (Heiligerlee) での勝利が、1648年まで続く「八十年戦争」の始まりとされている。1572年、オラニエ公ウィレム1世がホラント州「総督」就任し、以降、オラニエ-ナッサウ家による軍制改革が開始された。1579年には「連邦共和国 (北部7州)」の起源である「ユトレヒト同盟」が結成された。(ちなみに、同年南部スペイン領ネーデルラントは「アラス同盟」を結成した) 1580年、オラニエ公に対するフェリペの非難に対し、ウィレムがフェリペの君主権を否認する答弁書、『弁明 (Apologie)』を出す<sup>1)</sup>。1581年、ネーデルラント「全国議会 (Staten-Generaal)」はスペイン王フェリペに対する「廢位布告」を決議し、公布した<sup>2)</sup>。1584年、マウリッツが、後の連邦共和国の「國務会議 (Raad van State)」<sup>3)</sup> 議長に任命されたが、同年、ウィレム1世は暗殺される。1585年、ホラントとゼーラントの諸身分が、マウリッツに対し「総督」職を提供した。1587、年マウリッツが、ユトレヒト・ヘルデルラント・オーフェルアイセルの「総督」に、またネーデルラント軍司令官に任命される。1588年、オラニエ-ナッサウ家による兵士との永続契約は、この年以降、真の意味で永続化される。後述するように、これがネーデルラントにおける〈常備軍〉の出現である。この年に「連邦共和国 (北部7州)」が生まれた<sup>4)</sup>。マウリッツは、フリースラント (1584年)、フローニンゲン (1594年)、ドレンテ (1596年) それぞれの「総督」となった、従弟のナッサウのウィレム・ローデウエイク (Willem Lodewijk) とともに軍制改革を導入した。

コルヴィジエによれば、マウリッツ、ウィレム・ローデウエイクの両名による軍制改革とは、もっぱら〈戦術〉に関する、以下の四点に集約される。①自軍の、それまで全く共通点のなかった砲の口径を、四種にまで減少させた。②兵站 (補給) を再構築した。③大規模連隊を、580人から成る、より小規模な大隊へと分隊することによる、歩兵の機動化を行った。④ヨーロッパにおける多くの軍隊のモデルとなった、教練と規律を導入した。1599年には、ネーデルラント野戦軍は、同じ寸法で口径の武器を再装備した<sup>5)</sup>。

#### a. 徴税制度～財政<sup>1)</sup>

ネーデルラントの財政システムを評価する場合、その〈分権的 (非・中央集権的)〉性格は、ハブスブルク時代から共和国時代まで、その政治体制の如何とはかかわりなく、むしろ、結果として強化される傾向にあった。(p. 100. 89頁。) これを背景に考えるならば、本章 (3) の a. に述べるように、リプシウスの「登録～監察制度」とは、「徴税」の前提として、課税対象となる「属州」「都市」および「民衆」の財産の把握を意図した制度であったが、それを君主の「監察官」が監察し、かつ「官吏」が徴税を行うと断言したことにより、リプシウスは徴税権を州および都市から奪い返すと主張したのと同じことになる。いいかえれば、後述するリプシウスの、中央集権的な、徴税を含む「登録～監察制度」は、独立前・後を一貫して、明確にネーデルラントの財政システムの〈分権 (非・中央集権)〉性を打破する含意を持つものであった。

おおよそ税制成立の前提条件として、課税者たる政府の側においては、どのような〈精度〉のものであったにせよ、課税対象—とくに、土地・不動産、および資産・所得、とくに後者は、いいかえれば課税対象たる「人」—の把握・捕捉がすでに完了していなければならない。(3) の a. に詳論する通り、リプシウスの言う「登録～監察制度」とは、ローマ時代の用語を用いつつ、上記の目的を達成する意図を持つ制度として位置づけられている。

1542年の段階で、不動産収入と民間貸付収益に対する十分の一税と、消費税の導入によって実施、大幅な増収をもたらしたが、諸州はこれと引き換えに、税の徴収と中央への支払いとを完全に管理

する権限を手に入れ<sup>2)</sup>、前者は、中央政府の「徴税官〔*Ontvanger van de Beden*〕」ではなくて、州の推薦で任命される「徴税官〔*Ontvanger van het Gemeene Land*〕」の手によって行われるようになった。州はこの変化により「自治」を手に入れたのである。(p. 94. 83頁。)この財政分権化の傾向に、いささかでも逆行する試みがあったとすれば、それは、ハプスブルク時代からすでに存続していた機関である「國務会議〔*Raad van State*〕」を新たに設立し直すことであった。この機関は、1579年「ユトレヒト同盟」の中、共同防衛の資金調達に関する規定の中に盛られ、連合諸州が共同負担する中央政府歳出の詳細が記された「戦時予算〔*Staat van Oorlog*〕」の定期的編制を含み、財政の責任を負っていた。その大半は軍事費であった。(p. 96. 85頁。)しかし、この理想は早々と潰えた。国王への忠誠を捨て、主権者となった諸州の内、実際は、7州で投票権を持つ57都市が主権の基幹要素として機能したからで、これは統一的な国税が生まれる環境ではなかったからである。代わって、中央政府の支出を賄う方式として見つけ出されたのは、結局つまるところ、ブルゴーニュおよびハプスブルク政府が長らく用いた、諸州への「割当制度」への回帰であった。(pp. 96-7. 86頁。)

共和国時代(1579年ユトレヒト同盟以降)のネーデルラント税制における主たる財源は、**Ⓐ**消費税・**Ⓑ**土地その他不動産に対する税金・**Ⓒ**資産と所得に対する直接税の三種であった。(p. 157.)このうち、**Ⓐ**については、諸州はいずれも導入したものの、税率や課税対象は大きく異なっていた。(p. 102. 90-1頁。)

以下に示すように、財政単位は直接には州であったにせよ、現実の財源の主要部分は、「都市」が占めていた、と見てよい。消費税はホラント州全体に適用されたが、徴税は都市当局の管理下であったため、実際には年ごとに異なっていた。その理由の一つは、ホラント州が都市において消費税の統一的適用を実現する官僚機構をもたなかったことにある。(p. 105. 93頁。)

連邦全体に対するホラント州の財政負担率は、他州のそれを圧倒して高かった。それは、1586年から1616年までをとっても、ほぼ60%前後で推移し、第二位以下の、ゼーラント、フリースラントの20%前後、ユトレヒト、フローニンゲンの10%前後、ヘルデルラント、オーフェルアイセル、ドレンテの10%以下を断然引き離していた。(“Table 4.4, *Quota systems, 1462-1792*”, p. 99. 「表4-4」、88頁。)ちなみに、ホラント州自体の財政収入に占める各税の割合は、以下の通りである。1578-85年は、主として消費税65.4%、土地・家屋24.9%、臨時財産課税・財産名義移譲税・その他の関税9.7%である。また、1621-30年は、主として消費税69.5%、土地・家屋21.0%、臨時財産課税・財産名義移譲税・その他の関税9.5%である<sup>3)</sup>。

課税対象の把握・捕捉は以下の人々により行われた。すなわち、**Ⓑ****Ⓒ**の土地・家屋に対する税については、地方行政組織(たとえば、民兵隊長、都市参事会員、市長団など全員)が徴収したが、**Ⓐ**の消費(物品)税については、「徴税請負人」に下請けに出された。それは、激しく変動する歳入に対して、当局に確実性を与え、かつ当局による徴収の費用と責任とを軽減するためであった<sup>4)</sup>。

この中で、最大の割合を占める**Ⓐ**については、ホラント州は、1583年に、「共通財源〔*gemene middelen*〕〕と呼ばれる消費税を導入した。(p. 102. 90頁。)これは、すぐさまホラント税収の礎石となり、1630年代には総税収の2/3を占めた。これらのほとんどは従量税で、通常は小売業者すなわち「売り手」に課せられた。また、一都市とその後背地である徴税区において、行政府の役人ではなく、特定の徴税権を競り落とした民間の「徴税請負人」の手に任された。(p. 103. 91頁。)したがって、この税も**Ⓑ****Ⓒ**とともに、当局から見れば、担税者、課税対象の「顔」が見える税であった、と言ってよい。具体的に、課税対象者(物)の把握・捕捉については、以下に掲げるような、課税

に先立つ「調査」、「台帳」、「名簿」などの作成によるものであったと推測される。

㊦は、1584年以降「土地税 [verponding]」と呼ばれ、ホラントの古い「配賦税 [schildtal]」の基礎であった。他の州のほとんども、同等の税を整備していた。すなわち、フリースラントの 'floeren'、フローニンゲンの 'jaartax'、ユトレヒトの 'oudschildgeld' がそれである。(p. 106. 94-5頁。) この「配賦税」とは、ハプスブルク統治時代に遡り、ハプスブルク政府が州議会に承認を得た「要請税 [bede]」という支出金(特別税)について、各州に割り振られた税を指す。「配賦税」については、1514年に「財産および全般的経済状況の調査」が行われ、これに基づいて翌年最後の改定が行われていた。この時の報告書が「徴税調査報告書 [Informacie]」である。(pp. 92, 3. 82頁。) したがって、㊦は「配賦税」以前に遡る時代から、すでに実施されていたことがわかる。ホラントにおいては、古い「土地課税台帳」は現実との乖離が大きくなり、州議会は1632年に新たな「台帳」を導入して不動産税を改定した。ホラント以外の各州も、同等の税をすでに課していたか、さもなければ、最終的にその導入に踏み切った。資産登録の古さや土地単位当たりの課税額は様々で、フローニンゲンは1600年に評価額の25%に相当する「土地税 [verponding]」を導入、フリースラントは、1511年に遡る「土地課税台帳」を基に、様々な税額を課し続け、ヘルデルラントは「9分の1ペニー (11.1%)」を土地に課し、ゼーラントの「土地税 [verponding]」は、実効税率でホラントの2倍近い一律課税であった。(pp. 92, 3, 106. 94-5頁。)

また、㊧については、全州が、傍系相続人が相続した遺産のみに対する「相続税 [collaterare successie]」を課した。しかし、ホラント、ゼーラント、ユトレヒト、フローニンゲンでは、「直系相続人」も課税対象となった。共和国成立以来、直接的〈資本〉課税が開始されたが、それは「臨時税」であった。1585年、ホラント州議会が、「人頭税 [capitale impositie]」と呼ばれた、富裕市民の純資産に対するを課税を施行した。この種の課税の成功は、対象者の、課税可能な資産・所得を記録した「名簿」の正確さにかかっていた。1622年、ホラント州議会は所得税である「人頭税 [hoofdgeld]」の徴収を決定したが、このお蔭で1795年以前に行われた唯一の「人口調査」が現存する。「財産税」については、その後、ホラント州では、1625年以降は不動産・動産に対して課税され、これらは必要時に徴収される「臨時税」であったが、次第にホラント州税制の固定的要素となった。1653年からは「課税名簿」に段階的基準が導入され、1674年には住民の課税可能な資産を確定する新たな「課税名簿」の取りまとめが行われた。(pp. 92, 3, 107. 95-6頁。)

## b. ネーデルラント軍再編<sup>1)</sup>

以下に述べるオラニエ-ナッサウ軍制改革の施策は多岐にわたる。戦術におけるそれについては、冒頭に触れたので、(3)の b.において述べるリプシウスの絶対主義との関連性の観点から論点を列挙すると、オラニエ-ナッサウ軍制改革の要点は、〈ランツクネヒト〉と呼ばれた傭兵の再編にあたって、それが部隊として有していた〈共同性〉の打破に置かれていた。〈共同性〉の打破とは、兵による指揮官の選出、および司法権—自主的懲罰権の廃止である。リプシウスは、彼の言う「規律」の中でも〈分隊〉、すなわち部隊の小規模化によってこの目的を実施し、それを全軍に一律に敷衍させることによって、最終的に兵の掌握・統制を徹底させ、全軍をネーデルラント軍として編制し直す案を、『政治学』において提示するのである。

ホラント州「総督」就任の1572年以降、オラニエ-ナッサウ軍制改革は、ウィレム1世による、ネーデルラント貴族「ゴイセン (Geuzen)」部隊の正規兵への統合、これに応じない「ゴイセン」将校の更迭から着手された。(p. 39.ただし、ツ・ハートの原著では、「Geuzen」は使われておらず、

あくまでも‘Beggars’<sup>2)</sup>と表記されている<sup>2)</sup>さらに、「ゴイセン」の影響を低減させるため、オラニエナッサウ家は新しい部隊を召集したが、その多くはオランダ語地域かドイツ語地域からであった。(p. 40.)<sup>3)</sup>

しかしながら、これらの人々の欠点は、それが基本的に、主として神聖ローマ帝国、ドイツの傭兵隊を意味する〈ランツクネヒト (Landsknecht)〉の伝統に従っていたことにある。すなわち、個々の技能は傑出していても、〈規律〉は貧弱であった。これが、オラニエナッサウ家が軍制改革を実施した最大の理由であり、かつ以下に述べるようにその背景でもある。従来から、〈ランツクネヒト〉は、部隊内部にある種の《共同 (自治)》性を有していた。すなわち、下士官・将校を兵士が毎月選出していたという慣例があり、また、不平不満のある場合、代表者を選出したのである。分隊の結合は強固で、兵士は食糧の獲得に、また負傷した場合にも、相互に支援し合っていた。彼らは、給与を通常の軍務にしか充当されないものとみなし、戦闘・攻撃には、追加の給与をまえて要求した。いうまでもなく、これらの慣行は、形式上の階統制秩序と中央の命令構造を困難にさせた。(p. 40.)<sup>4)</sup>

そこで、開始されたオラニエナッサウ家の軍制改革とは、一言で言えば、ネーデルラント軍の創設である。それはそれまでの〈傭兵〉を再編成することによってであるが、あくまでも一旦〈ランツクネヒト〉を解体した上での再編成である点には注意しなければならない。まず、ネーデルラントの国家権力の側からによる、最下位の兵士に至るまでの掌握の徹底・完了である。1573年以降、〈ランツクネヒト〉の分隊長に代えて指揮官を置き、最下位の下士官である「伍長」までを上から任命した。標準的歩兵の幹部は、オラニエナッサウ家によって13人に固定されたが、この施策によって、ネーデルラント軍の、より階層的な命令構造が確立されたのである。次に、戦術に関わるものである。すなわち、1574年から77年にかけて、〈ランツクネヒト〉の大部隊を300人から150人に規模縮小したが、この改革はユグノーから着想を得ていた。すなわち、ユグノーは、多様な仕方でもオラニエナッサウ家と関係を持っていたが、フランス宗教戦争中に、火器の戦術的使用における最新の革新を、オラニエナッサウ家に教授していた。軍の単位が小さく、将校の、兵に対する比率が高い部隊は、〈ランツクネヒト〉とは似ても似つかぬ団体であった。オラニエナッサウ家の新部隊は、小規模化されたことで多くの兵士に火器を携行させ、かつより柔軟な作戦を展開することが可能となったが、これはネーデルラントにおける戦役に似合っていた。また、それに反比例して、高い比率の将校〈数〉は兵卒の行動の統制を改善もしたのである。(p. 40.)<sup>5)</sup>

以上と並んで、軍への「規律」の適用に関わる、いま一つの〈ランツクネヒト〉の《共同 (自治)》性の打破の施策としての〈司法〉統制がある。オラニエナッサウ家は、軍事裁判手続きの標準化を導入した。従来、傭兵部隊において「規律」は、階統制的よりも共同的に強制され、したがって〈ランツクネヒト〉の裁判は、典型的には全兵士の出席する《内輪の会合 [ring]》において実施されていた。将校・兵士による団結の傾向のために、「規律」の施策は強制することが困難であった。こうした状況下、軍再編の一環として、1573年と76年の間に、「軍事法廷」が、指揮官 (隊長) の主宰する〈ランツクネヒト〉の司法手続きにとつてかわった。被告の代理人は、出席を許されなくなった。これに加えて、要塞を擁する各都市は、規律の実施を監督する先任上級曹長 (部隊長顧問として服務する最上級下士官) を受け入れた。オラニエナッサウ家は、即決で不品行の兵士を逮捕し処罰する権限を持つ、憲兵隊長を指名した。すべては、オラニエナッサウ家による明示の命令によって定められた法令の下に置かれたのである。つまり、〈ランツクネヒト〉による〈私的〉な司法手続きを廃止することで、隊長は自分の兵に対して十全の司法権を行使できることが確実となったので



ある。もし、とくに反乱兵に対して、隊長がこれらのことの実施を怠る場合は、1576年に連邦議会が「監査役」と「司法大尉 [capitaine de justice]」を任命したうえで、陸軍元帥が軍事司法制度の長となった。陸軍元帥が死んだあとは、マウリッツが司法上の役割を引き継ぎ、「監査役」と「司法大尉」を、ハーグに定期的開催される「軍事法廷 [court-martial]」に代えた。これが、文民による軍事司法への影響力増加の一步であった。(p. 41.)

### c. 常備軍創設：兵士の終身化<sup>1)</sup>

〈常備軍〉の創設という観点から、オラニエーナッサウ軍制改革と、これもまた(3)のb.に述べるリプシウスの絶対主義との関連性を念頭に、その施策の(総仕上げ)として言及する必要があるのは、兵士との〈契約の終身性〉である。リプシウスは、それまでの傭兵との契約によって支払われていた、任期ごとの給与が、契約の〈終身化〉によって不要となり、そのことによって費用の軽減が図られる、と述べている。この兵士との契約の〈終身化〉により、ネーデルラント軍は、平時も臨戦態勢にある〈常備軍〉と変化したのである。

具体的には、オラニエーナッサウ家の指導の下、「戦争規約 [the Articles of War, 1574年、1590年まで更新]」が、規律上の規制が付け加えられたこととともに変化した<sup>2)</sup>。このうち、もっとも重要なのは、「規約」が、もはや兵士と主計官<sup>3)</sup>との間の一種の《契約》ではなくなり、兵士に対して上位から課せられた一連の義務になったことである。新しい給与では、新しい「支払い月」が個々の戦闘が終わるごとに始まるとう明言した「戦闘月間 [Schlachtmonat]」への言及とともに、すべての〈ランツクネヒト〉の伝統を示す慣習は姿を消した。「規約」は今や契約の継続に関する言及を行わず、それは〈無期限〉であることが当然の前提とされた。兵士は今や〈終身〉の条件で署名し、古参の兵士さえ軍隊に残って、防衛義務を履行し、新しい補充兵の訓練を監督した。この永続性は、上位から課せられた服従と規律の義務的要請とともに、職業専門化の重要な目安であった。オラニエーナッサウ家による永続契約は、1588年以降本当の意味で永続化した<sup>4)</sup>が、これこそ真の〈常備軍〉の出現であった。ネーデルラント軍はもはや戦闘後に解散されることなく、毎年兵役に留まった。この部隊の制度的編制は完全に国家統制下に置かれたのである。(p. 42.)

この時期において、軍への統制が不十分であった要因は、もっぱら給与の〈未払い〉である。この問題に対し、オラニエーナッサウ家の下での第一の進歩は、より頻繁な給与の支払いがなされたことである。具体的には、月ごとの支払いに代わって、週ごとの「借入金」、すなわち分割払いが導入された。1570年代に、州議会によって導入された新税はこれらの基金の大半を準備し、また都市は、貸付金の形で、兵士の給与を繰り上げて支払った。総額は、都市が州に納める税の賦課金(軍税)から、後日控除された。これは、要塞守備隊にとっては困難の大半を解決したものの、しかし、野戦軍への支払いは、より深刻な問題たり続けた。また同時に、16世紀初頭から、オラニエーナッサウ家は、5ギルダーが相場であった兵士への給与を、一月8ギルダーに引き上げた。(p. 43.)

ちなみに、1623年のホラント州の全支出に占める、陸軍への支出の割合は65.0%であった。それ以外の支出は、海軍3.0・要塞化(築城)4.0・行政7.9・債務負担金16.2%他である。(p. 160.)また、1641年前後の連邦の年次予算に占める、陸軍への支出割合は51.5%であり、海軍26.0・要塞化(築城)8.7・行政5.6%他であった。(p. 154.)一目して分かるのは、ホラント州においてすでに、予算・支出に占める「陸軍」の割合が他を圧倒している点である。

### (3) 『政治学』における政府と軍

前々節(1)の②において提起した問題を受けるならば、〈軍事〉論を扱う第4巻の11章から第6巻にかけてリプシウスが提示しているのは、以下に示す単純明快な《国家(政治体)》像である。まず、ある側面から見れば、君主(国王)を中心に、「近衛兵(親衛隊)〔*Custodes*〕・それを含む「正規兵」(pp. 414, 5.)・「予備役兵〔*Subsidiarios*〕」(pp. 574, 5.) 例外的に、隣国に依頼する「増援兵」(pp. 570, 1.) という形で、〈同心円〉的に形成される〈軍(*Exercitium*)〉(たとえば、pp. 590, 1.) によるそれである。これは、同時にまた、いま一つの側面から見れば、君主を中心に、「王宮〔*Aulae*〕〕における「廷臣〔*Palatinos*〕」(pp. 372, 3.)・「顧問官〔*Conciliarios*〕」・(廷臣を除く)「官吏〔*Ministros*〕」(pp. 352, 3.) という形で〈同心円〉的に形成される〈政府〉でもある。この国家は、まずもって〈軍事〉と〈政治〉、〈軍〉と〈政府〉という二重の機能の遂行を託されているのである。

リプシウスは、第4巻第7章の表題を「…王政〔*Regnum*〕を強化するもの、あるいは損害を与えるもの。力〔*Vi*〕についての個別の議論。国王〔*regi*〕は近衛兵〔親衛隊, *Custodes*〕・兵士〔*Milites*〕・城塞〔*Arces*〕・租界〔*Colonias*〕を必要とする」として、軍の《核心》を形成する部分についての記述から始めている。その兵は通例、「近衛兵と正規兵〔*Custodes et Ordinarii*〕』という二つの部分からなる。すなわち、君主の就寝と身柄とを、夜警とともに防衛し、前衛と周囲とに立ち、危険の起こったときは、間に立ちふさがる「近衛兵〔*CUSTODES*〕 (セネカ)」<sup>1)</sup>と、公会場と顧問会議に随行する、それより大規模な「正規兵(タキトゥス)」と、である。(pp. 414, 5.) このうち前者は、あきらかに、Ⅲ.の(4)において述べた、〈近衛兵～親衛隊〉型〈常備軍〉の像を示している。しかも、以下に後述するように、これを中核として、その外側に「予備役兵」を配置して、〈常備軍〉が形成されるのである。

しかしながら、同時にそれはいま一つの側面から見れば、君主を中心に、「王宮」における「廷臣」・「顧問官」・(廷臣を除く)「官吏」という形で同心円的に形成される〈政府〉でもある。もとより、リプシウスは「政府」に相当する語を使用しているわけではない。しかし、Ⅱ.の(2)およびⅢ.の(3)において示した、フランス、スウェーデン、スペイン、イングランドにおける、〈国王顧問会議〉の諸事例を見れば明らかなように、また以下に列挙する、その果たすべき機能から判断しても同様に、リプシウスの描く、国王・君主を中心に形成される機関とは、機能においては、あくまでその原初形態に留まるとはいうものの、明らかに〈政府〉である。

では、この「政府」が果たすべき機能・職務は何かといえ、それは、「刑の執行〔*Suppliciis*〕」・「徴税〔*Tributis*〕」・「登録～監察〔*Censura*〕」(pp. 460, 1.)・「和戦〔*PACE SIVE BELLO*〕」(pp. 354, 5.) さらには、〈外交～同盟〉である。これについてもまた、リプシウスは、この件において、「外交～同盟」に相当する語を使用しているわけではない。しかし、彼は、君主が行うべき軍の〈募兵と規律〉の職務の一環として、隣国の国民に使節をおくり、給与と引き換えに「増援軍」を徴集する仕事を依頼するという具体的事例に言及している。(pp. 570, 1.) これは、いいかえれば、同盟国、「隣人(隣国の国民)〔*finitimos*〕」(pp. 570, 1.) に対する「増援軍」の要請である<sup>2)</sup>。したがって、より一般的に言えば、それは(軍事的)〈同盟〉関係がすでに成立していることを前提とする〈外交〉交渉に相当する。そして、注意しなければならないのは、〈外交〉交渉も、あくまでもリプシウスの言う「和戦」に従属する政策として遂行されるという点である。そして、以下の b. および c. において述べるように、〈軍制改革〉論の中心となり、かつ上記の「和戦」の基礎となるべきもっとも重要な施策こそ、いうまでもなく君主直轄によって行われる、「軍の募兵と規律」である。(pp. 566, 7.)

さらに見落としてはならないのは、少なくとも、一見すると、リプシウスがこの件で無作為に羅列しているように見える〈政府〉の職務についても、それを支える制度とについて言えば、実は、逆に一体となった制度であるという点である。さらにまた俯瞰するならば、この〈政府〉は、その職務を通じて、〈軍〉とも一体である。

以下の a. において述べる「登録～監察制度」とは、これにより、担税可能な人数が把握でき、それが徴兵の前提となるという意味において、政府にとっては不可欠かつ一体となった制度である。すなわち、正確な人数の把握により徴税の精度が向上し（徴税に対する法令順守の確率は〈完全〉に近づく）、財源の確保の見込みは高まる。一方、そのことによって初めて、兵士との間に〈終身〉契約を結んでも、兵の給与による歳出は一定化し、傭兵の要求するような、戦闘ごとの例外的支出の変動などによって、財源が脅かされることはなくなる。一方、「規律（分隊）」による軍の再編制により、兵の正確な把握が可能となり、兵士に対する統制が徹底する。したがって、「選抜」を含む「募兵」による〈終身〉の「正規兵」すなわち〈常備軍〉の編制も可能となる。それによって、兵の給与についての経費全体の計算可能性が確保される。また、兵の〈終身〉化の半面として、傭兵採用による契約期間開始と終了ごとの給与の支給はなくなる。そして結果として、傭兵採用による特別・追加の給与の突出はなくなり、この面での歳出はそれ以前より確実に低減されるのである。

#### a. 登録～監察制度

「登録～監察制度」に関し、本項に述べるリプシウスの議論の要点は、この制度の持つ機能の二重性である。「登録～監察制度」の狙いは、国民・民衆全般に対する管理・掌握にある。それは、一方で課税対象となる財源を把握・捕捉し、それによって、軍の維持、より具体的には、兵士の給与支給の恒常化へとつながる。それと同時に、他方で、国民・民衆全般の〈道徳監視〉、いいかえるならば「規律化」をも含んでいるのである。

「登録～監察制度」の機能は、まず徴税の前提となる。リプシウスは、《政府》が管掌する職務を、第4巻第11章において、マキアヴェッリ流の〈君主への訓戒〉の叙述様式によって始めている。リプシウスにとって、「刑の執行」・「租税」・「登録～監察制度」とは、君主がそれを執行するに際し、その方法を誤ることによって、「国民 [populi]」の間に「憎悪 [Odio]」という「悪弊 [vicio]」を容易に生じせしめることになるのだが、その原因を、当然君主は避けなければならない。(pp. 460, 1.)

「王国を破壊す二重の悪弊 [vicio] について。その第一、憎悪 [Odio] について。その有害性について示される。その原因は避けられなければならない。それは刑の執行 [Suppliciis]・租税 [Tributis]・登録～監察制度 [Censura] にある。君主はいかにしてそれら三つの職務を執行すべきか…」(pp. 460, 1.)

ちなみに、リプシウスの言う、君主の避けるべき「第二の悪弊」は、第12章において述べられる「侮蔑 [Contemptus]」である。(pp. 496, 7～) 君主は、徴税すなわち「租税」を課す際に、課税対象となる「属州」(p. 475.)「都市」や「民衆」の間に生じる危険のある「憎悪」を避けなければならない。ではなぜ「憎悪」が生じるのか。ひとつには、それは君主の「食欲 [Avaritia]」(pp. 468, 9.) と、いまひとつには、〈収(徴)税吏〉を指す「君主の官吏 [Ministrorum]」の間に生じる「食欲と残虐 [Avaritia et crudelitate]」とによる (pp. 474, 5.)。ここで、とくに収税・徴税を担当するとされている「官吏」も、また、後述の「登録～監察」を担当するとされている「監察官 [Censores]」

(pp. 482, 3.) も、いずれも、先述の君主を取り囲む〈政府〉を構成する要員の内の、「官吏」以外の範疇ではありえない。

しかし、この「悪弊」を避けるための救済手段がないわけではない。リプシウスに従えば、「憎悪」を避けるためには、以下の五つの「緩和剤 [fomentis]」がある。(pp. 470, 1.) すなわち、「必要 [Necessitatis]」(pp. 470, 1.) 「穏当 [Moderatio]」(pp. 472, 3.) 「抑制 [Coerctio]」(pp. 474, 5.) 「適切な配分 [Dispensatio]」(pp. 478, 9.) 「平等 [Aequalitas]」(pp. 480, 1.) である。リプシウスは、この内、「必要」についての件において、タキトゥス、キケロー、ハリカルナッソスのディオニュシオスという古典古代の著述家たちの著作を引用する形で、平和の維持とは軍隊によって実現すること、そしてそのための課税とは軍隊の維持のためのものである、と述べているが、これこそ、リプシウスの〈国家〉像が「財政=軍事国家」のそれであることを指し示す明らかな証である。いわく、どのような国家や王国が「税 [Tributis]」なくして存在するであろうか。というのは、いかなる国民の間の平和も軍隊なしには維持できず、また軍隊は「賃金 [stipendiis]」なしには維持できず、そして賃金は「税」なしには維持できないからである。(タキトゥス、『同時代史』) 「税」とは、平和への装備であり、戦争への蓄えである。(キケロー、『法について』) 国家は、それを支える「財源」が除かれれば、崩壊する。(タキトゥス、『年代記』) これらの財源が絶えず増大しなければ、このことが起こる。なぜならば、収入の勘定と消費の必要とは一致しなければならないからである。(ハリカルナッソスのディオニュシオス) (pp. 470, 1.)

上記の五つの「緩和剤」の中でも、課税の制度を維持する点でもっとも重要な原理が「平等」である。すなわち、その賦課が「公正と統一(形式) [iusta et uniformis]」による、つまり一方を宥赦し、他方を抑圧しない、ということである。(pp. 480, 1.) そして、まさにその「平等」を達成する唯一の方法こそ「登録~監察制度 [Census]」だというのである。

リプシウスは、リウィウスに従って、「登録~監察制度」とは、同時に〈偉大さ〉に至ることを切望する王国にとってもっとも有効な道である、という。(pp. 482, 3.) リプシウスに従えば、この方法によってのみ、あらゆる違いの「相続(財産) [patrimonii]」・「等級 [dignitatis]」・「年齢 [aetatis]」・「職業 [artium]」・「勤務 [officiorum(que)]」が「記録 [tabulas referantur]」に書き留められる。「監察官」をして、人々の「年齢 [aevitates]」・「祖先 [suboles]」・「家族 [familias]」・「貯蓄 [pecunias(que)]」を調査させるが、この「監察官」には、その全調査を行い、全体を評価する権限が与えられるのである。(pp. 482, 3.)

ここで、留意しなければならない問題がある。それは、上記の「記録」が、都市 [urbes] や諸国民(部族) [gentesque] が「兵の数量 [numero militum] と貨幣 [pecunia] においてどれほどの力を有している [valeant] か(リウィウス)」についてのものである、とするリプシウスの言明に発している。(pp. 482, 3.) まず、リプシウスがここに言う「兵の数量」の「兵」とは、当然のことながら、あくまでも次項 b. に述べることになる、五つの基準に従った「正規兵」たる者の検査を経た「兵」を指しているのではない。というのは、候補者の中から「兵」として〈その任に堪えうる者〉を絞り込む査定、「選抜」は、「募兵」の際に、はじめて行われ、その時点で「兵」が創り出されることになるからである。また、逆に上記の登録の際に兵としての審査が行われ、かつまたそのうえで募兵の際にも重ねて二度目の審査がある、つまりそれぞれ別の基準による、二重の「選抜」があるとは到底考えにくいからでもある。したがって、ここで言う「兵」とは、何かの審査を経たうえで編制された「兵」ではない。しかも、さらに注意すべきこととして、これもまた次項 b. に後述するように、リプシウスは募兵の対象地域から、「都市」を避け「田園地方 [pagis]」から行われ

る、と述べて「都市」を除外している。彼は、その理由を「都市民」に無作為に武器を与えれば、「都市民」は地理的状況と城壁を利用して反乱を開始するからである、とも述べている (pp. 578, 9.) このリプシウス自身の言明に従うと、彼は〈政治体〉としての「都市」をまったく信用していないばかりか、さらに進んでその軍事力を警戒してもいたことはまちがいない。リプシウスは、戦略上の地理的位置関係及び「城壁」という、都市の防衛機能を利用した「都市民」の動向、とくに君主への対抗勢力となりうる危険を強く警戒するとともに、その武装解除の推奨すら窺わせてもいる。リプシウスの言う「登録～監察制度」とは、本来国民・民衆に対する管理、その動向の掌握の機能も強く有している制度であるが、以上の通りであるとすれば、これに従ってなされる「兵の数量」の把握の目的とは、「都市や諸国民 (部族)」の潜在的軍事力の掌握・把握にあったことになる。いまでもなく、このうち「都市」の持つ潜在的軍事力とは、都市防衛隊でもあり、また自警団組織でもあった、都市の「民兵」以外にない。ネーデルラントにおける都市の「民兵」とは、‘Schutterrij (銃砲隊)’ と呼ばれ、この国固有の事情から、それはまた同時に〈ギルド〉でもあった<sup>1)</sup>。

他方で、この「登録制度」とは、同時に「監察制度 [CENSURAM]」でもある。「監察制度」の目的は、〈公徳 (風紀) の維持〉に置かれている。「監察制度」とは、法によって禁じられてはいない形態の「行状と奢侈との譴責 [ANIMADVERSIONEM IN MORES AUT LUXUS]」である。その正当な業務とは、その存在が許され、あるいはそれが過度に実施されると、多くのかつ多大な罪悪を引き起こすものを是正することである。しかし、それは無視されると、次第に全体として国家を滅ぼす。ここに言う「行状」とは、「放縦 [Lascivias]」・「好色 [Libidines]」・「酩酊 [Ebrietas]」・「口論 [Iurgia]」・「偽証 [Periuria]」などを指す。(pp. 484, 5.) 監察を行う手段は「資格剥奪 [Ignominiae]」と「罰金 [Mulctae]」である。(pp. 490, 1.)

ここに言う「監察官」は、その名称と制度全体との、双方の〈近似性〉から判断して、あきらかにローマン・インスピレーション、すなわち共和政ローマの政務官中、市民からの徴税とその軍役とに重要な役割を果たした、「査定官 [Zesur, Censor]」から着想を得ている。それは、リプシウスの言う「監察官」の職務が、ローマの共和政ローマの「査定官」のそれ、すなわち、上記のうちの後者、プライケンによれば「習律監視 [*regimen morum*]」と、前者、「市民の財産の見積もり」の双方にあるとされている点に明らかである<sup>2)</sup>。「市民の財産の見積もり」は、課税および財産の多寡に応じた軍役義務のために必要であった<sup>3)</sup>。というのは、ローマの軍隊では装備が自弁であり、財産の多寡 (等級) によって、装備が決まり、それによって軍事的寄与の大小が決まり、それによって政治的評決権が与えられる仕組みになっていたからである<sup>4)</sup>。しかしながら、以下のリプシウスの議論においては、この点においてだけに限れば、ローマ・モデルは踏襲されていない。なぜならば、次項b. に後述するように、ローマにおける「自弁」による参加とまったくちがって、リプシウスの言う軍の根幹は、あくまで国家ないし政府、君主からの兵士への給与の〈恒常〉化によって維持されるからである。リプシウスにおいて「財産の見積もり」は、あくまで財源捻出のための税収の基盤にすぎない。

## b. 募兵

本項 b. および次項 c. において、リプシウスの意図が、傭兵の持つ〈共同性〉を含め、制度としての傭兵制を打破し、それを前提とした軍の再編に置かれていたことが論証される。

では、それは具体的にいかなる方法によるのか、とえば、第一の方法は、兵の「終身」化、す

なわち永続的雇用によって、有期の雇用による傭兵制は打破される。これこそ、リブシウスの言う軍が再編を前提としており、再編を経なければもたらされえない証である。まず、前項 a. に述べた「登録～監察制度」を前提として、兵の有期雇用から「終身」化への措置、これによって兵への給与の恒久化、さらにはその最終目標としての軍の〈常備〉化がもたらされる。次に、そのために必要な施策こそ、「規律」のうちの部隊の〈小規模化〉すなわちリブシウスの言う「分隊」である。しかも、この場合注意すべきは、リブシウスの言う「募兵」と「規律」とは、時系列の前後ではなくて、あくまで事柄として同時に行われる点である。

君主を中心に形成される政府の職務に関連し、君主の義務は、「国家の安全 [salute republicae]」のために、新しい策を考え、「古い策」を復活させることである。しかもそのためには、君主は二つの策、「募兵の際の補充 [Dilectum] と規律 [Disciplinam]」を回復させなければならない。(pp. 566, 7.) 「募兵と規律」のうち、まず「募兵の際の補充」とは、「武器を携行するのに適した者たちの判定に基づく選抜活動 [ELECTIONEM]」それは、すなわち「あなた (= 君主) の下にある者たち [Tuus]」の中から選抜 (pp. 568, 9, 74, 5.) である。それは、「外部の者たち [Externo]」よりも「(君主に) 依存する者たちの兵士 [Domesticum militem]」を选好 [praefaram] するためである。(pp. 568, 9.)

ここに言う「(君主の) 下にある者たち」による兵士は、「正規兵 [Ordinarios] と「予備役兵 [Subsidiarios]」とから構成される。(pp. 574, 5.) 後者は、戦闘中の「正規兵」への増員と、都市の守備隊に配属される。(pp. 576, 7.) この「募兵」の際の「選抜活動」の際に適用されるのが、以下に示す「純粋によき兵士」を選抜するための五つの基準である。(pp. 580, 1.)

- ① 出生地 [Patriam]、すなわちどこで生まれ育ったか。土地が荒れていれば、住民の気質も堅固になる
- ② 年齢 [Aetatem]、すなわち若ければ学習の吸収も早く、かつ完璧である
- ③ 体格 [Corpus]、すなわち大きくかつ背が高いこと
- ④ 精神 [Animum]、すなわち鋭敏で機敏、油断がなく賢明なら無敵である
- ⑤ 生活様式 [Vitam]、すなわちどのような仕事や職業で生計を維持しているか

なぜこの「選抜活動」が必要か、とえば、それは「純粋によき兵士」を選別するためであるが (pp. 580, 1.)、それは同時に、そもそも君主が多く兵を必要とはしないためでもある。リブシウスは、あくまで「正規兵」について、募兵に応じた者の中から、上記の①～⑤を目安に、中規模の国家では、〈3 騎兵隊を伴う 1 軍団〉で十分であり、大規模国家ではその 2 倍の規模まで絞り込まれるが (p. 576, 7.)、これが精鋭部隊、「正規兵」である、としている。

ここにおいて、注意しなければならないのは、以下の点である。「傭兵」は、他の職業同様、「生業」にすぎない。しかも有期で雇用・解雇される。したがって、募兵の際に、その者が、実体として過去に傭兵であったかどうかについては、徴募する側には判別不可能である。むしろ、その者が、過去に傭兵であったか、そうでなかったか、については、徴募する側には別次元の問題である。したがって、「傭兵」が、徴募に応ずる者たちの中に紛れ込む可能性は排除できない。しかし、傭兵は傭兵 (隊) として雇用しない、あるいはし続けられない限り、傭兵として行動することはない、あるいはできない。むしろ、リブシウスの言う「規律」の目的の一つは、傭兵を〈傭兵隊〉として行動させないこと、傭兵制の構成する〈共同性〉を打破することに置かれていた。

ただし、この場合、リブシウスは、先述の通り、「都市」を募兵の単位から除外していた。したがって、リブシウスの言に従う以上、すでにリブシウスの「正規兵」は「自国民」から構成されるという、エストライヒの理解の根拠はこの点においてすでに崩れるのである。もし、以上のとおりであ

るとすれば、「予備役兵」は、「都市民」に反乱が起きた場合の君主の警護、治安出動のために都市の守備隊に配属されていることを含意しているときえ言えるのである。(pp. 576, 7.)

また、「都市」が募兵の単位から除外されるならば、この「募兵」の前提となる「登録～監察制度」の対象としての「都市」は、あくまで徴税の対象でしかなくなる。「属州」・「都市」・「民衆」から構成される総体は、あきらかにネーデルラントを含意する。この当時、ホラント州、アムステルダムをその典型として、そこを牛耳る「富裕市民」層の牙城であり、事実上の州政府・都市政府としての州議会(州会)・都市議会(市会)を擁する「州」・「都市」は、あきらかに君主政の要素の体現者としてのオラニエーナッサウ家とは一定の緊張関係にあったことを背景に考えると、リプシウスから見れば、そのうちでも「都市」は所詮単なる財源にすぎなかった。これは、本章(2)の a. に述べた、実際に徴税の対象となる「財源」の集積地が、主として「都市」にあった事実と見合っている。

リプシウスは、「外部の者たち」から成る兵士については、必ず遠方から呼び寄せる「出費 [dispendio]」が見込まれるが、これに対して、「(君主の) 下にある者たち」の兵は、君主の下にある「領域」に生活するため、一回の「布告 [edicto]」で召集されるという利点がある、と述べている。(pp. 578, 9.) この「布告」について言及されているのは、この件におけるただ一度だけだが、「募兵」に際して果たす機能の重要性から判断して、けっして看過できない。というのは、先述の通り、リプシウスの言う「募兵」が「自国民」を対象とするものであるという説の成立根拠が崩れた以上、ここでリプシウスの言う「あなた (=君主) の下にある者たち [Tuis]」あるいは、「(君主に) 依存する者たちの兵士 [Domesticum militem]」と、「外部の者たち [Externo]」との境界が、国民性、あるいは国家のそれ、すなわち「国境」であるという説も、同様に成立しなくなるからである。しかし、であるとしてもなお、上記の両者を分ける〈境界〉とは何なのか、という問題はなお解決していない。

とはいえ、これを示唆する一つの手がかりは、ローマの「忠誠誓約 [sacramentum]」に相当する兵士の〈誓約〉行為である。傭兵の場合ですら、傭兵隊に編入されるには、「誓約」を求められた。つまり、募兵の際には、必ずや、その軍に編入されて正式にその軍の兵となるには、「誓約」、ないしこれに相当する行為がなされていなければならなかったのである。したがって、上記の両者を分ける境界は、当該兵が「誓約」を行って、「君主の下」に編入されてその兵士となるのか否か、であることになる。さらに論じれば、リプシウスが武装した兵による「暴力と略奪」を危惧していた (pp. 602, 3.) ことからすれば、明らかに「兵士となる」ということは、「武器を所持する」ということを意味し、したがって、その所持・不所持がその前後を分ける目安となる。リプシウスが、「募兵」の際の「選抜」の基準を「武器の携行」の適格性に求めるのは、以上の意味において、である。

*Oxford Latin Dictionary*によれば、'edicto' とは、「職務に就くのに際して、その職務の執行中、遵守すべき法的規定を定めた、為政者や上位者から発せられる声明文を指す」とある。たとえば、共和政ローマにおいては、それは元老院から発せられ、徴兵は原則として、最高命令権 [imperium] を持つ執政官 [consul] により、実際された。執政官は、ローマの国土のすみずみまで送達される「布告」によって、徴兵に必ずすべき市民を定め、いつ、どこに出頭すべきか、を通告した。この「布告」こそが、その「声明文」に当たる。そこで出頭した新兵たちは、適切な手続きによって、体格・年齢を考慮して分けられ、各単位部隊が編成された。徴兵手続きは、「忠誠誓約 [sacramentum]」で完了した。「忠誠誓約」した兵士は、正式に武器使用権を持つようになり、武器の正しい使用、つまりは上官への服従を義務付けられた<sup>1)</sup>。

リプシウスの議論には、直接「誓約」の文言を使つての言及はないが、「布告」によって召集された兵となる者が、実際に軍に編入されるまでは、当然のこととして、〈一連の行為としてなされる手続き〉である以上、それが完了するまでの間に、必ずその者自身の意思表示としての「誓約」ないしこれに相当する行為を経なければ、入隊することはかなわない。したがって、君主への服従ないし臣従を誓約した者が、リプシウスが‘Tuis’と呼ぶ、「あなた (=君主) の下にある者たち」であることになる。

さて、リプシウスが、自らの軍事論の最大の論点としての兵の常備、すなわち常備軍の編制について言及するのは、この「正規兵」と「予備役兵」との編制上の相違点を論じる際において、である。まず、「正規兵」と「予備役兵」との唯一の相違点は任務の《継続性》の有無にある。この場合、当然のことながら、「予備役兵」もまた、「居住地」に駐屯する点において「正規兵」と変わりがなない。したがって、「予備役兵」とは、有期で雇用される傭兵でもなければ、戦争終了とともに軍役を解かれ、故郷で元の仕事に戻る、封建制下の兵でもない。

「正規兵は、継続的に任務に就き、いわば兵士としての義務と技能に則つてそれを遂行する [ADSIDUE ET VELUT EX MUNERE ATQUE ARTE MILITENT]。予備役兵は、まれにしかなんが任務を遂行せず、居住地 [DOMI] にあつて他の職業を与えられる。」 (pp. 574, 5.)

また、この点については、言い方を変えて以下のようにも述べている。

「予備役兵は、終生兵士である […toto genere vitae milites sint] 正規兵 [Ordinariis] とは、以下の点で違う。すなわち、彼らは、飛び道具や携帯武器のように、もっぱら戦闘のために分離され、戦争の備えとされる [bello reserventur]。予備役兵は、若年の期間のみ、武器に習熟し、軍隊の実習訓練をおこなう。戦争期間以外は、多様な職業と生活様式に展開する。」 (pp. 576, 7.)

つまり、「正規兵」と「予備役兵」との間には、あくまでも、前者が「終身」であるがゆえに平時・戦時ともに常備の形態をとるのに対し、後者は、平時は予備役にありながら、しかし戦時には召集され、したがって、作戦終了とともに居住地へと帰還させられる兵である、という明確かつ唯一の相違があるにすぎない。

兵の終身雇用と、それによる費用の削減については、前節に述べたように、オラニューナッサウ軍制改革の中でも、常備軍編制の観点から眼目中的眼目であった。また、ロバーツは、これを常備軍形成の最大のモメントと見ていた。その狙いは、費用の削減に置かれていた。終身の兵役によって、作戦ごとの傭兵の雇用と、そして作戦にあつての前払いの手付金と、作戦完了後の除隊金の双方ともを不要とすることができたのである。まさにこの点についての、同時代の証言者こそ、他ならぬリプシウスであつて、彼は常備軍の利点について、もっぱら費用削減の観点から次のように述べている。

「…君主にとっては、出費が抑えられる [minus impendiosi]。というのは、自らの軍を教練すると [armis erudire suos]、他国の傭兵を雇うより [quam alienos mercede conducere]、あらゆる点で、安くつく [vilius] ことはたしかだからである。



もし、君主が、外部の者たち傭兵の行き来<sup>レ</sup>に費やしている [in itu et reditu consumunt] ものを、これらの者 (= (君主に) 依存する者たち) [istis] の武装と訓練に使うなら、傑出した部隊を、絶えず手元に置く [ad manum tibi semper] ことになる。」 (pp. 578, 9.)

これまで述べたように、〈ランツクネヒト〉の給与については、一定の月額が決められていて、かつ日給が普通であった。ただし、〈ランツクネヒト〉は、給与とは〈通常の任務〉に対して支払われるものであると理解し、特別な任務に対しては、〈特別な手当〉を勝ち取ろうとした。実際に、この特別給は、状況がそれを強いるときのみ支払われていた、という<sup>2)</sup>。したがって、リプシウスによる、兵の終身化の理念は、傭兵雇用に際して発生する、一切の費用を不要とするものであった。

### c. 規律

次に、制度としての傭兵を打破し、それを前提とした軍の再編に関する第二の方法は、部隊の「規律」化、中でも「分隊」化、すなわち小規模化である。これこそ、リプシウスの言う軍が、あくまでも「再編」を前提として、再編を経なければ創出されえないことを示す、いま一つの証である。前々節(1)の③において提起した問題については、すでにかかなりの程度論じたので、本項においては、これについて残った問題を処理することとしたい。「募兵と規律」のうちの「規律」については注意を払うべきは、リプシウスがなぜ「規律」の適用をここまで重要視し、拘ったか、その理由である。もし、エストライヒの言うように、その兵の〈国民(民族)性〉によって兵としての資質に優劣があるとすれば、リプシウスの言う軍は、原則として「(君主の) 下にあるものたち」から構成されているのだから、「規律」の適用は必ずしも必要ではないはずである。にもかかわらず、リプシウスは第5巻第13章すべてを割いて「規律」の適用の叙述に充てている。では、それ以前の数章において、正しい理念に則って選抜され、したがって「純粹によき兵士」によって編制されているはずの軍一しかも、それは一部の「外国人」から成る傭兵に対してではなくて、全軍一に対して、なおあえてそれに「規律」を適用しようとするリプシウスの意図、あるいはしなければならぬ、その理由とは何なのか。

たしかに、リプシウスは、「外部の者たち [Externo] は、往々にして不誠実、また同時に頑固、加えて地方の住民にとって負担となる。というのは、彼らは、焼き払い、略奪し、凌辱を行う」 (pp. 568, 9.)、と述べているが、ここに描かれているのは、それが「外部の者たち」であるが故の兵士の行状に限ったことではない。つまり、「外部の者たち」と〈行状の悪さ〉の間には因果関係は存在しないのである。不心得な「(君主の) 下にあるものたち」も、当然存在しうる。逆に品行方正な「外部の者たち」もまた、いるのである。

実際、その証拠として、リプシウスは「正規兵」に関する記述において以下のように述べて、エストライヒ説に従えば、「(君主の) 下にあるものたち」から編制されているが故にこそ、本来信頼を置くことができるはずの兵に対し、むしろ逆に強い警戒心を示している。

「君主は多くの兵を必要とはしない。というのは、君主には、出費のみならず、攪乱(要因)を避けることを求められるからである。というのは、多くの兵のいるところでは、兵たちは容易に惑わされて反乱を試みるからである。服従の習慣を軽蔑し、規律の要求を軽蔑すると、彼らは、時として力の行使を夢想する。」 (pp. 574, 5.)

さらにリプシウスは、編制が完了した軍に対して適用される「規律」を真正面から論じた章で、「規律」を「教練・隊形・強制・模範」の四部に分け、(pp. 590, 1.) このうちの「強制」を構成する、さらなる三つの不可欠要素として、「禁欲〔Continentia〕・謙遜〔Modestia〕・抑制〔Abstinentia〕」を挙げたうえで (pp. 596, 7.)、そのうちの「抑制」について、以下のように解説している。

「兵士を暴力と略奪から遠ざける。兵士が住民に対してあるまじき行動をしないようにさせる。市民法〔*iure civili*〕に従って、地方住民とともに生活すべきである。自らが武装していることを知る精神が、傲慢にならないように。というのは、軍隊の遮蔽（隔離）がかならず村民の平和を生むにちがいないからである。」(pp. 602, 3.)

ここでリプシウスは、「規律」の大きな理由の一つとして、兵士による「暴力と略奪」に対する強い危惧・懸念を挙げ、その根拠としての兵と一般人たる「地方住民（村民）」との間の相違点とは一にかかって兵の「武装」であり、この「武装」に対する懸念故に、兵の行動が常軌を逸しないよう「抑制」するためには、結局「遮蔽（隔離）」以外にない、との認識を示している。これに対する施策を総括して言えば、それはオラニエーナッサウ家という政治権力による「文民統制」である<sup>1)</sup>。リプシウスが、わざわざ兵に対して、軍法とは言わず、「市民法〔*iure civili*〕に従って」と断ったのには、前項（2）に述べたオラニエーナッサウ軍制改革との関連において、相応の理由が発見できる。リプシウスにおいて「軍紀〔*militarem disciplinam, militaris Disciplina*〕」(pp. 604, 5) は存在するが、それはあくまで「内部規律」にとどまり、兵の駐屯中一般市民と兵士の双方に適用される法規は、「市民法」がこれに優越するのである。

以上の複数の引用例から明らかなように、リプシウスは、兵士に対しては、「募兵」の際の審査だけでは全く不十分であり、なおその上で「規律」が恒常的に適用されなければならないと考えていた。繰り返せば、もはや「規律」とは、軍の編制原理そのものでさえある。実際、「規律」を構成する「教練」・「隊形」・「強制」・「模範」の四部のうち、文字通り兵に対する〈実刑〉を意味するのは、「模範（見せしめ）」のうちの「報奨〔*Praemia*〕と処罰〔*Poenas*〕」の、さらに後者においてだけ、にすぎない。(pp. 602, 3, 4, 5.) むしろ、「規律」を構成する「教練」・「隊形」・「強制」・「模範」の四部のうち、中でも「隊形」こそ、リプシウスが「回復」を宣言した「規律」の中のもっとも重要な要素である。そもそも、「規律〔*Disciplinam*〕」とは、兵士が体力と勇気を付けるまで仮借なく鍛え上げること、を指す。(pp. 588, 9.) さらにリプシウスは、「教練」とは、武器の使用と労働とを意味し、そもそも「軍〔*Exercitus*〕」とは、我々の呼ぶ、「教練〔*exercitando*〕」によって向上するものであるとして、この二つの言葉が類語であることを強調している。(pp. 590, 1.) また、軍隊は、労働によって進歩し、怠惰によって墮落する。この労働とは、武器や食料の運送、陣営周辺の防衛施設の設定、塹壕を掘ること、を指す。(pp. 592, 3.)

中でも「隊形」について、リプシウスは「隊形」ほど重要なものはない、と断言している。(pp. 596, 7.) ここで言う「隊形」とは、軍を「軍団・中隊・百人隊・十人隊に分隊する」ことを指す。(pp. 594, 5.) ここで注意しなければならないのは、リプシウスが「隊形」の項目において論じているのは、「分隊」、すなわち部隊の〈小規模化〉、《小分け》だけである、という点である。逆に言えば、部隊の〈小規模化〉とは、「規律」の適用を構成する重要な要素であることになる。ということは、適用される〈以前〉の部隊は〈小規模化〉されていないことにもなる。それは、いいかえれば、実例の一つとしてのスペインのテルシオのような〈大規模〉部隊である<sup>2)</sup>。リプシウスは、〈大規模〉部隊

の中に、何かしらの不都合、不十分さを見出すがためにこそ、あえて〈小規模化〉を実行しようとするのである。リプシウスは、〈小規模化〉の理由について、その《戦術》上の利点を強調している。

「多くの下位部門を伴い、多くの部分から成る戦闘隊形は、必要なところで分割しやすく、結合しやすい。命令を下しやすい。というのは、兵士は百人隊長に服従し、百人隊長は軍団司令官に服従するからである。かくして、このような隊形のすべての軍隊は、その司令官の命令どおりになる。行進隊形と戦闘隊形とで、すべての兵士は正しい移動隊形を順守するようになる。兵士は、正規の、指示された距離を置いて相互に分離するようになる。」(pp. 594, 5.)

つまり、リプシウスの言う《戦術》上の利点とは、部隊の展開を含め、兵の稼働性が柔軟かつ臨機応変になることを指している。だが、それだけにはとどまらない。部隊の〈小規模化〉とは部隊の〈小分け〉を意味する以上、必然的にそれぞれの部隊〈数〉の増加であり、それはただちに部隊を指揮する将校〈数〉の増加を意味する。この将校〈数〉の増加は、単なる結果ではなく、明確な意図に基づいて行われる。それは、まず、部隊に属する兵の数は、〈小規模化〉に伴い当然少数となる。ということは、当該部隊の指揮官による兵の掌握・統制は、少人数化によって当然それ以前と比べよりたやすくなり、結果としてその徹底が図れる。当然、指揮命令系統の明確化により、命令の上意下達もまた、その徹底が目指せるのである。だが、それだけではない。以上の施策には、単に軍の編制原理の変更だけではなく、さらに進んだ意図があった。

以上の施策をオラニエーナッサウ軍制改革との関連を重ね合わせると、それ以前の原理によって編制された部隊を一旦解体するまでの意図をもって行われた、ということがわかる。すなわち、数の増加した将校たちは、軍最高司令官であったオラニエーナッサウ家の当主によって、言わば上位から任命された。しかも、それぞれの部隊の指揮官は、当然これまた新たに任命された者たちであった。逆に考えれば、それ以前の部隊の指揮官たち、すなわち傭兵隊長たちは、すべて交代・更迭させられたのである。これは、全体として見れば、軍全体を統括する使命を負ったオラニエーナッサウ家が、軍全体を掌握する必要から、それを部隊の〈小規模化〉によって実行することで、実際これを完了したことになる。これこそ、まさに真の意味での、文字通り軍の「再編」であった。そして、この「再編」成った軍こそ、兵の身分の〈終身〉化によって編制される、《常備軍》であった。

## V. 結び：独立戦争期政治論におけるリプシウスの絶対主義

ここで、以上の論証を踏まえた上で、本稿冒頭において提起した、リプシウスの理論の独立戦争期ネーデルラント政治論における位置づけについて、あらためて確認するならば、それは、以下の意味において絶対主義的性格を持つことは明らかである。すなわち、まず、(1)の**権力の集中化**は、君主を中心として形成される政府における政治権力の集中化、同じく軍における軍勢力、すなわち、物理力の集中化の双方の過程を意味している。次に、(2)の**制約からの解放**は、権力独立・自立の側面、いいかえれば、州議会・市を権力基盤とする「門閥市民」、富裕商人層からの独立・自立、彼らによる《抑制・制限からの自由・解放》の側面を意味している。ヘルデレンは、ネーデルラントの反乱というコンテクストにおけるリプシウスの『政治学』を、以下のように性格づけている。

「もっとも傑出した、君主支配弁護論であると同時に、反乱支持側の著述家たちによって使われ

た主要な議論のうちのいくつかへの強烈な反駁である。たとえば、…〔中略〕…実際のネーデルラント政治と、反乱に関する政治的文書の中においてあれほどまでに中心的であった、州の諸身分と身分制議会の役割は、リプシウスの政治分析にはまったく記されていない。沈黙は重要である。…<sup>1)</sup>

「州の諸身分と身分制議会の役割」に限らず、リプシウスの「沈黙」、すなわち「言わなかったこと」、「言っていないこと」、これを《含意》と受け取るならば、それは二点にわたる。その一点目とは、「都市」を募兵の対象から除外することで、「都市」は「課税（徴税）」の対象でしかなくなるのである。この時期、各州の身分制議会を支配していたのは、貴族の持つ票数よりも州の票数の多さに従って、貴族よりも都市代表であったことは知られている<sup>2)</sup>。一方で、州の担税率ではホラント州が突出していた。中でも、富の集積からアムステルダムの影響力が大であった<sup>3)</sup>。そうであるとすれば、リプシウスにとって、「都市」とは単なる財源でしかなかったが、そのみならず、「登録～監察制度」については、君主直属の「官吏」でもある「監察官」によって、また徴税については、君主直属の「官吏」によって行われる、との明確な規定は、明らかに（1）の君主への明確な**権力の集中化**の過程を意味するとともに、逆に見れば、君主による、州や都市からの《課（徴）税権の奪取》の意志の表明であるとも見ることができる。

その二点目は、リプシウス絶対主義理論が、独立戦争期ネーデルラントの政治論の座標軸の中において、どのような位置を占めるのか、にかかわる。グローティウスやスピノザが活動した17世紀ネーデルラントの国制の特徴として直ちに気づくのは、オラニエ-ナッサウ家の〈君主政〉的要素と、都市の「門閥市民」を代表とする〈共和政〉的要素とが、いわば楕円の二つの《焦点》をなすようにして形成される二極構造である<sup>4)</sup>。その焦点のうち、とくに一方の極である共和派、デ=ウィットとその一党の形成<sup>5)</sup>については、あくまでも1648年の「ミュンスター条約」以降、とくに「専制君主」と見られたウィレム2世が登場することによって、オラニエ-ナッサウ家と「門閥市民」との対立が顕在化して以降のことである<sup>6)</sup>。したがって、君主政反対、一人支配反対という明確な命題を携えた形での、イデオロギーとしての共和主義の登場は、17世紀半ば以降である<sup>7)</sup>。

しかしそうであるとしても、たとえば、1618年「ドルトレヒトの宗教会議」以降、マウリッツとオルデンバルネフェルト（Johan van Oldenbarnevelt）、カルヴィニスト正統とアルミニウス派（「抗言派」）の事例を持ち出すまでもなく、オラニエ-ナッサウ家の君主政的要素と都市の「門閥市民」との間における事実上のある種の《緊張関係》は、独立戦争当初から潜在していた、と考えてよい。ただし、その場合、独立戦争期まで遡ると、君主政イデオロギーに対する〈対立軸〉は共和主義ではなくて、あくまでも〈混合政体〉論であった。

リプシウスの絶対主義が登場する背景について、ヘルデレンは以下のように述べている。1578年から1590年にかけて、ネーデルラントの著述家たちは、《徳と共通の利益》の促進にはどのような統治が適しているか、という問いに注意を向けた。意見は多様であったが、論争は《君主の必要性》を中心に行われた。もっとも基本的かつ雄弁な〈君主政〉弁護論がリプシウスの『政治学』であることは疑いようがない。これに対し、君主の《絶対権力》に反対する著述家たちは《混合政体》を支持したが、〈混合政体〉はある型の〈君主政〉を諸〈身分〉の統治に付加することによって、諸州にとって《特権と自由》とを確かなものとさせたのである<sup>8)</sup>。また、ヘルデレンは、その動機の一部を形成する事件について、次のようにも述べている。リプシウスは、当時の主導的政治家たちとの交流から、ネーデルラントのためには、より〈中央集権化〉した〈君主政〉を選好した。リプシ

ウスにとって、1580年代における諸身分による統治は、カタストロフであった<sup>9)</sup>。

ここに示された、君主権力の絶対性を説くリプシウスと、〈混合政体 (混合君主政) 論〉者たち対立の構図は、リプシウスの絶対主義を理解する上できわめて有効である。混合政体論 (者) の主張の力点は、あくまでも諸身分の〈特権・自由の擁護〉に置かれていた。つまり、彼らの言う〈(混合)政体〉の構成する〈国制〉が〈特権・自由〉を保障する《防壁》となる、と主張するのである。したがって、あくまでもその「政体」の中に包含される「君主」でさえ、その政体の枠内にとどまる限り、〈特権・自由〉を保障しなければならない義務を負う。逆に、この理論を究極まで突き詰めていくなれば、その果てに位置しているのは〈抵抗権〉論である。すなわち、もし君主がそれを守らなければ、君主は「政体」の枠を逸脱した専制君主、〈暴君〉に墮するのである。それは、抵抗する者の側からすれば、〈特権・自由〉の敵として退けられなければならない<sup>10)</sup>。つまり、〈混合政体〉論者がわざわざ〈君主〉をその理論中に呼び出して言及する意図とは、〈君主〉そのものを、その「政体」内に〈拘束〉することにあつた。こうした議論は、《コンスティテューショナリズム》とその裾野を共有し、またリプシウスが「沈黙」した部分そのものでもある。つまり、リプシウスは、言外にこの〈混合政体〉論を、自らの理論上の排除の対象、論敵として想定しているのである。その証拠にリプシウスの理論からは、当然のことながら、貴族の〈特権・自由の擁護〉は完全に排除されている。それどころか〈混合政体〉論者は政体内に「君主」の存在を認めるが、逆にリプシウスは〈諸身分〉の存在にさえ言及していないのである。つまり、リプシウス理論においては、(1)の**権力の集中化**の意味と同時に(2)の**制約からの解放**の意味もまた、究極まで徹底されているのである。

それでは、リプシウスの理論は、単なるオラニエ-ナッサウ家の君主政擁護論、あるいは、君主政正当化論に留まっているのか。ヘルデレンによる「もっとも基本的かつ雄弁な君主政弁護論がリプシウスの『政治学』であることは疑いようがない」との評価はまったく正当である、と見てよいのか。ここにおいて我々は、絶対主義理論における、とくに顕著な〈理論〉の性格として以下の点に注意をしなければならない。たしかに、絶対主義理論は、権力の絶対性を純粋な方向に向かって、その理論を研ぎ澄ませばするほど、すなわち、純化させればするほど、現実の君主政に対し、その権力の絶対性をさらに徹底する方向へと推進させる、いわば「後押し」の機能を持つ。しかしながら、逆にまた、それは、現実の君主政に対し、その権力の〈絶対性〉の不徹底を批判する物差しを提示し、場合によっては不徹底性を断罪までする機能をも持ちうるのである。したがって、絶対主義理論とは、右の双方の機能を併せ持つ、「両刃の剣」となりうるのである。

ヘルデレンの指摘する、1578年から1590年にかけての時期、とりわけ1580年代に限るならば、この時期における時局論的〈君主政〉論の登場する場面は以下のものである。1581年、オラニエ公は背後に強力な同盟軍を確保する必要から、フランス王アンリ3世の王弟アンジュー公にネーデルラントの主権を提供し、公はこれを受諾した。しかし、ホラント州、ゼーラント州も、彼を伯領の「領主」と認めず、公は間もなくフランスに帰り、没した。この称号については、オラニエ公がそれを受けることを決意したものの、結局、その前に暗殺されたのである<sup>11)</sup>。まさにこの局面においてこの時期のネーデルラントに〈君主政〉論が登場しえたのである<sup>12)</sup>。この事例が明示するごとく、〈政治論〉には、政治の局面ごとに、浮かんで消える、いわゆる〈時局〉論がある。これに比べ、リプシウスの絶対主義理論は、この独立戦争期のネーデルラントにおける幾多の政治論の中で、その〈権力の絶対性〉を理論的に突き詰めた点において、凡百の〈君主政〉擁護・正当化論を突き抜けて、一方におけるもっとも極端な位置を占めていたと言える。

## 注

### I.

- 1) Q. Skinner, 'Some Problems in the Analysis of Political Thought and Action', *Political Theory*, August, 1974, vol. 2, no. 3, III, p. 277.
- 2) 以下では、主権の絶対性への言及箇所のみ指示する。ボダンについては、Jean Bodin, *Les Six Livres de la République = De Republica libri sex*, Livre premier-Liber I, Première édition critique bilingue par Mario Turchetti; texte établi par Nicolas de Araujo; préface de Quentin Skinner, Paris, 2013, pp. 444, 5, 58-61. Jean Bodin, *On Sovereignty: Four Chapters from The Six Books of the Commonwealth*, edited and translated by Julian H. Franklin, Cambridge, 1992, pp. 8. また、ホブズについては、Thomas Hobbes, *Leviathan*, edited by Noel Malcolm, v. 2. The English and Latin texts (I), Oxford, 2012. pp. 278-9. 320, 48, 9, 498, 522. さらに、スピノザについては、Spinoza, 'Tractatus Politicus', in *Opera, im Auftrag der Heidelberger Akademie der Wissenschaften herausgegeben von Carl Gebhardt*. III. Tractatus Theologico-Politicus/Adnotationes ad Tractum Theologico-Politicum/Tractatus Politicus, Heidelberg, 1972 (1925), S. 282. Spinoza, 'Tractatus Theologico-Politicus', in *Opera*, S. 193.
- 3) 1650年のウィレム2世の急死の同じ年、のちにイングランド国王となるウィレム3世は、まだ生まれたばかりの幼児であった。モーリス・ブロール、西村六郎訳、『オランダ史』、白水社、1994年、71-8頁。スピノザとデ=ウィットとの関係については、以下のものを参照せよ。リュカス、「ベネディクトス・デ・スピノザ氏の生涯と精神」、リュカス/コレルス、翻訳+解題 渡辺義雄、『スピノザの精神と生涯』、学樹書院、37-8頁。
- 4) E.H. Kossmann, *Political Thought in the Dutch Republic: Three Studies*, Amsterdam, 2000, p. 21. なお、コスマンが指示しているのは、エストライヒによる以下の著作である。Gerhard Oestreich, *Neostoicism and the Early Modern State*, edited by Brigitta Oestreich and H.G. Koenigsberger, translated by David McLintock, Cambridge, 1982. ただし、本稿では、とくに断らない限り、括弧内及び傍点については、筆者による補足・加筆である。また、リプシウスを中心に起こされた「ネーデルラント運動」については、Gerhard Oestreich, 'Justus Lipsius als Theoretiker des neuzeitlichen Machtstaates', in *Geist und Gestalt des frühmodernen Staates: ausgewählte Aufsätze von Gerhard Oestreich*, Berlin, 1969, S. 38-9. (Zuerst erschienen in *Historische Zeitschrift*, 181, 1956, S. 31-78.) 本論文の前掲訳書は以下のものである。ゲルハルト・エストライヒ、「近代的権力国家の理論家 ユストゥス・リプシウス」、阪口修平・千葉徳夫・山内進編訳、『近代国家の覚醒 —新ストア主義・身分制・ポリツァイ—』所収、I、創文社、1993年、9-11頁。
- 5) Martin van Gelderen, *The Political Thought of the Dutch Revolt, 1555-1590*, Cambridge, 1992, p. 186. なお、ヘルデレンが指示しているのは、エストライヒの '*Neostoicism*' 以外に、次のものである。Gerhard Oestreich, *Antiker Geist und moderner Staat bei Justus Lipsius (1547-1606): der Neustoizismus als politische Bewegung*, herausgegeben und eingeleitet von Nicolette Mout, (Schriftenreihe der Historischen Kommission bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, Bd. 38), Göttingen, 1989.
- 6) エストライヒは、リプシウスをマキアヴェッリ流の「権力国家の理論家」と性格づけている。Oestreich, 'Justus Lipsius', S.45. エストライヒ、前掲訳書、18頁。
- 7) Oestreich, *Neostoicism*, p. 75.
- 8) 「今日知られているところでは、マウリッツは『政治学』をただ読んだだけではない。彼は、この著作の重要な軍事の部分、まさにオラニエーナッサウ軍の改編のための改革的プログラムとしたのである。」Oestreich, 'Justus Lipsius', S. 49. 前掲訳書、22頁。「リプシウスは、その論述によってオラニエーナッサウ家のために〔軍制の〕改革書を起草した…」Oestreich, 'Justus Lipsius', S.60. 前掲訳書、36頁。なお、リプシウスの『政治学』のテキストは、次のものを使用する。Justus Lipsius, *Politica: Six Books of Politics or Political Instruction*, edited, with Translation and Introduction, by Jan Waszink, Assen, 2004.

### II.

#### (1)

- 1) ちなみに、『リーダーズ英和辞典(第2版)』、研究社によれば、「melt」の意味のうち、「(物を)溶解する、解ける、溶解する」とは《古》、すなわち「古義」である。
- 2) Bodin, *On Sovereignty*, pp. 103-4.
- 3) *Ibid.*, p. 105.

- 4) *Six Books of the Commonwealth*, by Jean Bodin; Abridged and translated by M.J. Tooley, BOOK VI, CHAPTER IV, 2., Oxford, [1955?], p. 208.この件に限り、Cambridge版には記述がないため、Oxford版の該当箇所を指示した。
- 5) Bodin, *On Sovereignty*, p. 100.ボダン『国家論』の編者、J.フランクリンは、この〈混合政体〉論の主旨者及びその著作を、Du Haillan, Bernard de Girardによる*De l' estat et svceez (succès) des affaires de France*, 1571.であると断定した上で、さらに遡ってこれが典拠とするのは、セセル (Claude de Seyssel) の*La monarchie de France*, 1519.である、としている。Bodin, *On Sovereignty*, p. 136.

(2)

- 1) Bodin, *On Sovereignty*, pp. 13,58.
- 2) *Ibid.*, p.15. ヘルデレンによれば、ウルピアヌスによるとされるこの法諺の出典は、'Digest,book I,title 3, para.31.' である。van Gelderen, *The Political Thought*,p.159.
- 3) Bodin, *Les Six Livres de la République = De Republica libri sex*, pp. 444-5.
- 4) Bodin, *On Sovereignty*, p. 56.
- 5) Malcolm Smuts, 'absolutism' in *Historical Dictionary of Stuart England, 1603-1689*, Ronald H. Fritze and William B. Robison, Editors-in-Chief, Walter Sutton, Assistant Editor, London, 1996, pp.3-4.
- 6) Richard Nolle (c. 1545 – July 1610.)によるボダンの『国家論』の英語訳は、以下のものである。Jean Bodin, *The Six Bookes of a Commonweale* : a facsimile reprint of the English translation of 1606, corrected and supplemented in the light of a new comparison with the French and Latin texts,edited with an introduction by Kenneth Douglas McRae, London,2014(1962).なお、このボダンの英語訳者のNolleとは、以下のⅢ.注1)にある*The Generall Historie of the Turkes*,1603 (original edition) .の著者と目される人物と同一である、と推定される。
- 7) 〈絶対王政 (君主政)〉と共和政とが、互いに相いれない、二者択一の政体であることについて、同時代の証言者の一人である共和主義者ジェイムズ・ハリントンは、次のように述べている。「彼〔ジェイムズ・ハリントン〕は、我が国の統治組織の欠点を、それが急転することに見出すのがつねであった。」…〔中略〕…「議会〔Parliament〕がないときは、絶対王制〔absolute monarchie〕であり、議会があるときは、たちまち共和制〔Commonwealth〕になってしまう。」 *Brief Lives, chiefly of Contemporaries, set down by John Aubrey; between the years 1669 & 1696*, edited from the author's mss. by Andrew Clark, Clarendon Press, 1898, v. 1 : A-H, p. 291. オーブリー、橋口・小池訳、『名士小伝』、富山房、昭和五十四年、265-6頁。
- 8) W. Calvin Dickinson, 'Taxation and Revenue' in *Historical Dictionary of Stuart England*, pp. 508-11.
- 9) Dale Hoak, 'Privy Council' in *Historical Dictionary of Tudor England, 1485-1603*, Ronald H. Fritze, Editor-in Chief, New York, 1991, pp. 399-403.
- 10) マイヤーズはこの過程を次のように総括的に述べている。「一国の繁栄と平和のためには強力な中央政府が必要であり、専制的な体制が必要であると考えられるようになったのは、一六世紀も半ばを過ぎてからのことであった。そのためには、身分制議会在冬眠状態に置くことが最善の状態であった。もしそれができないのなら、せめて権限を小さくして、専制君主にとって柔軟な存在にしなければならない必要があった。」A. R. Myers, *Parliaments and Estates in Europe to 1789*, London, 1975, p. 97. A・R・マイヤーズ、宮島直機訳、『中世ヨーロッパの身分制議会 新しいヨーロッパ像の試みⅡ』、刀水書房、1996年、109頁。なお、訳文は宮島訳に手を加えてある。
- 11) Myers, *Parliaments and Estates*, p. 116. マイヤーズ、前掲訳書、132頁。
- 12) A. F. Upton, *Charles XI and Swedish Absolutism*, Cambridge, 1998. Paul Douglas Lockhart, *Sweden in the Seventeenth Century*, Houndmills,Chapter 8: The Swedish 'Absolutist' State, 1679-97, 2004, pp. 123-44.
- 13) Myers, *Parliaments and Estates*, pp. 97-101.マイヤーズ、前掲訳書、109-15頁。もとより、③の現象についても、身分制議会の解散・非召集は、この時期恒常化していた戦争の費用の調達、あるいはすでに戦争のために費やし、あげく欠如した財政的資源の補填のために、本来の課税への同意を調達する機関である身分制議会在無視して、王権が自ら直接徴税に乗り出すために起きた以上は、どこの国でも見られた現象であろう。
- 14) 入江幸二、『スウェーデン絶対王政研究 財政・軍事・バルト海帝国』、「第一章 大国時代の諸相 第2節 行政機構の拡大と大貴族」、知泉書館、2005年、二二-八頁。手足となる官僚制については、Leon Jespersen , 'The Constitutional and Administrative Situation' in *A Revolution from Above? : The Power State of 16th and 17th Century Scandinavia*, edited by Leon Jespersen, II, Odense, 2000, pp. 31-181.

- 15) 関哲行、立石博高、中塚次郎編、『世界歴史大系 スペイン史 1 古代▶近世』、山川出版社、2008年、252, 91頁。
- 16) ピエール・ヴィラル、藤田一成訳、『スペイン史』、白水社、1992年、38頁。
- 17) I.A.A. Thompson, *War and Government in Habsburg Spain, 1560-1620*, CHAPTER II The Structure of Military Government, London, 1976, pp. 38-48.

### III.

- 1) *Oxford English Dictionary*によれば、‘standing army’なる語の初出は1603年、Knollesの*Hist. of Turks* (1638)とある。Knollesの*Hist. of Turks*とは、おそらくはRichard Knolles, *The Generall Historie of the Turkes*, 1603 (original edition). を指すのであろう。なお、‘permanent army (armée permanente)’の事例については、Philippe Contamine, *War in the Middle Ages*, translated by Michael Jones, Oxford, 1984, pp. 165-72.
- 2) この、封建制の衰退の一因としての「商業の復活」という現象は、アンリ・ピレンヌによって提唱され、今日では共通了解となっている。実際、以下のピレンヌの著書の「英語訳」に付けられた「副題」は「交易(商業)の起源と復活」である。Henri Pirenne, *Medieval Cities: their Origins and the Revival of Trade*, Translated from the French by Frank D. Halsey, With a new introduction by Michael McCormick, Princeton, 2014 (c1925). また、本書のChapter IV. のタイトルは、まさに‘The Revival of Commerce’である。なお、本書の邦語訳は以下のものである。アンリ・ピレンヌ、佐々木克巳訳、『中世都市 — 社会経済史的試論—』、創文社、1970年。
- 3) Hans Delbrück, *Geschichte der Kriegskunst*, Bd4, Neuzeit, 2. Buch. Das Zeiter der Religionskriege, I. Kapital, Die Umbildung der Ritterschaft in Kavallerie, Berlin, 2000 (1920), S151-87. Delbrück, *History of the Art of War*, Volume IV, The Dawn of Modern Warfare, BOOK II, the Period of the War of Religion, I. The Transformation of Knights into Cavalry, Lincoln, 1990 (1985), pp. 117-45. Michael Howard, *War in European History*, latest revised edition, 2009 (1976), pp. 19-20. マイケル・ハワード、奥村房夫、奥村大作共訳『改訂版 ヨーロッパ史における戦争』、中央公論新社、2010年、44-5頁。

### (1)

- 1) Владимир Ильич Ленин, *Государство и революция*, Milton Keynes, 2014 (1917), p. 36. 上記引用文については、ロシア語原語を確認する必要上、原典を参照した。この事情は、以下のレーニンの引用において、本文・注ともロシア語の原語を指示している箇所については、すべて同じである。Vladimir Lenin, *State and Revolution*, With a New Introduction by Richard Pipes (based on *the Selected Works of V. I. Lenin*, Eng. ed., Foreign Languages Publishing House, Moscow, 1952, Vol. II, Part I.), Washington DC, 2009, p. 27. この英語版『国家と革命』の底本は、上記のとおり1952年のスターリン時代に、モスクワで出された英語版の『レーニン選集』である。Foreign Languages Publishing House, Moscow. とは、ロシア語を英語ほかの言語に訳することを業務とした「プロバガンダ」用国営出版社である。V. I. レーニン、角田安正訳、『国家と革命』、筑摩書房、二〇〇一年、057頁。このテーゼは、「支配階級によって創設された」「国家権力機構 [аппарата государственной власти]」(*Государство и революция*, p. 11. *State and Revolution*, p. 4. 『国家と革命』、021頁)の「廃絶」ともいいかえられているが、この「廃絶」も、「破壊」・「粉碎」と同様の意味で使われている。
- 2) *Государство и революция*, pp. 45-6. *State and Revolution*, p. 39. 『国家と革命』、074頁。これについては、マルクスが、自らの信頼厚いドイツ社会民主党員、ルートヴィヒ・クーゲルマン (Ludwig Kugelmann) 宛『書簡』において述べた、と記されている。そして、レーニンは、「国家権力機構」、「国家機構」の二語と、これまた同様の意味の「中央集権的国家権力」をも使用し、実際これをさらに「国家機構」ともいいかえて、その「特徴」として「官僚(制)と常備軍」を挙げ、前者と後者との関係を明確化している。「ブルジョワ社会特有の中央集権的国家権力 [Централизованная государственная власть] は、絶対主義 [абсолютизма] の衰退した時代に発生した。この国家機構 [государственной машины] を最も端的に特徴付けるのは、官僚 [чиновничество] と常備軍 [постоянная армия] という二つの組織である。」(*Государство и революция*, p. 37. *State and Revolution*, p. 28. レーニン、『国家と革命』、059頁。)以上の関連において使われている「国家権力機構」・「国家機構」あるいは「中央集権的国家権力」とは、用語法にこそ多少の異同こそあれ、いずれも同じ実体を指すと考えて、まずまちがいない。しかも、レーニンは、たしかに「官僚(制)と常備軍」の起源は「絶対主義」の時代にあるのだが、しかしそれ以来、まちがいでなくその「発達・強化が進んでいる」という現状認識を披歴している。「封建制が没落して以来、ヨーロッパは何度となくブルジョワ革命を経験してきたが、その度に官僚機構と軍事機構 [чиновничьего



- и военного аппарата] の発達・強化が進んでいる」(Государство и революция, p. 37. *State and Revolution*, p. 29. 『国家と革命』、060頁。)
- 3) レーニンは、まず「国家は特別な権力組織であり、何らかの階級を抑圧するための暴力組織である。」(*State and Revolution*, p. 23. 『国家と革命』、050頁) と、国家そのものが抑圧の組織である、と定義することから始め、そして、〈常備軍〉については、「常備軍と警察は国家権力の主要な道具以外の何物でもない」(*State and Revolution*, p. 6. 『国家と革命』、023頁) と断言している。また、他方、〈官僚制〉については、ロシアの事例を挙げて、「…さまざまなブルジョワ政党やプチブル政党 (ロシアの例を挙げるなら、カデット、エスエル、メンシェヴィキ) が官僚機構の再配分を繰り返せば繰り返すほど… [中略] …ブルジョワ政党は革命プロレタリアートに対する弾圧を強化し、弾圧機関 (正確に言うならば弾圧のための国家機関) を増強する…」(*State and Revolution*, p. 30. 『国家と革命』、061-2頁) と述べて、官僚制と「弾圧のための国家機関」とが《緊密な関連性》を持つと指摘している。また、「…英国も米国も… [中略] …官僚・軍事組織の泥沼にすっかりはまり込んだ。そしてそうした組織は、あらゆるものをおのれに従え、自らの手で抑圧している。…」(*State and Revolution*, p. 40. 『国家と革命』、076頁) と述べて、官僚制・常備軍が「抑圧」の「組織」である、と明言している。さらに、「特に帝国主義の時代になると、… [中略] …プロレタリアートに対する弾圧が強化されるのに伴って、『国家機構』が異常なまでに強力になり、また国家機構を支える官僚・軍事装置もかつてなく増殖する」(*State and Revolution*, p. 32. 『国家と革命』、065頁) と、「弾圧」のための「国家機構」を官僚制・常備軍が「支える」ともしている。
  - 4) Karl Marx, *Der achtzehnte Brumaire des Louis Bonaparte*, Kommentar von Hauke Brunkhorst, Frankfurt am Main, 2007 (1852), pp. 116-7. マルクス、植村邦彦訳、『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』[初版]、平凡社、2012年、174-5頁。なお、上記引用文中、'ein Beamtenheer' について、植村訳および、マルクス、伊藤新一・北条元一訳、『ルイ・ボナパルトのブリュメール十八日』、岩波書店、1954年、p. 142. のいずれの邦語訳書も「官僚軍」なる訳語を当てているが、フランス第二帝政の官僚制が軍隊を擁していた事実があるとは到底考えられない。そうであるならば、この訳語の意味はいかにも奇妙である。ちなみに、小学館、『独和大辞典』、第二版、2000年において、編者は 'Beamten=heer' の意味として「(戯) 夥しい役人、巨大な官僚機構」を挙げており、本稿ではこの辞典の二つの訳語のうち後者に従うこととする。その他、二か所について訳文を変更してある。*State and Revolution*, p. 26. レーニン、『国家と革命』、055-6頁。
  - 5) Marx, *Der achtzehnte Brumaire*, p. 118. マルクス、植村訳、前掲訳書、175-6頁。ただし、レーニンの『国家と革命』における引用部分には、この記述はない。
  - 6) 『ルイ・ボナパルトのブリュメール十八日』および『フランスの内乱』の二著作におけるマルクスの語法に関して、「官僚制と常備軍」とを擁する直接の主体は、『ルイ・ボナパルトのブリュメール十八日』においては「国家機構」の中でも「執行権力」であると限定されているものの、『フランスの内乱』では、ドイツ語版、英語版いずれにおいても、あくまでも「中央集権的国家権力」であると述べられているにすぎず、これら二つの用語はいずれも同じ実体を指すと考えてまちがいない。
  - 7) 引用文中ドイツ語については、*Der Bürgerkrieg in Frankreich: Mit einer Einleitung von Friedrich Engels*, hrsg. Karl-Maria Guth, Berlin, 2014 (1870/71), p. 44. また、英語については、*The Civil War in France by Karl Marx with an Introduction by Frederick Engels, Enlarged Edition, Including Two Manifestoes on the Franco-Prussian War and Other Writings of Marx and Engels on Paris Commune*, Mansfield Centre, 2014 (1934), p. 78. による。マルクス、木下半治訳、『フランスの内乱』、岩波書店、1952年、90-1頁。訳者によれば、この前掲訳書の底本は「英語」で書かれたものである (前掲訳書、5頁)、とのことだが、数種類の英語版の内、何年の版が底本なのかについては明らかにされていない。なお、引用文中、括弧内については、ドイツ語原語・英語原語を併記し、一部について訳語を変更してある。レーニン、『国家と革命』における『フランスの内乱』からの引用文は以下のとおりである。

「中世起源の、〈常備軍・警察・官僚・聖職者・裁判官などの全国的な機関を擁する中央集権的国家権力〉が、一九世紀に発達を遂げた。資本家と労働者の階級対立が深まるにつれて、〈国家権力は、労働者を抑圧する公権力、階級支配の機構という性格をますますはっきりと帯びるようになった。… [中略] … 一八四八年一四九年革命の後、国家権力は〈資本家が労働者を相手に戦争を遂行するための全国規模の道具〉になろうとしている。第二帝政はそうした傾向を定着させるものである。」*State and Revolution*, p. 42. レーニン、『国家と革命』、080頁。

なお、レーニンの『国家と革命』における『フランスの内乱』からの上記引用文中、邦語訳書では、全文がこのテキストからの引用のように記されているが、英語版では訳者によるヤマ括弧付きの文にのみ引用符が付されている。

- 8) レーニンとは、まさにこの『国家と革命』の中で、「ブルジョワ革命」とはいうまでもなく1905年の「第1次ロシア革命」であるとの認識を披歴している。 *State and Revolution* p.40. 『国家と革命』、077頁。
- 9) 「十月革命」直後に公にされる『国家と革命』執筆の背景を重ね合わせるならば、レーニンの意図は明確になる。レーニンは、1917年2月の「二月革命」後、3月に成立した「臨時政府」によるボリシェヴィキに対する弾圧を避け、7月以降、ペトログラード郊外ラズリフ (razliv) 湖畔に潜伏していた。レーニンが『国家と革命』の執筆を再開したのはこの潜伏中である。Robert Service, *Lenin: a Biography*, London, 2010, pp. 287-9. ロバート・サーヴィス、河合秀和訳、『レーニン ⑥』、岩波書店、2002年、54-6頁。
- 10) Friedrich Engels, *Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staats: im Anschluss an Lewis H. Morgans Forschungen*, Berlin, 2010 (1884, 1892), p. 136. エンゲルス、戸原四郎訳、『家族・私有財産・国家の起源』、岩波書店、1965年、227頁。Lenin, *State and Revolution* pp. 2-3. 『国家と革命』、018頁。
- 11) Ibid., p. 137. エンゲルス、戸原訳、前掲訳書、227頁。Lenin, *State and Revolution*, pp. 2-3. 『国家と革命』、018頁。
- 12) Ibid., pp. 137-8. エンゲルス、戸原訳、前掲訳書、228頁。なお、上記引用文中の「絶対君主政」の原語は、文中における著者による補足どおり ‘die absolute Monarchie’ であるが、戸原訳は訳語として「絶対王政」を採っている。『国家と革命』、029頁。
- 13) *State and Revolution*, p. 9. 『国家と革命』、029頁。

## (2)

- 1) とくに、本節における本文および脚注の括弧内に指示された頁数は、Michael Roberts, ‘The Military Revolution’ a revision of an inaugural lecture delivered before The Queen’s University of Belfast on 21. January 1955, in *The Military Revolution Debate: Readings on the Military Transformation of Early Modern Europe*, ed. Clifford J. Rogers, 1, Oxford., 1995. 1, pp. 13-35. からの引用頁数を指す。
- 2) この「軍事革命」論の巻き起こした一連の論争については、1) に挙げたクリフォード・ロジャースのまとめた論文集が、ある時期までに限っては、これに参加した著者たちの諸論文を収めている。*The Military Revolution Debate* なお、この論争を概観したものとして、以下のものがある。大久保桂子、「ヨーロッパ『軍事革命』論の射程」、『思想』所収、No. 881、岩波書店、1997年11月、151-71頁。
- 3) Roberts, ‘The Military Revolution’. これに対し、ジェフリ・パーカーが加えた修正については、Geoffrey Parker, ‘The Military Revolution, 1500-1660—A Myth?’ in *The Military Revolution Debate*, pp. 37-54. (p.43.). Originally published in *JMH*, 48, 1976, pp. 195-214. The revised version originally published in *Spain and Netherlands 1559-1659: Ten Studies*, 1979, pp. 86-103. Geoffrey Parker, *The Military Revolution: Military Innovation and the Rise of the West, 1500-1800*, Cambridge, 1988. 本書の邦語訳書は次のものである。ジェフリ・パーカー、大久保桂子訳『長篠合戦の世界史：ヨーロッパ軍事革命の衝撃1500～1800年』、同文館出版、1996年。
- 4) パート・S・ホールは、「飛び道具 [missile weapon]」とは「弩・長弓・投石器 [crossbows, longbows, and the trebuchet]」を指す、としている。Bert S. Hall, *Weapons and Warfare in Renaissance Europe: Gunpowder, Technology, and Tactics*, Baltimore, 1997, p. 16. パート・S・ホール、市場泰男訳、『火器の誕生とヨーロッパの戦争』、平凡社、1999年、35頁。
- 5) もっとも、この見解は、すでにハンス・デルブリュックの先駆的研究において指摘されて以来、軍事史の分野では共通解になっている。H. Delbrück, *History of the Art of War*, 1990, Volume IV, BOOK II, III. Maurice of Orange & IV. Gustavus Adolphus, pp. 155-83. M. Howard, *War in European History*, pp. 54-62. ハワード、前掲訳書、97-108頁。また、武器・弾薬を含めた、原材料輸出国としてのスウェーデンの、対ネーデルラント貿易による、両国の関係については、次のものを参照せよ。レオス・ミュラー、玉木俊明・根本聡・入江幸二訳、『近世スウェーデンの貿易と商人』、嵯峨野書院、第1章『『大國時代』のオランダの企業家ネットワークとスウェーデン』、2006年、7-30頁。
- 6) ウェゲティウスの著書『原テクスト』および英語訳については、それぞれ以下のものである。Vegetius, *Epitoma Rei Militaris*, edited by M. D. Reeve, Oxford, 2010 (2004). *Vegetius: Epitome of Military Science*, translated with notes and introduction edited by N. P. Milner, revised 2nd ed., Oxford, 2001 (1996). また、中世におけるウェゲティウス受容については、以下のものを参照せよ。Christopher Allmand, *The De Re Militari of Vegetius: the Reception, Transmission and Legacy of a Roman Text in the Middle Ages*, Cambridge, 2011.
- 7) アエリアヌスによる、ギリシア語テクスト (英語対訳付) は以下のものである。*The Tactics of Aelian: Or on the Military Arrangements of the Greeks*, A New Translation of the Manual that Influenced

Warfare for Fifteenth Centuries, Revised, Translated and Edited by Christopher Matthew, Barnsley, 2012.

- 8) レオン6世による、ギリシア語テキスト (英語対訳付) は以下のものである。 *The Taktika of Leo VI, Text, Translation, and Commentary* by George T. Dennis, Washington, D.C., 2010.
- 9) この論点は、IV. において後述するように、リプシウスが『政治学』の中で明確に述べている。
- 10) この論点についても、IV. において後述するように、リプシウスが『政治学』の中で明確に述べている。
- 11) この分野に関する近著では、編者は「水陸両生 (amphibious)」の意味を、陸軍・海軍あるいは陸上・海上による、「共同の、あるいは合同の作戦 (operations)」と定義づけている。D. J. B. Trim & Mark Charles Fissel, 'Amphibious Warfare, 1000-1700: Concepts and Contexts', in *Amphibious Warfare 1000-1700: Commerce, State Formation and European Expansion*, edited by D.J.B. Trim and Mark Charles Fissel, Chapter 1, Leiden, 2011, p. 1. 以下の論文集に所収の諸論文中、いくつかのものはこの視点を明確に打ち出している。当然のことながら、「戦略」というテーマの研究の性質上、「共同・合同の作戦」という視点を採らざるをえない。William S. Maltby, 'The Origins of a Global Strategy: England to 1713' in *The Making of Strategy: Rulers, States, and War*, edited by Williamson Murray, MacGregor Knox, Alvin Bernstein, 5., Cambridge, 1999(1994), pp. 151-77. ウィリアム・S・モルトビー、孫崎馨訳、「世界戦略の起源—イギリス (一五五八〜一七一三年)」、ウィリアムソン・マーレー/マクレーガー・ノックス/アルヴィン・バーンスタイン編著、石津朋之/末永聡監訳、歴史と戦争研究会訳、『戦略の形成：支配者、国家、戦争』所収、第六章、中央公論新社、2007年、313-63頁。あるいは、John A. Lynn, 'A Quest for Glory: the Formation of Strategy under Louis XIV, 1661-1715', in *The Making of Strategy*, 6., pp. 178-204. ジョン・A・リン、石津朋之訳、「栄光への模索—ルイ十四世統治時代の戦略形成 (一六六一〜一七一五年)」、前掲訳書所収、第七章、364-416頁。
- 12) ロバーツは、具体的数字を次のように記している。フェリペ2世期からルイ14世期にかけては、40000人から400000人に、またブランデンブルクのゲオルグ=ウィルヘルム選帝侯期からフリードリヒ=ウィルヘルム1世期にかけては、900人から80000人に増大している。1632年におけるグスタフ=アドルフの175000人は例外である。(p.19)
- 13) Alessandro Barbero, *La Guerra in Europa dal Rinascimento a Napoleone*, Roma, 2003, p. 31. アレッサンドロ・バルバーロ、石黒盛久訳、『近世ヨーロッパ軍事史：ルネサンスからナポレオンまで』、論創社、2014年、44頁。長槍と火縄銃による「パイク・アンド・ショット戦術」については、次のものを参照せよ。Keith Roberts, *Pike and Shot Tactics 1590-1660*, illustrated by Adam Hook, Oxford, 2010.
- 14) Hall, *Weapons and Warfare*, p. 203. ホール、前掲訳書、318頁。
- 15) Ibid., p. 206. ホール、前掲訳書、322頁。
- 16) Gervase Phillips, *The Anglo-Scots Wars, 1513-1550: a Military History*, Woodbridge, 1999, p.16.
- 17) Robert I. Frost, *The Northern Wars: War, State and Society in Northeastern Europe, 1558-1721*, Harlow, 2000, p. 311. 以上のように、「軍事革命」をめぐる論争は、完全に終わったとは言いがたい。また、それぞれに蓋然性を有し、したがって、説得力あるもののように見えるが、一方で、論争に参加する研究者たちが、それぞれの専門領域という、ある種の〈優位性〉の下に議論を展開しており、論争として擦れ違っている感も否めない。その原因のひとつは「革命」の概念を確定しないまま、議論を始めている、あるいは論争の中で、それが揺らいできているところにあるのではないか。かつての「産業革命 (the Industrial Revolution)」と「工業化 (the Industrialization)」との関係を念頭に置くと、筆者はそれを「革命 (the Revolution)」ではなくて、むしろ「進化 (the Evolution)」と見るべきではないか、と考える。

### (3)

- 1) 大久保、前掲論文、162-3頁。
- 2) John Brewer, *The Sinews of Power: War, Money, and the English State, 1688-1783*, London, 1988, xvii. ジョン・ブリュア著、大久保桂子訳、『財政=軍事国家の衝撃：戦争・カネ・イギリス国家 1688-1783』、名古屋大学出版会、2003年。伝統的に官僚制の弱いイングランドにおいて、ジェームズ2世の絶対王政 (君主政) を排除して登場するのが、ウィリアム3世による立憲君主政である。そこでは国民の《反 (常備軍) 軍》感情にもかかわらず、実際には軍の大陸派遣を実施し、徴税機構のみならず国債の信用引き受け所としての中央 (イングランド) 銀行が整備された。その後の18世紀になっても、戦争を繰り返すことになる「財政=軍事国家」の典型こそイングランドである。

ブリュアの定義する「財政=軍事国家」は、その整備の度合いこそ異なれ、この時期のヨーロッパ各国は、多かれ少なかれ、これに当たる。たとえば、ヤン・グレーテは、イングランド以外に、スペイン、ネーデルラント、スウェーデンに例をとり、この過程を「国家形成 (State-Formation)」と呼んで、「財政=

- 軍事国家」と「常備軍 (Permanent Army)」との間に有意な関連性を見出している。Jan Glete, *War and the State in Early Modern Europe: Spain, the Dutch Republic and Sweden as Fiscal-Military States, 1500-1660*, London, 2002. また、18世紀におけるヨーロッパ各国に「財政=軍事国家」の出現を探った論文集に、次のものがある。*The Fiscal-Military State in Eighteenth-Century Europe: Essays in honour of P. G. M. Dickson*, edited by Christopher Storrs, Farnham, 2009.
- 3) James Scott Wheeler, *The Making of a World Power: War and the Military Revolution in Seventeenth-Century England*, Stroud, 1999.
  - 4) James Raymond, *Henry VIII's Military Revolution: the Armies of Sixteenth-Century Britain and Europe*, London, 2007.
  - 5) Ibid., p. 191.
  - 6) 一連の戦役については、以下のものが有用である。Mark Charles Fissel, *English Warfare, 1511-1642*, London, 2001.
  - 7) David M. Loades, 'Navy' in *Historical Dictionary of Tudor England*, pp. 345-6.
  - 8) J. Meyer and P. Masson, A. W. H. Pearsall, John B. Hatendorf, 'Navy Administration' in *A Dictionary of Military History and the Art of War*, edited by André Corvisier; translated from the French by Chris Turner, English ed./rev., expanded and edited by John Childs, Oxford, 1994, p. 9.
  - 9) Loades, 'Navy', p. 345. また、同じ著者による、以下のものを参照せよ。David M. Loades, *The Tudor Navy: An Administrative, Political, and Military History*, Aldershot, 1992.
  - 10) Fissel, *English Warfare*, pp. 43-4, 6. また、この時期の「兵器部」については、以下のものを参照せよ。Richard W. Stewart, *The English Ordnance Office, 1585-1625: A Case-Study in Bureaucracy*, Woodbridge, 1996.
  - 11) Fissel, *English Warfare*, p. 192.
  - 12) Ibid.
  - 13) Ibid., p. 189.
  - 14) Raymond, *Henry VIII's Military Revolution*, p. 191.
  - 15) エリザベス朝の「民兵」については、次のものを参照せよ。Lindsay Boynton, *The Elizabethan Militia 1558-1638*, Newton Abbot, 1971 (1967).
  - 16) いずれもエリザベス1世下の1572年、ネーデルラントに派遣された志願兵は、イングランド人による最初の「連隊」で、「大佐」が指揮する10個の「部隊」からなっていた。また、1589年の「フランス遠征部隊」は、「大佐」が指揮する、名目上1000人からなる数個の「連隊」から成っていた。Eugene J. Bourgeois II, 'Army', in *Historical Dictionary of Tudor England*, pp. 31-2. C. G. Cruickshank, *Elizabeth's Army*, 2nd ed., Oxford, 1966, pp. 50-4.
  - 17) 清水祐司、「テューダー朝の開幕」、『世界歴史大系 イギリス史 2 近世』所収、今井宏編、第一章、山川出版社、1990年、15頁。
  - 18) D. Hoak, 'Privy Council', in *Historical Dictionary of Tudor England*, pp. 399-402.
  - 19) 清水祐司、「イングランド宗教改革」、『世界歴史大系 イギリス史 2 近世』所収、第二章、47-8頁。
  - 20) Hoak, 'Privy Council', pp. 399-402.
  - 21) 清水祐司、「テューダー朝の開幕」、20-1頁。
  - 22) 林田伸一、「最盛期の絶対王政」、柴田三千雄・樺山紘一・福井憲彦編、『世界歴史大系 フランス史 2 16世紀▶19世紀なかば』、第五章、山川出版社、1996年、207-8頁。
  - 23) 清水祐司、「イングランド宗教改革」、74頁。
  - 24) 清水祐司、「テューダー朝の開幕」、20-1頁。
  - 25) Roger B. Manning, 'Local Government' in *Historical Dictionary of Stuart England*, p. 298.
  - 26) William Robninson, 'Justices of Peace' in *Historical Dictionary of Tudor England*, pp. 280-1.
  - 27) Sybil Jack, 'Taxation and Revenue', in *Historical Dictionary of Tudor England*, p. 494.
  - 28) 小泉徹、「初期スチュアート朝の展開」、『世界歴史大系 イギリス史 2 近世』所収、今井宏編、第五章、山川出版社、1990年、174頁。
  - 29) Sabrina Alcorn Baron, 'Privy Council' in *Historical Dictionary of Stuart England, 1603-1689*, pp. 428-30.
  - 30) 「枢密顧問会議」の構成員数の確実な増大と、あらゆる抑制の努力への公然たる反抗は、その政策立案機関としての地位を脅かすとともに委員会組織の進化へと至って、結局ジェイムズ2世期における「キャビネット・カウンスル (cabinet council)」の出現という結果を見る。王政復古以降、「枢密顧問会議」は確実に拡大化した。不可避的に政策立案は、より小規模な集団、すなわち本来「枢密顧問会議」の一委員会であった「キャビネット・カウンスル」へと委譲された。1668年には、委員会の構成を改革することで「枢

密顧問会議」を再生させようとする試みがなされた。すなわち、「外務」・「貿易」・「海軍」・「苦情処理」について常設委員会が設立され、今後いかなる問題も、担当する委員会において決定される以前には決定されないと規定された。The *Stuart Constitution, 1603-1688: Documents and Commentary*, edited and introduced by J. P. Kenyon, 2nd ed., Cambridge, 1986, pp. 429-31.

(4)

- 1) Philippe Contamine, *War in the Middle Ages*, translated by Michael Jones, Oxford, 1984, pp. 165-72. しかし、コルヴィジエは、最初の〈常備軍〉の事例を、シャルル7世 (1403 - 1461) 以降の正規の有給騎兵部隊である「近衛騎兵 (Gendarmerie)」だと見ている。André Corvisier, John Childs, 'France' in *A Dictionary of Military History*, p. 283. Corvisier, 'Gendarmerie', in *Ibid.*, p. 296.
- 2) Robert Mantran, John Childs, 'Ottoman Turks' in *A Dictionary of Military History*, p. 628. 林 佳世子、『オスマン帝国の時代』、山川出版社、1997年、036-43頁。イエニチェリについては、さしあたり次ものを参照せよ。Godfrey Goodwin, *The Janissaries*, London, 2006 (1994).
- 3) 多くの外国人たちが「ストレリツィ」を「イエニチェリ」と比べた。また、18世紀のロシア宮廷に仕えたドイツ人軍人であった、フォン・マンシュタイン (Christoph Hermann von Manstein, 1711-57.) は、「ストレリツィ」と「イエニチェリ」とは同じ戦闘陣形を有していたと記し、また、ピョートル大帝は「ストレリツィ」は「イエニチェリ」をモデルに創出された、と見ている。Richard Hellie, *Enserfment and Military Change in Muscovy*, Chicago, 1971, p. 161.
- 4) 栗生沢猛夫、「イヴァン雷帝とその時代」、田中陽兒・倉持俊一・和田春樹編、『世界歴史大系 ロシア史 9世紀▶17世紀』所収、山川出版社、1995年、第六章、226頁。Corvisier, 'Russia/USSR' in *A Dictionary of Military History*, p. 713. Richard Pipes, *Russia under the Old Regime*, 2nd ed, 1995, London, pp. 99-100. V.Shpakovsky & David Nicolle, *Armies of Ivan the Terrible: Russian Troops 1505-1700*, Oxford, 2006, p. 8.
- 5) 根津由喜夫、『ビザンツの国家と社会』、山川出版社、2008年、034, 6頁。Stephen McCotter, 'Byzantine army' in *The Oxford Companion to Military History*, edited by Richard Holmes; Consultant editor, Hew Strachan; Associate editors, Christopher Bellamy and Hugh Bicheno, Oxford, 2001, p. 164. Gilbert Dagron, John Childs, 'Byzantium', in *A Dictionary of Military History*, p. 100.
- 6) ベルナルド・レミィ、大清水裕訳、『ディオクレティアヌスと四帝統治』、白水社、2010年、111頁。Joël le Gall, J. B. Campbell, 'Rome', in *A Dictionary of Military History*, p. 710. Adrian Goldsworthy, *How Rome Fell: Death of a Superpower*, New Haven, 2009, pp. 206-14.
- 7) Adrian Goldsworthy, *The Complete Roman Army*, London, 2011 (2003), p. 58. エイドリアン・ゴールズワーシー、池田裕・古畑正富・池田太郎訳、『古代ローマ軍団大百科』、東洋書林、2005年、58頁。アウグストゥスの「親衛隊」の構成については、さしあたり次ものを参照せよ。Sandra Bingham, *The Praetorian Guard: a History of Rome's Elite Special Forces*, 3. Organization, 2013, pp. 51-79.
- 8) Hans Delbrück, *Geschichte der Kriegskunst*, Bd. 4: Neuzeit, S. 197-234. Delbrück, *History of the Art of War*, Volume IV, The Dawn of Modern Warfare, pp. 155-83. Howard, *War*, pp. 55-60. ハワード、前掲訳書、99-106頁。
- 9) ロバーツの主張を補足するならば、「軍事革命」の時期から遡って、スペイン軍はすでに〈レコンキスタ〉により〈常備軍〉として創出され、これが「テルシオ (Tercio)」として再編され、スペイン本土のほか、イタリア、ネーデルラントでも常設編制された。また、それ以外にも、フランスの〈常備軍〉は、リシュリューの時代に発案され、またドイツでは、三十年戦争後、諸侯が小規模ながら〈常備軍〉を創設した。その中でもブランデンブルク=プロイセンが有名だが、それ以外にもヘッセン=ダルムシュタット方伯、ヘッセン=カッセル方伯、またハノーファー公も〈常備軍〉を創設した。Christer Jörgensen... [et al.], *Fighting Techniques of the Early Modern World, AD 1500-1763: Equipment, Combat Skills, and Tactics*, New York, 2007, p. 146. クリステル・ヨルゲンセン他、浅野明監修、竹内喜・徳永優子訳、『戦闘技術の歴史 3 近世編 AD1500-AD1763』、創元社、2010年、185-6、202-6頁。

(5)

- 1) コルヴィジエは、その登場した時期を「百年戦争」と見ている。A. Corvisier, 'Mercenaries', in *A Dictionary of Military History*, p. 503.
- 2) Lockhart, *Sweden in the Seventeenth Century*, Military Reform, pp. 32-7. この点は、先述のⅢ. の(2)におけるロバーツの指摘の通りである。Barbero, *La Guerra* p. 44. パルベロ、前掲訳書、66-7頁。
- 3) Reinhard Baumann, *Landsknechte: ihre Geschichte und Kultur vom späten Mittelalter bis zum Dreißigjährigen Krieg*, München, 1994, pp. 54-5, 131. ラインハルト・バウマン、菊池良生訳『ドイツ

傭兵の文化史：中世末期のサブカルチャー／非国家組織の生態誌』、新評論、2002年、82、185頁。

- 4) 中世における傭兵については、Philippe Contamine, *War in the Middle Ages, Part I The State of Knowledge, 4. Free Companies, Gunpowder and Permanent Armies from the Beginning of the Fourteenth to the End of the Fifteenth Century*, pp. 119-72. *Michael Mallett, Mercenaries and their Masters: Warfare in Renaissance Italy*, foreword by William Caferro, Barnsley, 2009 (1974). Hunt Janin with Ursula Carlson, *Mercenaries in Medieval and Renaissance Europe*, Jefferson, 2013.  
また、バウマン、バレストラッチとともに、傭兵を利用した国王・君主として、ケルン大司教と戦ったハインリヒ獅子王（ザクセン公ハインリヒ3世、在位1142年-1180年、バイエルン公ハインリヒ12世、在位1156年-1180年）、プランタジネット家のリチャード獅子心王（イングランド王リチャード1世、在位1189年-1199年）と戦ったフランスのフィリップ尊厳王（フィリップ2世、在位1180-1223年）の両者および、王位をめぐる戦いでのブラウンシュヴァイク家のオットー4世（神聖ローマ皇帝、在位1209-1215年）の名を挙げている。Baumann, *Landsknechte*, pp. 14-5. バウマン、前掲訳書、27-8頁。Duccio Balestracci, *Le armi, i cavalli, l'oro : Giovanni Acuto e i condottieri nell'Italia del Trecento*, Roma, 2009 (2003), p. 28. ドウッチョ・バレストラッチ、和栗珠里訳、『フィレンツェの傭兵隊長 ジョン・ホークウッド』、白水社、2006年、35頁。
- 5) Charles Bémont, *Chartes des Libertés Anglaises (1100-1305)*, V., Paris, 1892, p. 35.
- 6) *Oxford Latin Dictionary* によれば、形容詞 'stipendiarius' には、'1 Performing military service for pay; (esp. of mercenaries)' とある。
- 7) 'Scutage' in Christopher Corèdon with Ann Williams, *A Dictionary of Medieval Terms and Phrases*, Woodbridge, 2013(2004), p. 252.
- 8) Howard, *War*, p. 10. ハワード、前掲訳書、29-30頁。
- 9) *Ibid.*, pp. 7-8. ハワード、前掲訳書、25頁。
- 10) *Ibid.*, p. 8. ハワード、前掲訳書、26頁。
- 11) *Ibid.*, p. 17. ハワード、前掲訳書、41頁。
- 12) 松浦義弘、「フランス革命期のフランス」、柴田三千雄・樺山紘一・福井憲彦編、『世界歴史大系 フランス史 2 16世紀▶19世紀なかば』所収、第八章、6 モンターニュ派独裁の成立とその崩壊、山川出版社、1996年、380頁。
- 13) この徴兵制度が、その後、第一帝政まで続く事実について、ハワードは「徴集兵はその後二十年間にもわたり…召集された」と述べている。Howard, *War*, p. 80. ハワード、前掲訳書、137頁。
- 14) 林田伸一、「最盛期の絶対王政」、216頁。なお、上記の歩兵の数は、A. Corvisier, dir., *Histoire militaire de la France*, tome 1, Paris, 1992, p. 388. から林田が転載した、と記載される「図11」に従っている。
- 15) A. Corvisier, 'Mercenaries', in *A Dictionary of Military History*, p. 503.
- 16) Howard, *War*, p. 17. ハワード、前掲訳書、40-1頁。
- 17) *Ibid.*, *War*, p. 18. ハワード、前掲訳書、42頁。
- 18) Baumann, *Landsknechte*, pp. 13-4. バウマン、前掲訳書、26頁。
- 19) *Ibid.*, pp. 14-5. バウマン、前掲訳書、27-8頁。
- 20) *Ibid.*, pp. 18-9. バウマン、前掲訳書、32-3頁。
- 21) その事例として、1066年にハロルド2世の命によって、ヘイスティングスでノルマン侵入軍と戦ったイングランド軍の中で、「雇われ兵」とは区別されて「傭兵」と呼ばれた兵士、および12世紀ノルマン人が使用していた、臨時で雇われた軍隊、神聖ローマ皇帝フリードリヒ1世（バルバロッサ）がイタリア遠征にフランドル・ブラバントから派遣させた兵士がそれである。Balestracci, *Le armi*, pp. 27-8. バレストラッチ、前掲訳書、34-5頁。
- 22) *Ibid.*, p. 29. バレストラッチ、前掲訳書、36頁。
- 23) Barbero, *La Guerra*, p. 16. バルバーロ、前掲訳書、19頁。

#### IV.

- 1) 本章においては、本文、注とも、括弧内の頁数は、とくに断らない限り、Lipsius, *Politica*. におけるそれを指す。
- (1)
- 1) I. の注7) を参照せよ。
- 2) Marjolein 't Hart, *The Dutch Wars of Independence: Warfare and Commerce in the Netherlands 1570-1680*, Abingdon, 2014, p. 42.
- 3) Oestreich, 'Justus Lipsius', S. 63. エストライヒ、前掲訳書、40-1頁。

- 4) Thomas Aquinas, *De regno ad regem Cypri*, 2014, p. 37. なお、本書の出版地については、USAとある以外は不明である。また、St. Thomas Aquinas, *Political Writings*, edited and translated by R. W. Dyson, Cambridge, 2002, p. 13. トマス・アキナス、柴田平三郎訳、『君主の統治について 謹んでキプロス王に捧げる』、岩波書店、2009年、109-10頁。ここにトマスによって言及されている『軍事論 [de re milieari]』とは、ウェゲティウス自身が書いたものはそれ以外に伝わっていないところから判断して、Ⅲ. の (2) の注6) に示した『軍事の概要 (Epitoma Rei Militaris.)』と同じものである、と見てまず間違いない。
- 5) Allmand, *The De Re Militari of Vegetius*.
- 6) Justus Lipsius, 'De Militia Romana Libri Quinque', in *De Militia Romana Libri Quinque; De Constantia Libri Duo*, mit einer Einleitung herausgegeben von Wolfgang Weber, Hildesheim, 2002. なお、これについては、以下の論文を参照せよ。Jeanine De Landtsheer, 'Justus Lipsius's *De militia Romana*: Polybius Revived or How an Ancient Historian was Turned into a Manual of Early Modern Warfare', in *Recreating Ancient History: Episodes from the Greek and Roman Past in the Arts and Literature of the Early Modern Period*, edited by Karl Enekel, Jan L. de Jong, Jeanine de Landtsheer; with Collaboration of Alicia Montoya, Leiden, 2001, pp.101-22.
- 7) Oestreich, 'Justus Lipsius', S. 61. エストライヒ、前掲訳書、38頁。
- 8) 実際、リプシウスが「外部の者たちは、往々にして不誠実、また同時に頑固、加えて、地方の住民にとって負担となる。というのは、彼らは、焼き払い、略奪し、凌辱を行う。」(p. 569.) と述べているのはたしかである。
- 9) 「[マキアヴェッリとリプシウスの] 二人は、傭兵の不正、弱さ、破廉恥を嘆き悲しむだけでは足りず、臣民 [Untertanen] から成る軍隊の形成を求めたのである。」Oestreich, 'Justus Lipsius', S. 63. 前掲訳書、41頁。
- 10) フィレンツェ「市民軍」については、次のものを参照せよ。D. P. Waley, 'The Army of the Florentine Republic from the twelfth century to the Fourteenth Century', in *Florentine Studies: Politics and Society in Renaissance Florence*, edited by Nicolai Rubenstein, 4, London, 1968, pp. 109-39.
- 11) Felix Gilbert, 'Machiavelli: The Renaissance of the Art of War' in *Makers of Modern Strategy: from Machiavelli to the Nuclear Age*, edited by Peter Paret with the Collaboration of Gordon A. Craig and Felix Gilbert, Part One. The Origins of Modern War, I, Princeton, 1986, pp. 17-9. フェリクス・ギルバート、「マキアヴェリ」、ピーター・パレット編、防衛大学校「戦争・戦略の変遷」研究会訳、『現代戦略思想の系譜：マキアヴェリから核時代まで』所収、I 近代戦の起源、第1章、ダイヤモンド社、1989年、11-2頁。
- 12) Oestreich, 'Justus Lipsius', S. 61. エストライヒ、前掲訳書、38頁。
- 13) ちなみに、*Oxford German Dictionary* によれば、ドイツ語の名詞形 'Disziplin' は 'Ordnung' すなわち「秩序、規律、規則、隊形」、さらに動詞の 'disziplinieren' (規律に服させる、しつける、訓練する、懲戒に付する『独和大辞典』(小学館)) で使うと 'sich diszipliniert verhalten'、すなわち、'behave in a disciplined way' となり、日本語では「規律に服させる」となる。ここからは、すでに成立した、確固とした秩序を前提として、人々に「枠にはめる」、「箍をはめる」というニュアンスが窺える。したがって、ドイツ語、英語ともに、客体への「教育」、「訓練」の意味は後退し、入れ代わって〈枠〉としての「規範」・「規律」と、そこからはみ出た者に対する「懲戒」・「懲罰」の意味が前面に出ているのである。しかしながら、考えてみれば、そもそも「教育」、「訓練」とは、まず前提として、兵が〈枠〉に則って行動するためにこそ行われ、なおその上で、〈枠〉からはみ出た者に対しては、罰が科せられる制度を指す。実際、後述するように、リプシウスの議論においては、この 'disciplina' には、明確に「兵の《練度》を上げる」という意味が託され、実際そのために整備すべき諸制度が提唱されているのである。そして、この「枠」、「箍」に相当するのこそ、リプシウスの言う「軍紀 [*militarem disciplinam, militaris Disciplina*]」(p.605.) である。また、そのための諸制度の中でも、もっとも重要かつ中心に位置するのが、「隊形 [Ordinem]」、就中「分隊 (する) [digerendis]」である。エストライヒが、リプシウスの原文における 'disciplina' を、それが対応するドイツ語である 'Disziplin, disziplinieren, Disziplinierung' の意味としてそのまま受け取り、これを制度として適用する対象を「傭兵」のみに求めた、との推測は十分成り立つのである。しかし、*Oxford English Dictionary* によれば、動詞 'discipline' とは 1. To subject to discipline: in earlier use, to instruct, educate, train; in later use, more especially, to train to habits of order and subordination; to bring under control. であるとされており、'in earlier use' と断りながらも、この意味において明確に *Oxford Latin Dictionary* における意味が踏襲されている。
- 14) 「増援兵」の原語に相当する 'auxilia' とは、ローマの軍制下では、あくまで「同盟軍」に対して (増援) を頼む軍隊を指し、それはローマ市民軍団の補佐・支援をおこない、遠征途上の戦闘地域から集められた外部の者たちから成っていた。Goldsworthy, *Roman Army*, London, p. 55. ゴールズワーシー、前掲訳書、

55頁。この「増援兵」という軍制は、当然のこととして、なにもローマ時代に限ったことではない。次に掲げる、テューダー期の傭兵制研究は、明確に「傭兵」と「増援兵」とが実態として別個の制度であったことを指摘したうえで、もちろん概念上もこれら両者を仕分けている。Gilbert John Millar, *Tudor Mercenaries and Auxiliaries, 1485-1547*, Charlottesville, 1980.

15) A. Corvisier, 'Mercenaries' in *A Dictionary of Military History*, p. 501.

16) Baumann, *Landsknechte*, p. 66. バウマン、前掲訳書、99頁。

17) そもそもリプシウスが直接に 'Mercenarii' ないし 'alienos mercede' の語を使って、「(外部の者たち)傭兵」に言及しているのは、以下の二つの件に限定される。

まず、「予備役兵は、若年の期間のみ、武器に習熟し、軍隊の実習訓練をおこなう。戦争期間以外は、多様な職業と生活様式に展開する。戦時に召集されれば、傭兵と同じまたは類似の任務を遂行する。[per bellum evocantur, et eadem aut similem operam tibi, quam Mercenarii, praestant.]」(pp. 576, 7.) つまり、ここで読み違えてならないのは、リプシウスは、「傭兵」と「正規兵」との違いが戦闘形態にはなく、違いと言え、ある期間に限って任務を遂行するという、「予備役」であるが故のその任務形態、とりわけ任務《期間》においてのみにすぎない、と述べている点である。

次に、「…君主にとっては、出費が抑えられる [minus impendios]. というのは、自らの軍を教練すると [armis erudire suos]、他国の傭兵を雇うより [quam alienos mercede conducere]、あらゆる点で、安くつく [vilius] ことはたしかだからである。もし、君主が、外部の者たちから成る傭兵の行き来に費やしている [in itu et reditu consumunt] ものを、(君主に) 依存する者たちの武装と訓練に使うなら、傑出した部隊を、絶えず手元に置く [ad manum tibi semper] ことになる」(pp.578,9.) と、「他国の傭兵 [alienos mercede]」の語を使ってこれに言及しているという件だが、それはあくまで「君主の下にあるものたち」による軍は「外部の者たち傭兵」より安くつく、と、《費用》の面について、これらを比較しているにすぎない。

リプシウスが、このように断言する理由は以下の通りである。「予備役兵」が「外部の者たち」より「安くつく」というのは、彼らを本国に置き往來に費用が掛からないのみならず、常に戦闘に対して構える軍である以上、以下のような契約時・契約終了時の支払いは存在しない、という意味である。すなわち、上記のとおり、傭兵制とは、封建制下の兵役義務とは全く正反対に「有給」による兵士の雇用を指す。それは、作戦ごとの傭兵の雇用のみならず、作戦にあたっての前払いの手付金、支度金と、作戦完了後の除隊金の双方が支払われていた。リプシウスが「安くつく」と言い切っているのは、この契約時と契約終了時との際に支払われる一時金が節約できるという意味である。

ちなみに、バウマンによれば、〈ランツクネヒト〉の給与については、一定の月額が決められていて、かつ日給が普通であった。ただし、〈ランツクネヒト〉は、給与とは「目的地への行軍・歩哨業務・糧食調達」という通常の任務に対して支払われるものであると理解し、「戦闘給あるいは突進給」という特別な任務に対しては、特別な手当を勝ち取ろうとした。実際に、この特別給は、状況がそれを強いるときのみ支払われていた、という。Baumann, *Landsknechte*, pp. 87-8. バウマン、前掲訳書、124-5頁。

18) エストライヒは、「規律」を構成する要素としての「隊形」に相当する語に対して、ドイツ語 'strenge Ordnung' を当て、前掲訳書はこれを、「厳格な秩序」と訳出している。Oestreich, 'Justus Lipsius', S. 62. 前掲訳書、39頁。しかしながら、著者リプシウスが 'Ordinem' について述べている議論を見れば一目瞭然であるように、隊形 'Ordinem' とは「軍隊を軍団・中隊・百人隊・十人隊に分隊する」(p. 595.) ことを指すのは明らかである。したがって、ここでは「秩序」という訳語では意味が通じない。ちなみに、*Oxford Latin Dictionary*には、'Ordinem (Ordo)' について '2. A line of soldiers standing abreast, rank' の意味を、また『小学館 独和大辞典 第2版』の 'Ordnung' の項目には「9〔軍〕隊形」の意味を載せている。

19) 実際、ウィレム沈黙公は、1579年の〈ユトレヒト同盟〉の段階まで、あくまで17州の結集を望んでいた、という。ブロール、前掲訳書、46頁。

20) また、実際、パロットによれば、1620・30年代には、相変わらず、ネーデルラント軍は外国人とネーデルラント人との双方から傭兵を雇用していた、という。David Parrott, *The Business of War: Military Enterprise and Military Revolution in Early Modern Europe*, Cambridge, 2012, pp. 111-3. 三十年戦争期になれば、ロバーツの説を俟たずとも、独立戦争期よりもはるかに大量の兵を必要としたであろうことからすれば、以上の事実は当然である。

かりに、その国家の「国民」であることが、不確かであるとすれば、「国民(民族)性」の証は、「その国の言語」を話す者、ということになる。もとより、ネーデルラントのような小国でさえ、「方言」は数多くあった以上、「国語」という範疇すら揺らぐ。かりに、それが「オランダ標準語」を意味するとしても、1618-9年の「ドルトレヒトの宗教会議」の結果として、1637年におけるオランダ語版『国訳聖書』の出版の際に、連邦議会によって統一されることになる、「オランダ標準語」の元となる言語の通用する



オラニエ・ナッサウ軍制改革とリプシウスの『政治学 (*Politica*)』: 絶対主義の再検討 (鈴木朝生)

地域の総体を指すとしても、それは、現在のベルギーを含めた17州とは、地理的に必ずしも一致しない。B.C.ドナルドソン著、石川光庸・河崎靖訳、『オランダ語誌：小さな国の大きな言語への旅』、現代書館、1999年、171-73頁。

21) Baumann, *Landsknechte*, p. 60. バウマン、前掲訳書、89頁。

(2)

- 1) プロール、前掲訳書、46-7頁。C. V. Wedgwood, *William the Silent: William of Nassau, Prince of Orange, 1533-1584*, Milton Keynes, 1956, p. 218. C・ヴェロニカ・ウェッジウッド、瀬原義生訳、『オラニエ公ウィレム：オランダ独立の父』、文理閣、2008年、306頁。
- 2) Wedgwood, *William the Silent*, p. 223. ウェッジウッド、前掲訳書、313頁。なお、この‘Staten-Generaal’は、連邦共和国が成立して以降の訳語としては「連邦議会」が妥当であろうが、それ以前の当該組織については、ウェッジウッド、前掲訳書およびプロール、前掲訳書に従い、この「全国議会」を当てることとする。
- 3) この機関については、軍の組織化と財源確保、および南部諸州の占領地域に対する課税の責務を遂行した、とされる。‘COUNCIL OF STATE (RAAD VAN STATE)’ in *Historical Dictionary of the Netherlands*, Joop W. Koopmans, Arend H. Huussen, 2nd ed, Maryland, 2007, p. 53.
- 4) プロール、前掲訳書、52頁。
- 5) A. Corvisier, John Childs, ‘Nassau, Prince Maurice of Orange-Nassau’ in *A Dictionary of Military History*, p. 549.

a.

- 1) 本節本項の以下の本文中に限り、括弧内の頁数は、Jan de Vries, Ad van der Woude, *The First Modern Economy: Success, Failure, and Perseverance of the Dutch Economy, 1500-1815*, Cambridge, 1997. および、その邦語訳書であるJ・ド・フリース/A・ファン・デア・ワウデ、大西吉之・杉浦未樹訳、『最初の近代経済：オランダ経済の成功・失敗と持続力 1500-1815』、名古屋大学出版会、2009年のそれぞれにおけるそれである。
- 2) James D. Tracy, *A Financial Revolution in the Habsburg Netherlands: Renten and Renteniers in the County of Holland, 1515-1565*, Berkley, 1985, p. 75.
- 3) ‘t Hart, *The Dutch Wars* p. 157.
- 4) *Ibid.*, pp. 158-9.

b.

- 1) 本節本項の以下の本文中に限り、括弧内の頁数は‘t Hart, *The Dutch Wars of Independence*. におけるそれである。
- 2) プロールによれば、この「ゴイセン」とは、オランダ語で「乞食」を意味し、それは以下の逸話に従って、その呼称が残されている。フェリペ2世からネーデルラントの統治を引き継いだ異母姉、バルマのマルガレーテ (Margarete von Österreich) に対して反抗運動を起こした貴族たちが、宗教裁判所の廃止と全国議会の召集を求める請願を提出するため会見をした際に、マルガレーテの顧問官の一人であったベルレモン (Berlaymont) がこの貴族たちを「乞食ども」と呼んだとされる。(プロール、前掲訳書、38頁。) ちなみに、「海の乞食たち (Watergeuzen)」とは、迫害を嫌って国外に移住したプロテスタントの船乗りたちを指す。彼らは、オラニエ公から私掠許可状を得て「海賊」行為を行い、ネーデルラントとの交通を遮断する作戦を行っていた。(プロール、前掲訳書、42頁。) なお、「ゴイセン (ゴイゼン)」とはあくまでもドイツ語読みに従った場合の発音表記であり、オランダ語読みの発音に従った場合の表記としては「フーゼン」に近い。
- 3) ちなみに1603年のネーデルラント軍は総計132個中隊からなっていたが、その〈国民 (民族) 性〉を基準にした内訳は、イングランド隊43・フランス隊32・スコットランド隊20・ワロン隊11・ドイツ隊9・ネーデルラント [Dutch] 隊17であった。Jörgensen... [et al.], *Fighting Techniques*, p. 25. ヨルゲンセン他、前掲訳書、031頁。
- 4) ツ・ハートはネーデルラントの傭兵が〈ランツクネヒト〉の伝統に属すると説明している。もしこれが正しいとするならば、兵士との「契約」の有様について、バウマンの研究に描かれたドイツ〈ランツクネヒト〉とネーデルラントの傭兵との間で類推を行っても、かなりの蓋然性は担保されであろう。バウマンは、これらの〈ランツクネヒト〉による一連の共同 (自治) 的行為を「共同決定権 [Mitsprache]」あるいは「共同審議権 [Mitentscheidung]」と呼んでいる。Baumann, *Landsknechte*, pp. 102, 4. バウマン、前掲

訳書、144-5, 7頁。また、「追加給与」については、次のものを参照せよ。Baumann, *Landsknechte*, pp. 87-8. バウマン、前掲訳書、125頁。

- 5) ここで注意すべきは、ツ・ハートは、この改革のうち少なくとも部隊の「小規模化」に関する限り、オラニューナッサウ家側は「ユグノー」から着想を得ていたと断言する一方、リプシウスの名前にさえ言及していないという点である。
- c.
  - 1) 本節本項の以下の本文中に限り、括弧内の頁数は、Marjolein 't Hart, *The Dutch Wars of Independence* におけるそれである。
  - 2) この「文書」の、原語のオランダ語表記による本来の題名は、ツ・ハートの著書には記されていない。また、以下の、英語による「史料集」を見る限りでは、少なくともそれらには記載されていない。The *Low Countries in Early Modern Times*, edited by Herbert H. Rowen, New York, 1972. *Texts concerning the Revolt of the Netherlands*, edited with an introduction by E. H. Kossmann and A. F. Mellink, Cambridge, 2008 (1974). *The Dutch Revolt*, edited and translated by Martin van Gelderen, Cambridge, 2008 (1974). しかし、いずれにせよ、兵士との間で交わされた〈契約〉の機能を果たす「文書」であるには違いない。バウマンの〈ランツクネヒト〉研究によれば、「契約」とは、直接には兵士が「査閲」の際に行う「誓約〔Eid〕」の行為を指す。ここで「査閲」とは、閱兵場に到着した兵士と、司令官ないしその代理との間で行われる「法行為」を中心に、ここで兵士の配属と給与、すなわち待遇が決められる、一連の手続きを指す。(Baumann, *Landsknechte*, pp. 72-5. バウマン、前掲訳書、107-9頁。) その後、「軍人服務規程〔Artikelsbrief〕」が朗読されるのだが、これは「忠誠の誓い〔Treueid〕と軍法とを独特な形で一致させた」ものであり、種々の禁止規定が盛り込まれていた。(Baumann, *Landsknechte*, pp. 79-80, 2. バウマン、前掲訳書、115-6, 8頁。ちなみに、封建制下における封土受領の際に、‘Lehnseid’ と並んで、この語が使われることがある。) しかし、重要なのは、司令官がこの「軍人服務規程」の内容について、フリーハンドの部分徐徐に拡大させることで、自ら全権を兵たちに認めさせ、「軍紀」を拡大するのに利用していった、という点である。この点は、以下に述べるオラニューナッサウ軍制改革の事例と同じである。(Baumann, *Landsknechte*, pp. 82-3. バウマン、前掲訳書、119頁。)
  - 3) バウマンは、募兵の際には、募兵リストに兵たちの洗礼名、苗字、出身地を書き込む「書記係」、「主計官」あるいは「出納係」、あるいはもつとたくさんの募兵係や触れ役もいたかもしれない、と述べている。(Baumann, *Landsknechte*, p. 54. バウマン、前掲訳書、80-1頁。)

### (3)

- 1) エストライヒは、少なくとも上記論文中に見る限りでは、この「近衛兵」の存在については全く言及していない。
- 2) これについて、ブロールによれば、ナッサウのルートヴィヒはユグノーの軍隊に支援を仰いでいた。また、ウィレム1世はアンジュー公に主権を提供することで、フランスに同盟軍を確保しようとした。ブロール、前掲訳書、42, 3, 7頁。

#### a.

- 1) André Corvisier, John Childs, 'Militias' in *A Dictionary of Military History*, pp. 516-20. 't Hart, *The Dutch Wars*, pp. 85-6. ちなみに、この時期のネーデルラントにおける、都市の「民兵」の肖像の一つが、レンブラント・ファン・レインによる作品、『夜警 (De Nachtwacht)』に描かれた「フランス・バニング・コック隊長とウィレム・ファン・ラウテンブルフ副隊長の一隊 (De compagnie van kapitein Frans Banning Cocq en luitenant Willem van Ruytenburgh.)」のそれである。
- 2) Jochen Bleicken, *Die Verfassung der römischen Republik: Grundlagen und Entwicklung*, 7., völlig über. und erw. Aufl., Paderborn, 1995, S. 65-7. J. ブライケン、村上淳一 | 石井紫郎訳、『ローマの共和政』、山川出版社、1984年、58-60頁。ただし、本訳書は、右の書物の「第三版」の抄訳である。
- 3) Bleicken, *Die Verfassung*, S. 111. ブライケン、前掲訳書、93頁。
- 4) Ibid., S. 121. ブライケン、前掲訳書、103頁。

#### b.

- 1) Bleicken, *Die Verfassung*, S. 152-3. ブライケン、前掲訳書、168頁。また、封建制下のイングランドでは、この手続きが 'Commission of Array' である。'Commission of Array' in *A Dictionary of Medieval Terms and Phrases*, p. 21.
- 2) Baumann, *Landsknechte*, pp. 87-8. バウマン、前掲訳書、124-5頁。また、IV. の (1) 注17) をあらためて参照せよ。

c.

- 1) 't Hart, *The Dutch Wars*, p. 38.
- 2) III. の (2) におけるロバーツの説を参照せよ。

V.

- 1) van Gelderen, *The Political Thought*, p. 187.
- 2) Myers, *Parliaments and Estates*, p. 82. マイヤーズ、前掲訳書、88頁。
- 3) Ibid., p. 129. マイヤーズ、前掲訳書、144頁。
- 4) 以下の事典の編者によれば、17, 8世紀において、政治的忠誠心は、大まかに言って、貴族政的共和主義統治に賛意を寄せるものと、オラニエ-ナッサウ家の総督に対する支持者たちの間で分かれた。後者は、より中央集権的な君主政的形態の国制を選好した、とある。'ORANGISM' in *Historical Dictionary of the Netherlands*, p. 167. プライスは、「オレンジスト」と「リパブリカン」という呼称そのものは後代、「18, 9世紀」に生まれたものであり、また、実際両者の関係は、対立というよりも、その均衡であった、と述べている。J. L. Price, *Holland and the Dutch Republic in the Seventeenth Century: the Politics of Particularism*, II The Politics of the Province of Holland, 4. Republicans and Orangists, Oxford, 1994. pp. 154-71.
- 5) デ=ウィットとその一党は「真の自由 [Ware Vrijheiden]」と呼ばれた。Price, *Holland and the Dutch Republic* p. 161.
- 6) ブロール、前掲訳書、71-3頁。
- 7) ネーデルラント共和主義については、次のものを参照せよ。Eco O. G. Haitisma Mulier, *The Myth of Venice and Dutch Republican Thought in the Seventeenth Century*, translated by Gerard T. Moran, Assen, 1980. Kossmann, 'Dutch Republicanism' in *Political Thought in the Dutch Republic*, pp. 169-93. また、「門閥市民」層の代弁者として、共和主義を明確に打ち出した、デ・ラ・コウルト (ド・ラ・クール) 兄弟については、次のものがある。Arthur Weststeijn, *Commercial Republicanism in the Dutch Golden Age: the Political Thought of Johan & Pieter de la Court*, Leiden, 2012.
- 8) van Gelderen, *The Political Thought*, p. 208.
- 9) Ibid., p. 187. 1580年代の諸事件については、本稿IV. の (2) を参照せよ。
- 10) ユグノー戦争中、ユグノーの抵抗権論文書の中でもっとも極端な理論として有名な、*Vindiciae Contra Tyrannos*. における抵抗権理論は、実際に、フェリベに対する「廃位布告」がなされる1581年の直前、ネーデルラントにも紹介・移入されている。van Gelderen, *The Political Thought*, pp. 154-5, 9-60. テキストは、以下のものである。Stephanus Junius Brutus, the Celt, *Vindiciae, Contra Tyrannos: or, concerning the legitimate power of a prince over the people, and of the people over a prince*, edited and translated by George Garnett, Cambridge, 1994. また、本書の邦語訳は以下のものである。ステファヌス・ユニウス・ブルトウス、城戸由紀子訳、『僭主に対するウィンディキアエ: 神、公共的国家、人民全体それぞれの権利の回復を僭主に抗して請求する』、東信堂、1998年。ただし、訳者によれば、城戸訳の底本は、上記Cambridge版ではなく、The British Library所蔵の1579年の原著である、とのことである。
- 11) ブロール、前掲訳書、47頁。
- 12) van Gelderen, *The Political Thought*, Chapter 5, 5.2 Pleas for Princely Rule: the Problem of François, Duke of Anjou, pp. 167-80.

なお、本稿は、平成27年度「二松学舎大学 特別研究員」制度の成果として公刊された。